

實現を圖るを目的とし進んで之が遂行に依り日本精神を顯揚せんとす、工業審議會 本會は機械化國防の實を揚ぐる爲め機械化工業の進歩を圖るを目的とし之に關する研究審議を行ふ

代表者 吉田 豊彦

財團 帝國飛行協會

所在地 東京市芝區田村町一ノ三

目的

航空に關する諸般の進歩發達を獎勵し且其の趣味知識と會員相互研究の便利とを圖る。

事業要項

- 一 飛行場の建設獎勵、維持整備費補助及管理
二 航空路の擴張促進、航空標識の設置
三 航空機搭乗員の増加及技術向上の爲必要な事項(航空講習會、飛行獎勵、技術獎勵、航空競技)

四 航空機特に輕飛行機、グライダーの普及獎勵

五 航空功勞者の表彰

六 航空殉難者の弔祭

七 民間航空者及遺族慰安

八 航空知識の普及講演、映畫會、リフレット配付、圖書及機關雜誌の刊行航空圖書の蒐集並に公開、航空機同器材及模型の蒐集並に公開、航空博覽會並に展覽會、航空ディスプレイ

九 國際航空業務(國際聯合會加盟、航空事情の交換連絡、航空懇談會、航空相談)

總裁 梨本宮守正王

會長 男爵 阪谷 芳郎

財團 海軍豫備航空團

所在地 本部 東京市麴町區日比谷公園 市政會館内

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

東京支部 東京市蒲田區羽田東京飛行場

目的 スポーツマンシップを基礎とし汎く學生間に於ける航空知識の發達を圖り併せて航空の發展に資するを以て目的とす。

事業

- 一 加盟各航空研究會を統括して相互の聯絡融和を圖り且其の事業を助成すること
二 航空に關する學術的研究
三 航空に關する講演會の開催
四 講師教官の派遣
五 飛行機操縦練習
六 雜誌の發刊及定期不定物刊行物の發刊
七 毎年一回全日本學生航空選手權大會の開催
八 學生航空日本記録の制定認定發表
九 國際學生航空競技會豫選
十 前各項の外本聯盟の目的に關する事業にして評議員會の決議を経たるもの

創立 昭和五年四月二十九日

會員數 約一千名(昭一一・八)

加盟校 (關東)早大、慶大、東大、法大、明大、立大、専大、慈惠醫大、一高、横濱高工、關東學院、日大、(關西)京大、關學、大阪外語、大阪商大、關大、神戸高工、立命館大、大阪帝大、三高

財團 大日本青年航空團

所在地 東京市芝區田村町二丁目(飛行館内)

目的 團員の心身を鍛鍊し義勇奉公の念を涵養し、平戰兩時を通じ航空報國の素質を具備せしめ、又廣く一般國民をして航空に對する理解を促進せしむるに在り。

事業

- 一 グライダー、飛行機操縦に關する學科、術科の教育並に指導を行ふ
二 指導者を集めて講演會を開催す
三 選手を集めて競技大會を開催す
四 隨時合宿道場を開きて團體訓練

大津支部 大津市外

福岡支部 福岡市外第一飛行場

名古屋支部 名古屋飛行場

海軍航空豫備學生志願者の準備教育を行ふと共に、海軍航空豫備士官の補習教育に寄與し、併せて海軍航空思想の普及を圖る。

目的

海軍航空豫備學生志願者の航空其の他一般軍事に關する準備教育

二 海軍航空豫備士官の技術維持に對する便宜供與

三 海軍航空に關する講話及海軍航空施設の見學

四 前各號の外評議員會の議決に依り定めたる事業

財團 日本學生飛行聯盟

所在地 本部 東京朝日新聞社内

理事長 海軍航空本部總務部長

第一建設方針

1 優秀操縦士及機關士を急速に養成し、之を保持訓練すると共に爾後益々之が強化擴充を期す

第一次目標を三年とし、操縦士一〇〇、機關士三〇、飛行機五〇及戰術機十數機を整備す

2 グライダー滑空士多數を教育保持す

團長 陸軍大將 井上幾太郎

財團 海軍館

所在地 東京市澁谷區原宿三ノ二六六

本 部

地方 支部

市 町 村 分 團

一〇四一

海軍軍事思想の普及及海國精神の涵養を目的とす。

- 一 海軍館の維持經營
- 二 海軍に關する記念物、參考品、圖書、繪畫等の蒐集及之が公開
- 三 海軍軍事思想普及に關する映寫及同資料の刊行
- 四 海軍軍事思想普及及海國精神涵養事業に對し資料の供給、貸與又は會場の貸與
- 五 前諸號の外評議員會の議決に依り必要と認むる事業

總裁 海軍大臣
館長 海軍次官

財團法人 三笠保存會

所在地 東京市芝區田村町一ノ三 飛
行館内

目的 日露戰役當時の我聯合艦隊の旗艦として偉勳を奏したる軍艦三笠を國寶的記念品として保存し其の歴史的價値を永く國民に印象せしめ國民精神を養ふ。

- 一 三笠保存に必要な施設をなし、且其の維持方法を講ずること
- 二 三笠に於ける東郷大將其の他海軍將士の歴史的記念資料の蒐集
- 三 三笠を學生、生徒其の他汎く公衆に觀覽せしめ又は之を公共的に利用せしむること

財團法人 海防義會

所在地 麹町區日比谷公園 市政會館

目的 帝國の海防に貢獻す。

- 1 軍用に供し得べき船舶、機具を製造又は購入し適當の方法を以て之を

- 2 造船、造兵、造機、航海、航空、潛航及海防に關する特殊事項の研究調査、著作をなし且之を獎勵助成すること
- 3 前號の成績顯著なる者に對しては表彰をなすこと
- 4 外國に於ける第二號と同種の事業を紹介し又は著作を翻譯すること
- 5 海防に關する思想普及のため適切なる施設をなすこと

財團法人 海軍協會

所在地 東京市麹町區丸ノ内二丁目 郵船ビル内

目的 海軍、海運其の他の海軍知識を一般に普及し併せて海軍力の完成維持に貢獻するを以て目的とす。

- 一 調査機關を設け内外の海軍、海運其の他の海事に關する諸般の事項を調査研究する
- 二 會員の軍艦、軍港見學等は勿論一般國民の見學上便宜を圖り、又講演會活動寫眞會等を開催する
- 三 會報、雜誌、年鑑、書籍等を刊行する
- 四 海軍記念日(五月二十七日)を尊重し本會主催者となり、毎年當日各地に集會を開き特に海軍其の他の海事思想の鼓吹獎勵に努むること

財團法人 海員救濟會

所在地 東京市淀橋區明石町五一

- 一 海員の養成、保護、風紀矯正
- 二 海上交通の發達に裨益する事業
- 一 海員の養成

- 二 海員の宿泊慰安
- 三 海員患者の經費又は無料診療
- 四 優良海員の表彰
- 五 海員及遺族の保護救濟
- 六 有事の際軍事輸送の補助
- 七 海軍思想普及の爲雜誌「海之世界」其の他圖書發行

財團法人 帝國水難救濟會

所在地 東京市深川區佐賀町一丁目一ノ四

目的 日本帝國の沿岸に於ける人命財産の遭難を救助す。

- 一 救護所、救護組合の設置
- 二 見張所設置
- 三 救助員の褒賞
- 四 救助員及其の遺族の扶助
- 五 其の他海難救助に必要なと認めたる事業

事項 役員 總裁 伏見宮博恭王殿下
會長 松平 賴壽

財團法人 愛國婦人會

所在地 東京市麹町區九段一ノ五

目的 光輝ある我國史の裏面には、常に婦人の謙讓、優雅、而も壯烈偉麗なる隠れたる功績の存するを見る。本會は此の婦人の傳統的祖國愛の精神發露として明治三十四年二月二十四日創立せられたるものなり。

- 一 軍事扶助並に軍事後援事業
- 二 社會奉仕事業
- 三 公民訓練に關する事業

- 四 家庭婦人として須要なる智徳技藝の修得に關する事業
- 五 愛國精神の涵養に關する事業及運動

總裁 故東伏見宮依仁親王妃周子殿下
會長 水野滿壽子

陸海軍將校婦人會

所在地 東京市牛込區若松町一

會 員

陸海軍將校同相當官家族の婦人

目 的

會員相互の親睦を敦うし常に協同一致して益々婦徳を涵養するを以て目的とし併せて緊切なる社會事業をなす。

事 業

- 一 講演、實習、見學、宣傳
- 二 教養所の設置
- 三 授産所の設置
- 四 講習所の設置
- 五 學生寄宿舎の設置
- 六 緊要なる慶弔、送迎、訪問、恤共

慰恤等

七 雜誌「みさを」の編輯發行

會 長 役 員

黒木 百子

大日本國防婦人會

所在地 東京市牛込區若松町一〇

目 的

國防は國力の總和を以て學國之に當るべく、男子のみに委すべきものにあらずとなし、平戰兩時に於ける我國婦人の責務益々重大なるに鑑み、世界に比なき日本傳統の婦道を以て國防の礎となり、銃後の力とならんとするにあり。

目 的

學國皆兵の精神に基き日本婦徳を發輝し、日本婦人としての護國の大義を實踐履行して、國防上銃後の力となるを以て目的とす。

- 一 心身共に健全に子女を教養し以て護國の任を遂行せしむること
- 二 兵役に服する夫子兄弟等に對し、

精神的にも物質的にも、後顧の憂なからしむる如く家事を整へしむること

三 一旦緩急ある場合に善處する爲、必要なる精神的教養及訓練を遂げしむると共に、家庭經濟を確立して國家經濟に寄與せしむること

四 皇軍將兵に對し婦人としての後援の誠を致すこと

五 傷痍軍人及其の家族、戰病死者遺族に皇軍將兵の家族に對し、母性愛を基調とする慰恤の誠を致すこと

六 前各號の外國防思想の涵養、會員の一致和諧、本會の目的を普及徹底せしむる爲の施設、其の他本會の目的に適合する事業

七 月刊雜誌の發行

會 長 役 員

武藤能婦子

大日本聯合青年團

所在地 東京市四谷區霞ヶ丘町 日本青年館内

全國青年團相互の連絡提携を圖り以て其の共同の進歩發達を期するを目的とす。

組 織

本團は本團に加盟せる道府縣聯合青年團、樺太聯合青年團並に六大都市聯合青年團を以て組織す。

皇太子殿下令旨 (大正九年十一月二十

二日青年團代表者明治神宮參拜のため集會の際に於ける)

國運進展基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ鑑ミ恒ニ其本分ヲ盡シ奮勵努力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

青年團十二則 (明治四十三年四月文部省、内務省選定)

- 一 教育勸語並ニ戊辰詔書御趣旨ヲ奉體スベキ事
- 一 忠君愛國ノ精神ヲ養フベキ事
- 一 國體ヲ重シ祖先ヲ尊フベキコト
- 一 克ク父母ニ事ヘ一家ノ和合ヲ圖リ身ヲ修メ家ヲ興ス事

- 一 常ニ自治團體ノ一員タルヲ忘ルルコトナク先輩ヲ敬ヒ隣保ヲ愛シ郷里ノ爲メニ力ヲ盡スベキ事
- 一 業ヲ勵ミ産ヲ治メ國力ノ増進ヲ心掛クベキ事
- 一 職業ニ必要ナル知識技能ヲ補習シテ世ノ進歩ニ後レザランコトヲ心掛クベキ事
- 一 心身ヲ鍛鍊シ勤勞ヲ愛スルノ習慣ヲ養フベキ事
- 一 互ニ善行ヲ勵ミ風紀ヲ正フシ善良ナル鄉風ヲ作ルコトニ心掛クベキ事
- 一 質素ニシテ分度ヲ守リ進ンデ公益ヲ廣メ慈善ヲ行フベキ事
- 一 一興協力ノ習慣ヲ作り公共ノ爲メ有益ナル事業ヲ起サンコトニ心掛クベキ事
- 一 公衆衛生ヲ重シ各自ノ健康ヲ保タンコトニ注意スベキ事

事業概要

一 青年團の施設經營に關する指導、特に講習、講演大會等の開催或は講師派遣、文書教育、體育其の他の教

育施設を講じて指導者の養成と一般團員の智徳技能の向上を圖る

一 産業教育の奨励助成施設による更生運動

一 圖書雜誌の刊行 (雜誌青年、日本青年新聞、青年カード、青年學校教本、青年團叢書其の他)

一 青年團、青年教育に關する調査並に展覽施設

役 員

理事長事務取扱 栗原美能留

財團 日本青年館

目 的

日本青年館は全國青年團員團結の中心として、一萬一千五百六十六團體二百二十五萬四千八百二十四人の團員が勤勞による各自負擔の淨財を醸出し、大正十四年十月二十六日竣工したもので、講堂、宿泊、代理の各部事業を經營してゐる。

役 員

理事長事務取扱

栗原美能留

財團 大日本少年團聯盟

所在地 東京市麹町區三年町一 文部省構内

目的

皇國精神の發揚を思念し教育に關する勅語の趣旨を奉戴し、本聯盟の提唱する教育法に基き男女青少年に對し社會教育を普及實施するを以て目的とす。

事業

- 一 教育指導に關する調査
- 二 指導者の養成(指導者實修所、公認講習會等)
- 三 加盟團及加盟團員の指導統制
- 四 集會、講演會等の開催
- 五 教育指導に關する圖書及雜誌の刊行(月刊少年團研究、教本、參考書)
- 六 内外少年團との聯絡提携
- 七 其の他本聯盟の目的達成の爲必要なる事項

役員

總長

海軍大將 竹下 勇

大日本海洋少年團

事務所 東京市芝區榮町 水交社内

目的

我國特殊の地勢と使命とに鑑み海洋を道場とし少青年の心身を鍛練し健全なる海洋健兒を養成するにあり。

沿革

大正十三年海洋少年團を結成し次で大正十四年大日本少年團聯盟に合流し最近に至り少年團運動の愈々發展するに從ひ海陸共に一機構内に並存することに漸く不便を感じ昭和十三年四月大日本少年團聯盟より獨立して今日に及べり。

事業

- 一 所屬團の指導統制
- 二 指導者の養成
- 三 教育指導に關する研究
- 四 團員の教育訓練
- 五 水上訓練の獎勵普及
- 六 一般海事思想の普及

七 講演講習會の開催

八 圖書雜誌の刊行

九 其の他本團の目的達成のため必要と認むる事項

總長

海軍大將 竹下 勇

國民精神總動員

中央本部

事務所 東京市麹町區曙ヶ關三丁目

(舊衆議院内)

目的

學國一致國民精神總動員の趣旨の達成を圖るを目的とす。

沿革

政府が國民精神總動員の大運動を起すや、其の趣旨を達成する爲強力なる外廓團體を結成せられることとなり、昭和十二年九月二十七日、内務大臣官邸に於て本中央聯盟設立の發起人會を開き、次で三十日總理大臣官邸に於て本聯盟に加盟を勸奨すべき團體の代表者を招待して加盟方の同意を求む、一

同之に賛成し會長以下の役員も決定、十月六日内務省地方局に假事務所を置き事務を開始す。同月十二日日比谷公會堂に於て本聯盟結成式を舉行し聯盟の趣旨並に決意を中外に聲明せり。

事業

- 一 各種委員會の設置、印刷物の作成頒布及映畫、レコード等の作製に關する指導幹旋等に依り國民精神總動員の趣旨を普及徹底に努むること
- 二 講演會の開催又は講師の幹旋及派遣等に依り國民精神總動員の趣旨を普及徹底し、又は加盟諸團體以外の諸團體及本運動實施諸機關の活動を援助すること
- 三 其の他本聯盟の目的を達する爲め必要なる事業

代表者

内閣總理大臣

財團 滿洲移住協會

事務所 東京市麹町區内幸町一

目的

滿洲移民事業の統一ある發展を助成し、併せて滿洲産業開發に資するを以て目的とす。

事業

- 一 移民事業の促進並に後援
- 二 移民事業に關する調査宣傳及紹介
- 三 移住者の幹旋
- 四 移住者の訓練
- 五 宿泊所の設立及經營
- 六 其の他移民事業達成に必要な事項

役員

陸軍大將 小磯 國昭

軍用保護馬鍛練中央會

所在地 東京市麹町區九段一ノ四

目的

今次支那事變勃發以來徵發馬は未曾有の多數に達したが、其多くは體格が纖細菲薄、性質また過悍にして、軍馬としての資質及び能力に缺くる點尠からず、從つて之を矯正し現下及び將來國軍所要の軍馬の供給を容易ならしむ

る爲、馬政の根本的改革、馬資源の培養充實、國內保有馬の資質及び能力の向上、生産力擴充等を圖り以て馬政上遺憾なきを期する爲に生れたのである。

目的

本會は鍛練競技の健全なる發達を圖り以て軍用保護馬の能力及馴致の向上に資すると共に軍馬の資質に關する智識の普及を期することを目的とす。

事業

- 一 鍛練馬競走の指導統制及助成
- 二 鍛練馬競走の騎乗者の修練施設
- 三 鍛練馬競走に關する諸般の調査及研究
- 四 一般鍛練競技の指導及助成
- 五 其他本會の目的を達成するに必要なる事業

前項に掲ぐる事業の外本會は軍馬資源保護法附則第二項の規定に依る地方競馬場の整理に關し必要なる事業を行ふ。

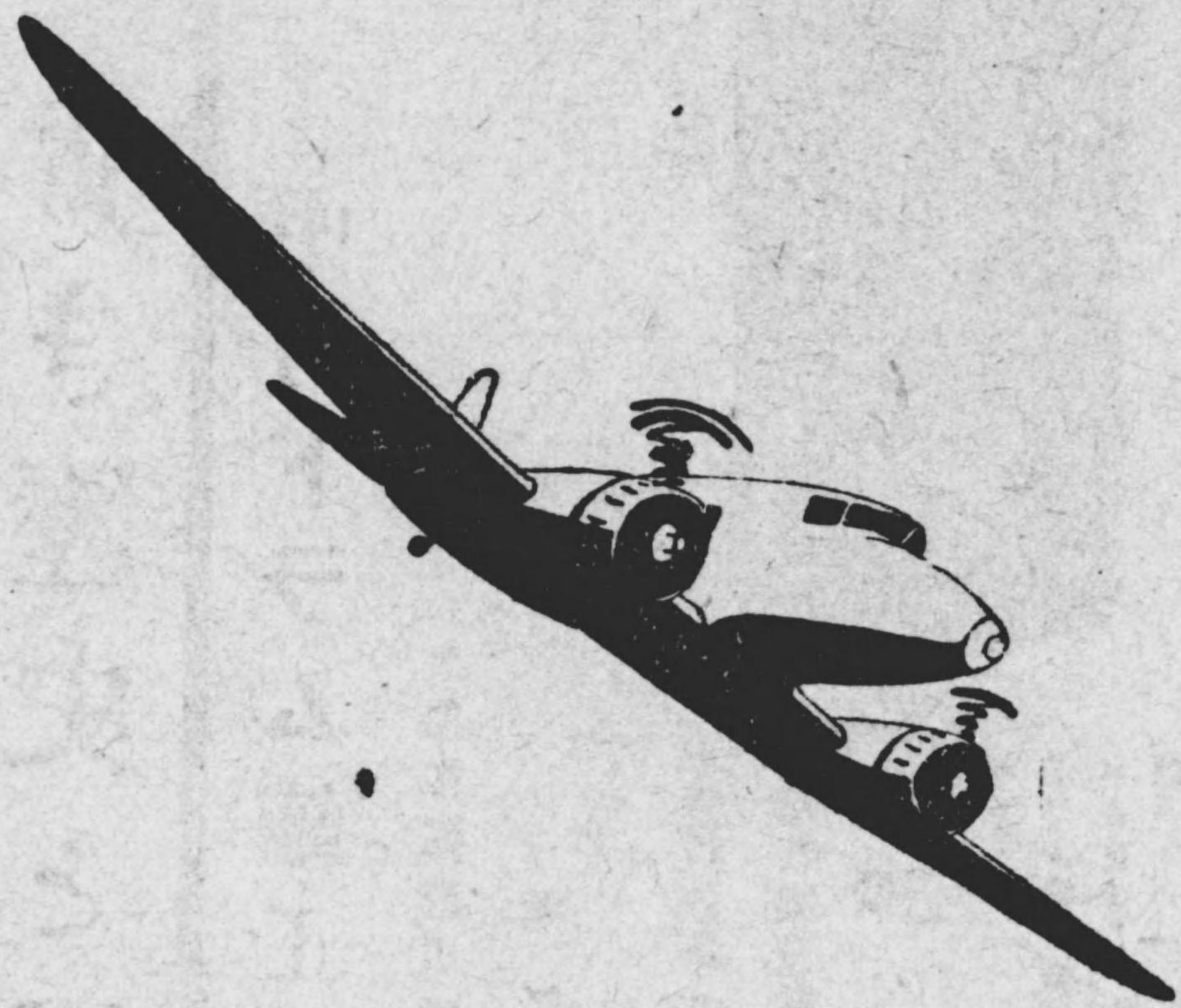
役員

名譽會頭 伯爵 松平頼壽

副會頭 吉岡豐輔

公私立軍事關係諸團體

名稱	所在地	代表者
兵器工業會	板橋區下十條陸軍兵器本部内	日本製鋼所 杉政人
愛國恤兵會	牛込區原町三ノ八	男爵 奈良武次
科學動員協會	澁谷區千駄谷四ノ七七五	總理大臣 二子石官太郎
國民防空協會	澁谷區千駄谷四ノ七七五	總理大臣 二子石官太郎
大日本防空協會	麴町區内務省内	總理大臣 今泉定助
靖國會	麴町區九段借行社内	石川せん子
靖國家の會	中野區昭和通二ノ四四	香月清司
帝國軍用犬協會	神田區一ツ橋教育會館内	大島又彦
軍馬愛護協會	京橋區銀座二米井ビル	德永秀三
報國鳩隊	大阪市中ノ島朝日新聞社内	應司信輔
大日本軍用鳩協會	神田區錦町二	渡邊政德
義肢研究所	目黒區中目黒二ノ五七八	前田利爲
大日本機械化義勇團	麴町區有樂町一東日會館	松本德明
大日本防共同志會	芝區高輪二八	
國防科學研究協會	大阪市東區内本町橋詰町	栗田義典
大阪國防館	大阪城内	高木又次郎
軍犬報國會	大阪市北區都島中通一ノ三二吉田方	井上幾太郎
大日本青年航空團	芝區田村町一ノ三飛行會館内	德川好敏
殉空會	麴町區九段借行社内	樺木幹雄
朝鮮海上防空聯盟	京城府總督府内	陸軍大臣 栗原彦三郎(昭秀)
日本刀鍛鍊會	麴町區九段靖國神社境内	末次信正
日本刀鍛鍊練習所	赤坂區水川町	中濱富三郎
東亞建設國民聯盟	赤坂區表町一丁目四	八田嘉明
大日本銃後會	大阪市天王寺區東高津南三町三〇	三井清一郎
戰時物資活用協會	麴町區霞ヶ關舊貴族院内	東條政二
糧友會	東京陸軍糧秣本廠内	伯爵 松平頼壽
大日本飛行少年團	芝區田村町一ノ三國際觀光ビル	山本寬
大日本騎道會	京橋區銀座二ノ三	
馬事公苑	世田谷區用賀町三ノ一	



三井物産株式會社
機 械 部



古き歴史と嶄新な技術

中村ドラム罐工業株式會社

東京市瀨野川區西ヶ原一三六八番地

電話 駒込(82) 二〇四四
王子 二〇四五
八二一
香香香

專賣特許第一〇六〇一二號

實用新案登錄第一七二〇四〇號
二〇一六八七號

營業品目

ガソリン、アルコール、香料用、グリセリン
エーテル、ベンゾール用、亞鉛引及錫引各種
ドラム罐、苛性、硫化曹達用アスファルト及
ベイント用、其他化學工業藥品用各種ドラム

特許パイプ卷ドラム罐



ドラム罐の一大特長

揮燈輕機重
發 械
油油油油油



小倉石油株式會社

東京市日本橋區小舟町二丁目一番地

電話 茅場町(66) 代表 四一四一
四二四一 香

ベトルー
パリソル高級潤滑油
石 蠟
アスファルト
ウォーターファルト

資本金 壹億圓
諸積立金 七千貳百七拾萬圓

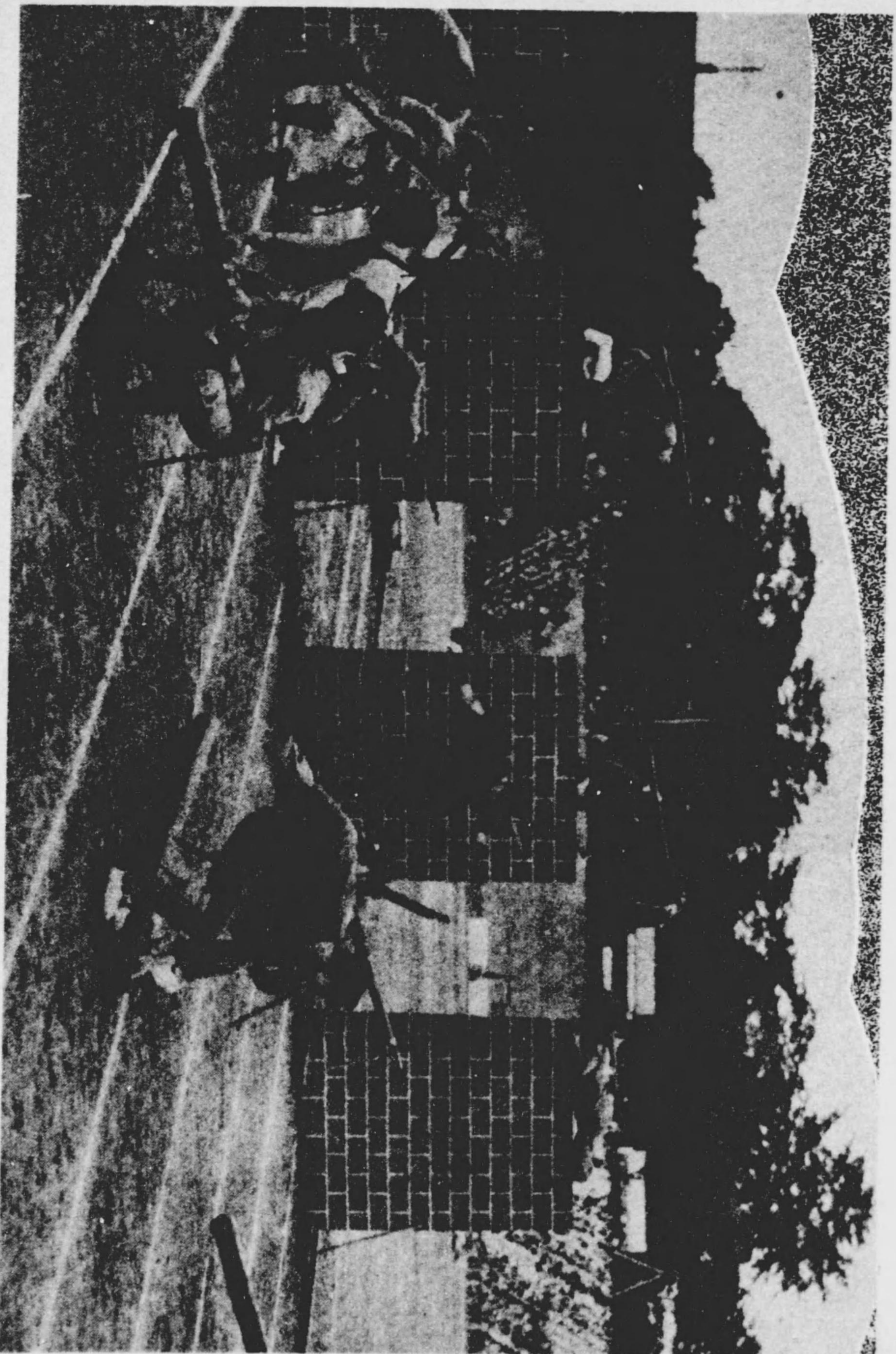
東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地



株式會社 三菱銀行

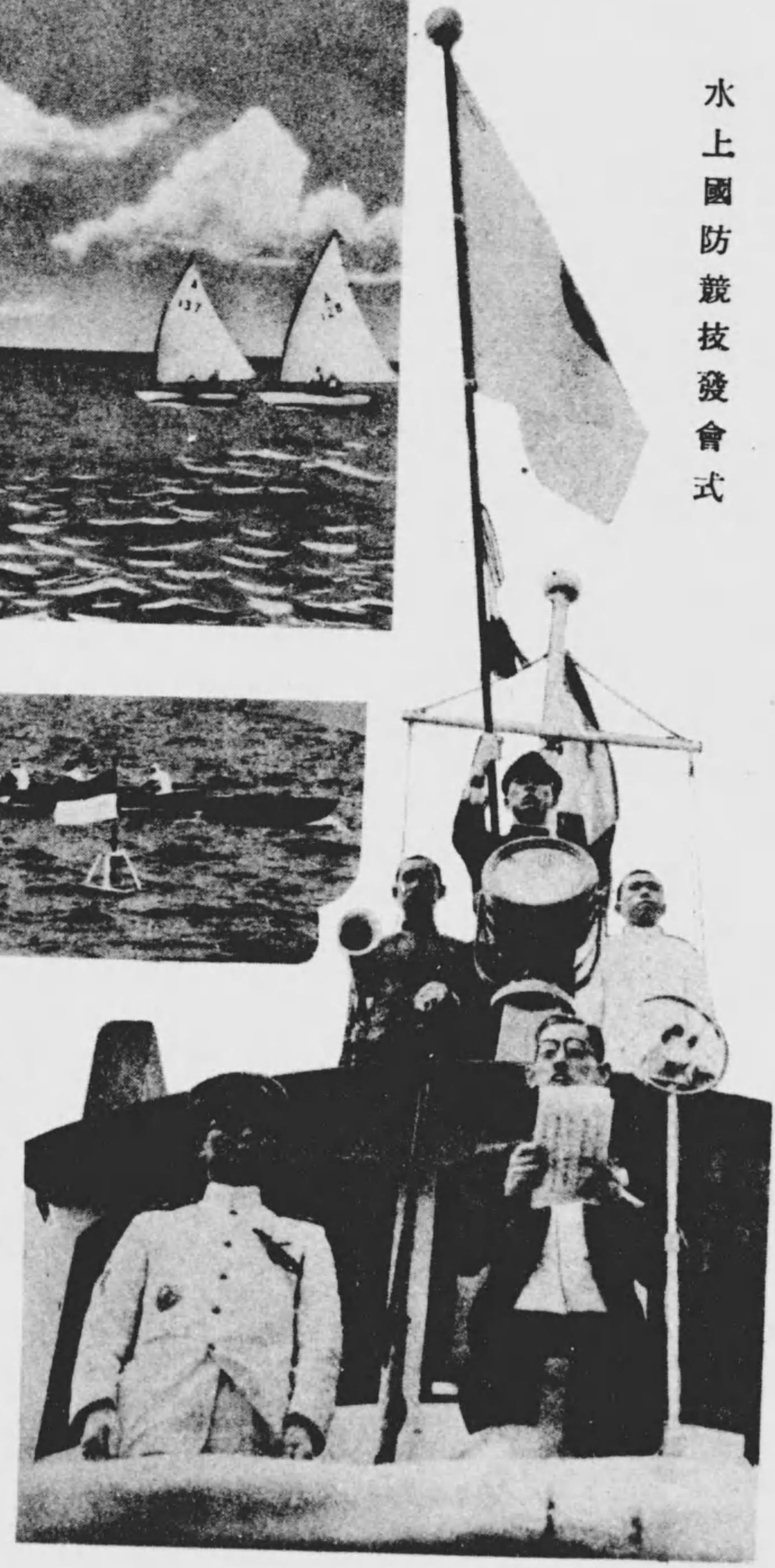
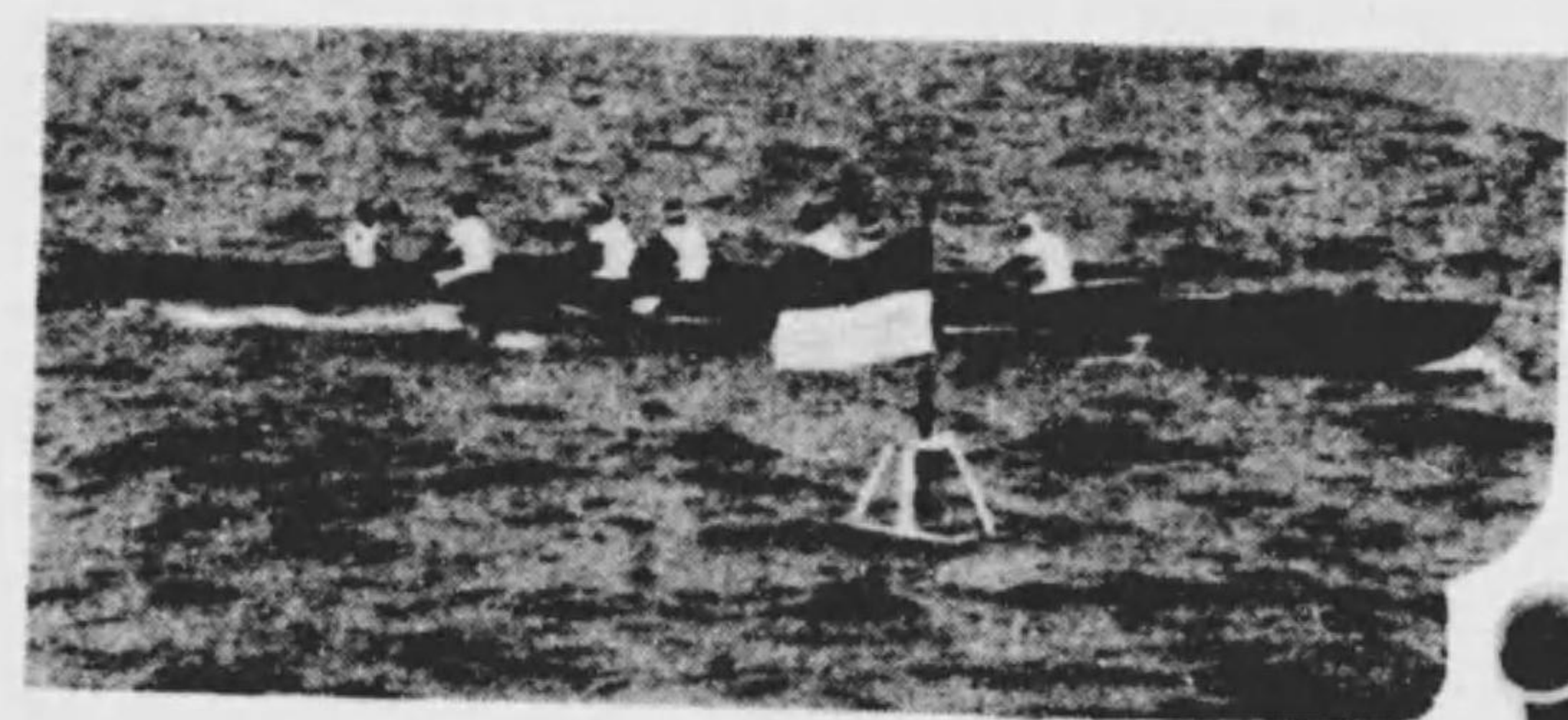
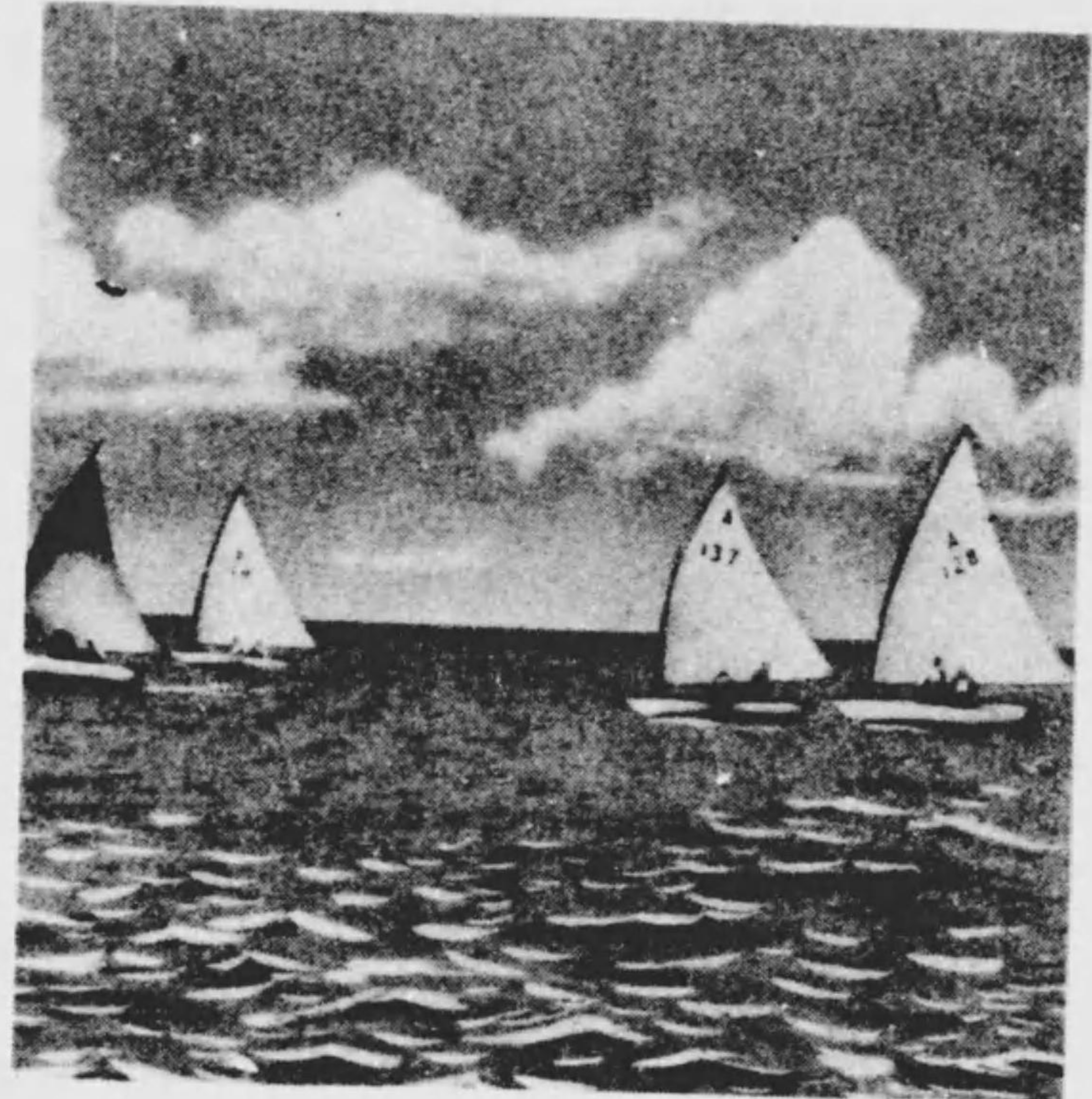
支店出張所

東京市内	永代橋、丸之内、丸之内第二、日本橋、四谷、駒込、日本橋通町、 神田、品川、大森、虎之門、京橋、築地、澁谷、蒲田、板橋
各地	大阪、梅田、中之島、船場、大阪南、神戸、三宮、神港ビル、京都 名古屋、熱田、小樽、小倉
海外	上海、大連、倫敦、紐育

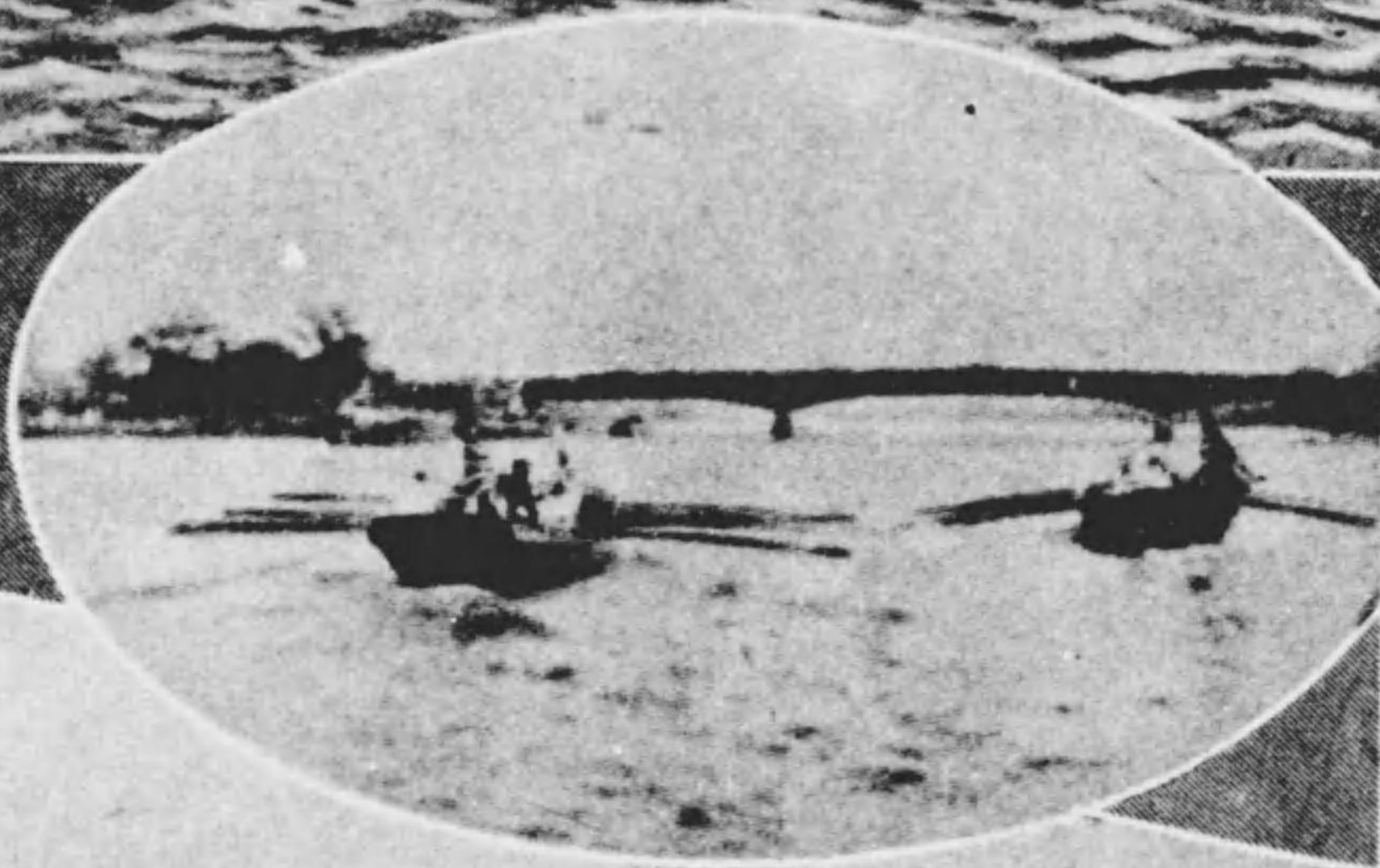
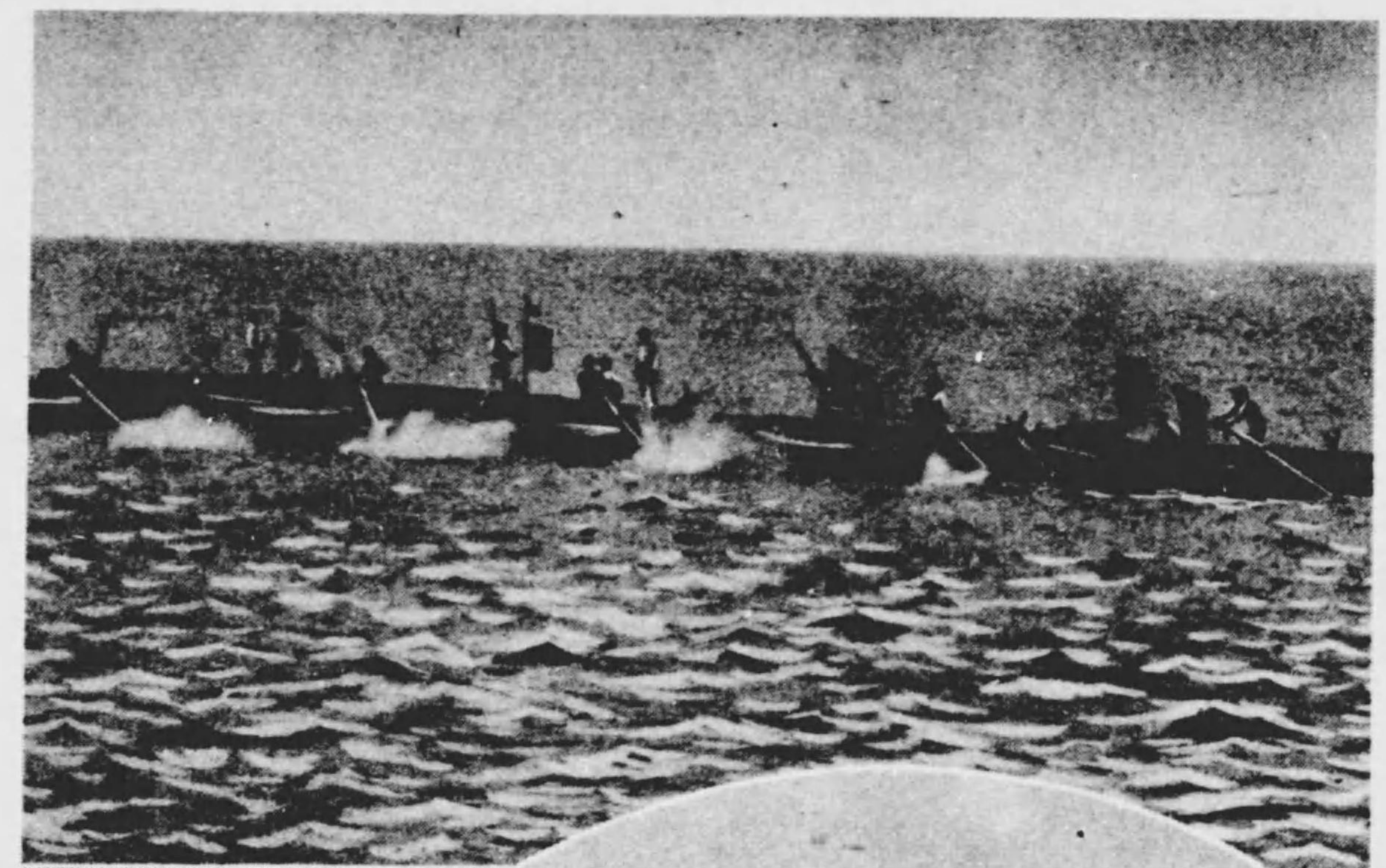


(走競過通碍障) 技競防國上陸

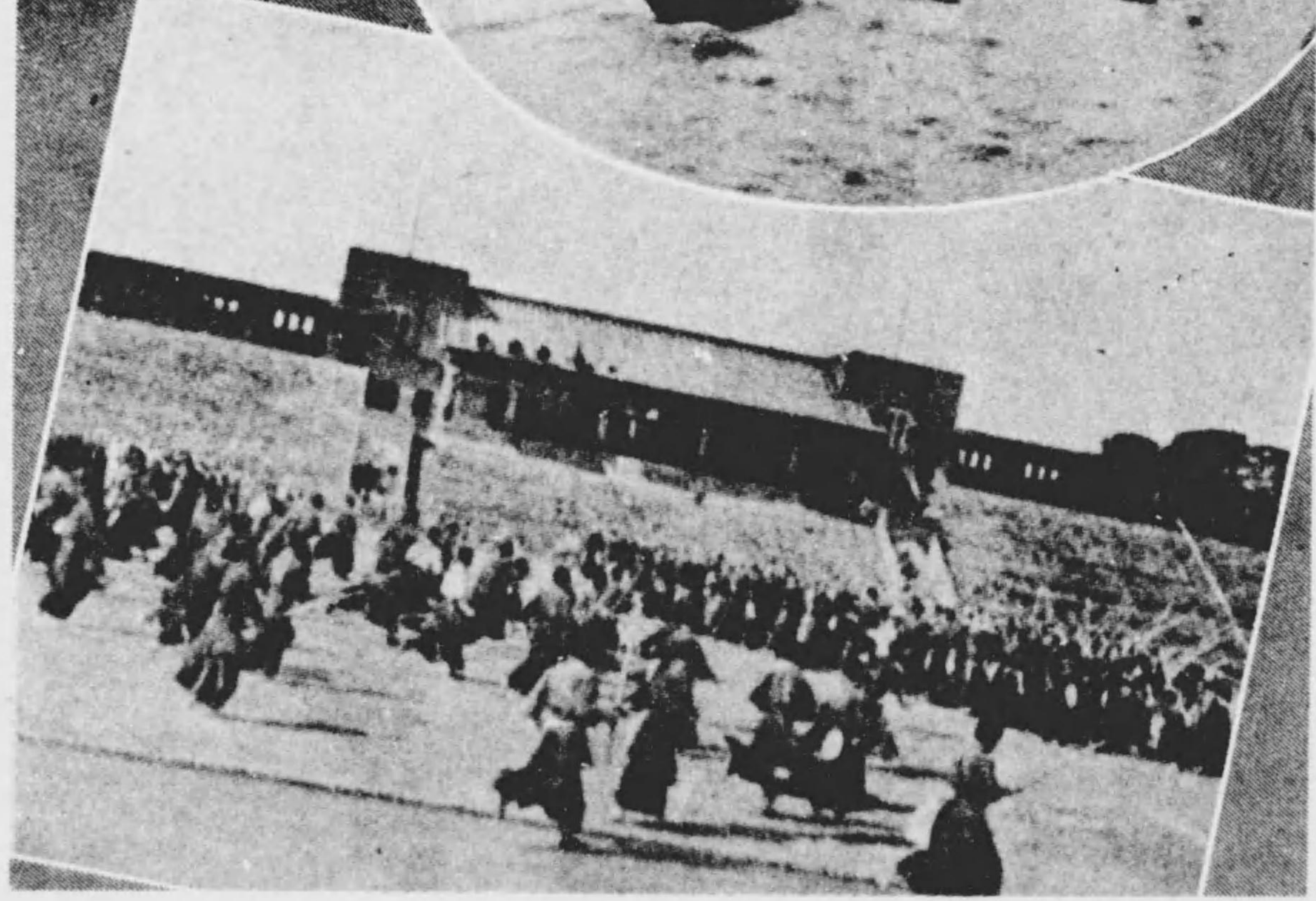
水上國防競技發會式



上、帆走
下、カッター



(上) 櫓競漕
(中) 海軍カッター競漕
(下) 天野試合



映畫「海軍爆擊隊」(東寶)



映畫「西住戰車長傳」(松竹)



久我莊多郎	戰	一、〇〇〇	大衆文藝社	難波 虎一	歸 兵 隊	一、〇〇〇	大 洽 社
日比野士朗	吳淞クリーク	一、〇〇〇	中央公論社	三上卯之助	陣中漫畫スケッチ 颯風呂	一、〇〇〇	三 友 社
田村 元劭	馬と特務兵	一、〇〇〇	教材社	火野 葦平	廣 東 進 軍 抄	一、〇〇〇	新 潮 社
後藤莊四郎	馬と兵隊	九〇〇	テンセン社	上田 廣	建 設 戰 記	一、〇〇〇	改 造 社
藤田 敏郎	戰場繪日記	三、二〇〇	高見澤木版社	中谷 孝雄	滬 杭 日 記	一、五〇〇	砂子屋書房
山口 季信	火線を征く	一、〇〇〇	大隣社	德 永 凡	後 方 部 隊	一、〇〇〇	輝 文 社
阿部 信夫 編著	海軍航空戦	一、八〇〇	講談社	筑紫 二郎	航 空 部 隊	一、三〇〇	時 代 社
佐藤 光貞	海上封鎖	一、〇〇〇	六藝社	大江 賢次	三人の特務兵	一、五〇〇	改 造 社
火野 葦平	海南島記	八〇〇	改造社	馬場金治他十四氏	上海激戦十日間	一、五〇〇	揚子江社 出版部
丹羽 文雄	還らぬ中隊	一、〇〇〇	中央公論社	岸田 國士	從 軍 五 十 日	一、五〇〇	創 元 社
				井上友一郎	從 軍 日 記	一、七〇〇	竹 村 書 房

軍事關係社會、文化

—出版、武道、競技の部—

軍事關係出版物

昭和十四年一月—昭和十五年七月

野口 昂編	少年航空兵手記	一、三〇	中央公論社	大嶽 康子	病院	一、〇〇	女子文苑社
石塚 善一	進軍	一、三〇	螢雪書院	楠谷虎之助	船と戦争	一、八〇	大日本出版社
櫻井 忠温	征人	一、七〇	主婦之友社	尾崎 士郎	文學部	一、四〇	新潮社
明日新聞社編	戰場	一、二〇	朝日新聞社	棟田 博	分隊長の手記	一、三〇	新小説社
大谷 金藏	戦線美談	一、六〇	テンセン社	根津榮次郎	ベンの從軍	一、三〇	第一書房
火野 葦平	戦友に慰ふ	一、四〇	軍事思想普及會	林 泉	兵車行	一、二〇	第一出版社
大場 彌平	戦友に慰ふ	一、四〇	育生社	栗林 農夫	兵隊とともに	一、四〇	改造社
坪井 淳	大別山從軍記	一、五〇	日本公論社	關田 生吉	兵と其家族	一、〇〇	厚生閣
團野 信夫	大別山從軍記	一、三〇	朝日新聞社	林 美英子	北岸部隊	一、〇〇	中央公論社
伊藤 正平	地雷火隊長	一、八〇	博文館	長谷川春子	北支蒙疆戰線	一、八〇	曉書房
東京日日新聞社	戦及將士陣中だより	一、八五	博文館	原 四郎	野戰郵便局と兵隊	一、〇〇	高山書院
伊地知 進	追撃	一、七〇	改造社	平田 宗行	開をひらく	一、〇〇	京都人文書院
前山 賢二	泥濘二百八十里	一、五〇	春陽堂	山本 和夫	山ゆかば	一、五〇	河出書房
讀賣新聞社	鐵血陸戰隊	一、一〇	新潮社	本多熊太郎	歐洲情勢と支那事變	一、六〇	千倉書房
内田 榮編	渡洋爆撃隊實戰記	一、三〇	非凡閣	内藤 英雄	廣安門	一、〇〇	パブリ社
松村 益二	薄暮攻撃	一、九〇	春秋社	櫻井徳太郎	廣安門	一、七〇	刀江書院
火野 葦平	花と兵隊	一、〇〇	改造社	小林 一三	事變はどう片づくか	一、五〇	實業之日本社
柴 賢助	白虎部隊	一、三〇	平凡社	陸軍畫報社編	戦跡の榮	一、五〇	陸軍畫報社

中村常三編	敗戦支那	一、五〇	清和書店	齋藤 直幹	次の戦争を豫想する	二、〇〇	ダイヤモンド社
小池 秋平	北支宣撫行	一、三〇	第一出版社	愛野時一郎	次の大戦と國民	一、五〇	仁川堂
原 圭二	近代スバイ戦	一、三〇	六人社	陸軍省編	帝國及列國の陸軍	一、三〇	内閣印刷局
軍事普及會編	軍隊入門の知識	一、六〇	龍文舎	猪伏 清	帝國海軍	三、八〇	高山書院
安保 清種	銃後獨話	一、七〇	實業之日本社	山梨 芳隆	日英必戰論	一、九〇	モンセン社
武藤 貞一	世界大戦を暴く	一、三〇	興亞日本社	井東 一郎	日本を狙ふスバイ	一、三〇	八雲堂
アサヒグラフ編	世界の海軍	一、三〇	朝日新聞社	米田俊文夫	日本海軍の戦時編成	三、五〇	商工行政社
中原義生編	世界の空軍	一、三〇	車宛書房	多田 督知	日本戦争學	二、八〇	高陽書院
遠藤 一郎	赤軍の解剖	二、〇〇	今日の新聞社	外交協會年	民族と戦争	一、三〇	外交協會年
栗屋 義純	戦争と宣傳	一、三〇	時代社	篠原 武英	列強戰備の全貌	一、〇〇	人文閣
藤谷重雄編	戦争と學校	一、二〇	モナス	讀賣新聞社	海軍實戰記	一、〇〇	興亞書院
澤 宣治	ソウエト空軍と航空工業	三、五〇	白揚社	渡邊 鐵藏	英國の軍備擴張指針	非賣	渡邊鐵藏研究會
帝國在籍軍人會	ソウエト空軍と航空工業	一、五〇	軍人會館出版部	石原俊明編	歐洲大戰畫報 第一編	一、五〇	國際情報社
トマス・ハミル	大戦と英國	一、三〇	大英之日本社	藤林省米毅同	歐米に於ける戰時糧食政策	三、四〇	農政協會
清水 盛明	戦ひはどうなるか	一、三〇	實業之日本社	川窪計藏編	郷土部隊へ	二、〇〇	農政協會
小林 知治	第二次大戦と西部戦線	一、〇〇	博文館	槍山 和一	軍擴の嵐	非賣	海軍協會
石丸 藤太	第二次世界戦争の勝敗	二、〇〇	刀江書院	佐藤森之編	支那皇國の精華	三、〇〇	山梨日日新聞社
木村 太郎	第二次の世界大戦は、何處から勃発するか	一、七〇	テンセン社	谷口貞市編	近衛歩兵第三聯隊史	一、五〇	軍人會館出版部

陸軍省情報部	支那事變下に再び	陸軍省情報部	加藤 政明	戦争と實感	一、〇〇	新興經濟社
陸軍省情報部	支那事變經過日誌	陸軍省情報部	青木 堯介	戦慄スパイ戦線	一、〇〇	興亞書房
馬場 春吉	支那事變忠勇烈傳	興亞經濟研究所	堀内 敬三	戦慄のスパイ	一、〇〇	亞細亞出版社
外一氏編	建設に對する支那事變と無敵島軍	興亞經濟研究所	高柳 光壽	大日本戦史	五、〇〇	三教書院
海軍軍事普及會	支那に對する支那軍の行動	海軍軍事普及會	齋藤與治郎	大日本帝國陸軍大觀	一、〇〇	明治天皇聖德奉讀會
伊藤 盛兄	支那事變報告録續後篇	高知市役所	和川 三吾	太平洋の大攻防戦	一、〇〇	アジヤ研究會
内田 憲一	支那下流部に暗躍する	協同書房	鈴木 一馬	長期戦の覺悟と軍事の要諦	一、〇〇	軍事通信社
五十公野清一	國際スパイを暴く	金星堂	海軍省海軍軍事普及會	東亞新秩序の建設と帝國海軍	一、〇〇	海軍省海軍軍事普及會
大谷 勉庵	陣中だより	草莖社	原 勝	東亞協同體と太平洋戦争	一、〇〇	日本青年外交協會
市本 亮	陣中通信	三邦出版社	鎮目 國之	獨伊かつか？英佛勝つか？	一、〇〇	亞細亞出版社
新井 辰男	スパイと防諜	新光閣	梶原 景觀	なぜ獨伊軍事同盟は必要か	一、〇〇	昭和書房
西垣 新七	スパイと防諜	東京毎夕新聞社	吉田 益三	日英すでに戦ひつゝあり	一、〇〇	大日本生産黨
山川 直夫	世界國防の現勢	東京情報社	山川 直夫	日英戦争論	一、〇〇	東京情報社
渡邊 鐵藏	世界大戰況を語る	渡邊經濟研究所	本間 俊一	日英若し戦はゞ	一、〇〇	昭和書房
矢口 圭輔	世界の海軍	厚生書院	後藤 健夫	日ソ戦ふの危機	一、〇〇	國策研究社
落合 良平	迫る大戰の危機	森本書院	大日本防共同志會	日獨伊軍事同盟の運命	一、〇〇	大日本防共同志會
小西 繁人	戦争と鋼鐵	榎田静夫家	寶來正芳編	日本憲兵昭和史(上)	一、〇〇	小林又七本店
森本政一編	戦争と人的資源	強國國民聯盟	原田兵次郎編	譽れの郷土部隊	一、〇〇	大和旭新聞社

島村金重郎	無敵海軍	一、〇〇	八紘社	昭和十五年(七月迄)	朝日新聞社	
佐々木一雄	無名戰士の忠誠	一、〇〇	皇軍發行所	世界空軍の現勢	一、〇〇	朝日新聞社
森田 英亮	名将名將軍を語る	一、〇〇	金星堂	全體主義戦争論	一、〇〇	高山書院
岡 豊	毛利部隊従軍記	一、〇〇	鳥城出版社	歐洲大戰	二、〇〇	戦争文化研究所
俵川 寛夫	山を抜く	一、〇〇	宇部時報社	航空の技術と精神	二、〇〇	朝日新聞社
大澤吉五郎	各國戰力の研究	一、〇〇	大澤吉五郎家	戦線消息	一、〇〇	光明思想普及會
安西理三郎編	最新作戦要務表解全	二、八〇	軍事指針社	聖戦の書	一、七〇	モナス
帝國海軍本部	帝國海軍作戦の概要	一、〇〇	帝國海軍本部	防空都市の研究	二、九〇	萬里閣
兵藤憲二編	主力艦の展望	一、〇〇	兵藤憲二家	近世日本國防論(上)	四、〇〇	三教書院
渡邊 鐵藏	ソ聯の戦争能力	一、〇〇	渡邊經濟研究所	圖解作戦要務の研究	一、八〇	前田千城堂
日本文化協會	ソ聯邦の武力に就して	一、〇〇	日本文化協會	最新戰術原則圖解百題	二、〇〇	軍事學指針社
推名 一雄	次の世界大戰にせんか	一、〇〇	パンフレット社	戦争と從軍記者	三、五〇	新聞之世界社
陸海軍航空本部	陸海軍航空材料規格	一、〇〇	野島好文堂	戦線の軍犬	二、五〇	井田書店
野島新之助編	陸海軍航空基本部品規格	一、〇〇	野島好文堂	粵漢線突撃	一、五〇	更生社
柴田勝春編	わが海軍はいかに戦ふか	一、〇〇	興亞日本社	重要はいつ陥落するか	一、〇〇	パンフレット社
内務省計書局	國民防空讀本	一、〇〇	大日本防共協會	支那事變忠勇列傳陸軍の部	一、〇〇	忠勇顯彰會
國友 孝編	防空土木の管見	一、〇〇	防空土木普及會	ソ聯自動車の概要	一、〇〇	自動車技術協會
渡邊 鐵藏	列強の空軍備	一、〇〇	渡邊經濟研究所	英國の海運力	一、〇〇	渡邊經濟研究所

仲小路 彰	私の手帳社編	死の從軍記者	一、六〇	私の手帳社	同	狙撃兵團工兵教程	一、三〇	同
宮岡直方編著	散華の手記	一、二〇	一路書苑	教育總務部編	ソ軍歩兵操典	一、三〇	同	
林 專之助	埋れた戦史	一、四〇	博文館	陸軍技術本部編	兵器をめぐる美談	一、三〇	同	
同盟通信社編	鐵牛と荒鷲	一、五〇	同盟通信社	帝國在郷軍人會編	海軍省編纂	一、三〇	同	
柴田賢一編著	獨逸國防軍	一、五〇	青年書房	帝國在郷軍人會編	ソ軍歩兵操典	一、三〇	同	
三宅邦男編著	第二次大戦の性格	二、〇〇	慶應書房	帝國在郷軍人會編	狙撃兵團工兵教程	一、三〇	同	
ボソニ七編著	今日の戦争	一、五〇	岩波書店	帝國在郷軍人會編	海軍省編纂	一、三〇	同	
大内愛七編著	英獨の決戦何れ勝つ	一、五〇	東京情報社	帝國在郷軍人會編	兵器をめぐる美談	一、三〇	同	
山川 直夫	戦史評論第二卷	二、五〇	千城堂	帝國在郷軍人會編	ソ軍歩兵操典	一、三〇	同	
前田岩太郎	支那事變と無敵皇軍	三、〇〇	上毛日日新聞社	帝國在郷軍人會編	狙撃兵團工兵教程	一、三〇	同	
和久田信忠編	航空工業ハンドブック	八、〇〇	春陽堂	帝國在郷軍人會編	海軍省編纂	一、三〇	同	
松平 道夫	近代科學戰	一、五〇	日本公論社	帝國在郷軍人會編	兵器をめぐる美談	一、三〇	同	
舟橋 茂	歐洲大戦下一	二、五〇	成武堂	帝國在郷軍人會編	狙撃兵團工兵教程	一、三〇	同	
仲小路 彰	假裝巡洋艦物語	一、二〇	海軍研究社	帝國在郷軍人會編	海軍省編纂	一、三〇	同	
木村 政雄	支那事變忠勇烈傳	非賣	軍人授護會	帝國在郷軍人會編	兵器をめぐる美談	一、三〇	同	
溢川 政雄	支那事變忠勇烈傳	非賣	軍人授護會	帝國在郷軍人會編	狙撃兵團工兵教程	一、三〇	同	

吉田 璋	有輪増架	二、五〇	牧野書店	櫻井 清香	戦記繪巻の研究	四、五〇	資料本
西田 稔	軍馬物語	一、五〇	都祥閣	佐久間幸夫	陣中日記其他	二、三〇	長崎書房
大津 忠雄	硝煙を潜りて	非賣	都祥閣	櫻井 豊	戦線手記軍靴の跡	一、〇〇	東京圖書新報社
石井 武夫	從軍一萬キロ	一、四〇	前田千城堂	山崎 末男	日本の國防的地位	一、〇〇	東亞圖書
安西理三郎	作戦要務令第二部解義	三、三〇	軍事學指針社	中 正夫	航空知識事典	一、三〇	六人社
兵學研究會編	圖解作戦要務の研究	一、八〇	前田千城堂	篠田英雄譯	一軍人の思想	一、五〇	岩波書店
上澤 謙二	これぞ日本兵	一、二〇	新生堂	竹内 正虎	日本航空發達史	四、五〇	相模書房
伊知地 進	軍醫轉戦覺書	一、〇〇	中央公論社	仲小路 彰	第二次歐洲大戦の研究	二、八〇	東洋經濟出版部
伊知地 進	軍醫轉戦覺書	一、〇〇	中央公論社	清澤 洵	野戰病院	一、〇〇	古谷敏夫家
本堂 英吉	花咲く戰場	一、三〇	教育社	阿部 信夫	第二次歐洲大戦の研究	二、八〇	海軍研究社
大阪毎日新聞	古戰場往來	一、四〇	文友堂	槍崎 敏雄	航空政策論	三、〇〇	千倉書房
末常 卓郎	從軍記者	一、三〇	中央公論社	内田 龍雄	野戰病院	一、〇〇	古谷敏夫家
原 圭二	新兵器の驚異と科學戰	二、〇〇	博文館	仲小路 彰	歐洲大戦	二、五〇	博文館
松本 頼樹	防諜科學	一、〇〇	博文館	鈴木 良	第二次大戦の真相	一、〇〇	博文館
長野 邦雄	第二次大戦と列強の關係	一、〇〇	内閣印刷局	柴田 賢一	近代海軍と海戰	一、〇〇	博文館
陸軍省編	帝國及列國の陸軍	一、〇〇	内閣印刷局	石丸 賢一	太平洋戦争	一、八〇	實業之日本社
海員協會編	航海指針	六、五〇	海員協會	ガリンガ!	太平洋戦争	一、八〇	實業之日本社

武道及競技

○天覽武道大會

紀元二千六百年奉祝天覽武道大會は六月十八日から三日間柔、劍、弓各道の名人、達人を選び武道日本の粹を集めて宮城内濟寧館に於て盛大に舉行され大會三日の二十日には畏くも 天皇陛下の親臨を仰ぎ奉り昭和演武の豪華繪巻物が繰り展げられた、弓道は今回新たに天覽武道試合に加へられたもので晴れの大會に出場の選士は特選選士柔、劍、弓道の廿六名を始め指定選士柔、劍、弓道各卅二名、府縣選士各五十二名及び全國の柔、劍道、弓道の名家から特に選ばれた篤志演武者九氏等總計二百八十七名に上つてゐる、各決勝戦績左の如し。

△弓道府縣選士決勝

優秀者 牧田 潤(長野)

得點 一二五七

△弓道指定選士決勝

優秀者 津呂伊助(福岡)

得點 一二四一

△劍道府縣選士決勝

望月正房(東京)コッソド

△劍道指定選士決勝

増田眞助(東京)ココ

△柔道府縣選士決勝

津崎兼敬(京都)

△柔道指定選士決勝

藤原 房(東京)優勢勝

△柔道指定選士決勝

阿部正幸(樺太)

木村正彦(東京)一本背負

石川隆彦(東京)

△海軍鎮守府對抗水泳競技

(第十回神宮夏季大會)

△八百米自由形(鶴田耕平(横領)一分

〇六秒二〇〇米平泳(中村平三郎(吳

鎮)一分一九秒四〇〇米自由形(小池

政雄(吳鎮)一分〇二秒八〇〇米潜水

(花柳直助(佐鎮)三五秒〇〇〇米自由

由形(鶴田耕平(横領)五分一三秒八〇

二百米平泳(中村平三郎(吳鎮)二分五秒八(海軍新記録)△八百米平泳(佐鎮)九分四四秒二

〇(第十回神宮大會優勝者)

〔銃劍術〕△青年學校府縣對抗 佐賀

△同個人試合 杉山正行(佐賀)△在郷

軍人支部對抗 渡邊清(久留米)△現役

陸海軍々人試合兵支部 近藤重次(歩

四十六)△同下士官支部 古賀清徳(歩

四十八)△同兵曹長、一等兵曹、准尉

曹長之部鳥井正芳(戸山)△同將校之部

加藤寅夫(歩一)△青年團府縣對抗 秋

田

〔馬術〕△乙種純馬術 自馬男子班 塚

越國夫(東京乘馬)自馬女子班 齋藤薫

子(東京馬研)△甲種純馬術 自馬男子

班 久刀次男(東京馬研)自馬女子班

馬杉喜久子(東京馬研)教職者班 大橋

忠作(東京馬研)△小障礙連續飛越生徒

班 松宮熙(代々木乘馬)△中障礙連續

飛越學生班 太刀川浩一(成蹊高) 自

馬男子班 下田泰助(東京馬研)一般

佐藤重雄(王子乘馬會)△大障礙連續飛

越

五月十九日大久保陸軍射撃場で全日

本學生射撃聯盟關東支部の射撃大會が

催されたが同大會に日本で初めての

「速射競技」が行はれた、速射競技は三

八式歩兵銃にて五發を僅か一分以内に

發射し然かも黄地に茶色の「人形」の

移動する「標的」を射つ實戦に即した

射撃競技である、この「速射競技」は

各國でも夙に其の國防的實戰的意義か

ら注目し其れが普及を獎勵漸次全世界

的に盛んとなつて來たものである。

〇武道振興委員會創設

時局下我が國武道精神の昂揚と武道

を通じて一般國民體位向上が叫ばれて

ゐる折柄日本武道振興に關して朝野の

權威者を網羅する武道振興委員會が十

四年末に到り創設を見るに到つた。

此の委員會は厚生大臣の監督に屬し

一般武道は厚生大臣、學生武道は文部

大臣の諮問に應じて夫々武道振興に關

する重要事項を調査審議する機關で、

委員三十名、臨時委員七名、幹事八名

計四十五名の官廳、民間權威者が夫々

越目馬班 関内瑠(東京馬研)教職者班

山口文一(阪急騎乗會)△綜合馬術

下士官班 三浦七郎(陸騎)將校班なし

〔柔道〕△中等學校府縣對抗 京都府△

一般府縣對抗 東京府△同個人専門

五段木村政彦(東京)△非専門 四段大

館勳夫(京都)△大學高專個人 四段島

名誠(中大)△海軍軍人 五段高村徳一

(吳鎮)△青年團府縣對抗 横濱市△警

察官府縣對抗 五段谷口邦夫(熊本)

〔劍道〕△府縣對抗中等校 愛媛縣△在

郷軍人支部對抗 野田豊春(錦州)△青

年團府縣對抗 鹿兒島△現役陸海軍人

將校 作道圭二(戸山)△同準士官及下

士官 羽柴秀雄(輜一)

〔國防競技〕△府縣對抗土囊運搬競走

〔青年校〕太田郷校(熊本)〔中等校〕

津中學(三重)△同行軍競走 〔青年校〕

兵庫 〔中等校〕東京府△同手榴彈投擲

突擊競走 〔青年校〕鹿兒島松原校 〔中

等校〕北海道△同障礙通過競走 〔青年

校〕福山東校 〔中等校〕沖繩三中△

牽引競走 〔青年校〕關東州 〔中等校〕

關東州

〇射撃スキー大會

△陸軍々人傳令競走(宮本部隊五一分

五九秒△海軍々人傳令競走(大湊要港

部五九分三秒△青年學校府縣對抗(新

潟五〇分二四秒△在郷軍人競走(吉田

長吉(高田)五一分一七秒△陸軍々人斥

候競走(註)斥候レースの射撃命中に依

る所要時間への影響は一部隊所有彈二

十發命中彈の數によつて一發一分宛

を所要時間より控除し成績のタイムと

す(長谷川部隊五九分四四秒(實際所

要時間一時間一分四四秒十一發命中)

△海軍々人斥候競走(大湊要港部一時

間一八分三一秒(一時間二分三一秒

三發)

〇武德會大演武會

大日本武德會紀元二千六百年奉祝大

演武會は畏くも梨本總裁宮殿下台臨の

下に四月廿四日から五月十日迄京都武

徳殿に於て七日間に亘つて舉行され、

各種武道の精華を發揮した。

〇速射競技初めて行はる

決定した。

○武道振興審案決定

農に創設された厚生省武道振興委員
會は七月三十日午後一時から厚生省第
二會議室で開催、見玉次官以下各委員
廿九名出席、年初以來數回に亙つて審
議檢討を重ねた大臣諮問案「武道振興
の根本方策如何」に付て小委員會で起
草した答申書案を議題に慎重協議を重
ねた結果滿場一致をもつてこれを可決
した、答申書左の如し。

△答申書

(前略)武道を振興せしむることは國
本に培ふ所以なるを以て政府に於て常
に最善の努力を致すべきは勿論なるも
之が根本的方策の樹立に際しては其の
前提として先づ武道振興の基調を明確
にすると共に其の實行要目に関しては
成る可く速かに之を實現するの要あ
り。

一、武道振興の基調

(一)文武の道は相俟ちて用ひ爲すも
のなるを以て(中略)文教正しからず

して武道を振興せしむることは至難
なり、兩者は相俟ちて共に振興せし
むるを肝要とす。

(一)現下の状況を見るに武道に對す
る誤解又は疑惑の念を有する者無き
に非ざるの實情なり依て今政府に於
て一般國民に武道を修練せしめんと
する場合に於ては右實情をも照合し
緩急輕重其の宜しきを制せざれば實
効を擧ぐることに至難なるを以て慎重
考究を要す。

(一)武道修練は單に個人の人格鍊成
のみに止まるべきものにあらずして
直接國力の充實を主眼とし國家本位
團體的訓練本位に重きを置くべきも
のとす。

(一)武道修練の手段方法は過去幾多
の變遷を経て今日に至るも武道が對
敵攻防の必死の態勢に立つことを要
件の一とするものなる以上之が修練
の手段方法は實戰兵法の推移に即應
し常に新なる工夫を加へ進化すべき
は當然のことなりとす。

(一)從來の武道は主として民間に於
ける有志又は團體等の多大なる苦心
と努力とに依り發達し來りたるもの
なるが之が實情を見るに其の修練の
内容及手段方法等に於て幾多改善を
要するものあり之が刷新向上は眞に
官民一致協力して之に當るを要す。

二、武道振興の實行要目

以上の根本趣旨に基き現時の非常重
大なる時局下に於て武道の國家的重
要性と其の現状とに鑑み差當り左の
要目を實施すべきものとす。

(一)政府に於て一般國民に對し武道
を修練せしむること、現時の國民生
活に即應し最も適當なるものを國民
一般に修練せしむ其の内容と修練の
手段方法とは從來の各種武道の基本
的なるものを緯とし現時の武道に對
する國家的要求を經として決定する
こと。

(一)武道に關する團體に對しては官
民一致の強力なる綜合統制團體を組
織し政府は之が監督指導を強化する

と共に適當なる助成の途を講じ其の
刷新向上を圖ること。

(一)政府に於ては武道振興の企畫及
武道の調査指導獎勵施設等の事務を
執行する爲中央に強力なる部局を設
くると共に之に順應して地方に於け
る行政機構を整備すること。

(一)政府に於ては武道に關する調査
研究及指導者の養成訓練並に武道に
關する最高の教育を實施する爲夫々
適當なる施設を爲すこと右答申す。

○海洋競技大會

(第十一回神宮國民
體育大會夏季大會)

△青年團和船競漕決勝①神奈川(山田、
嘉山)七分三八秒②静岡(齋藤、小松)
八分五秒③岩手縣(新沼、佐藤)八分一
三秒。

△二丁櫓和船中等校決勝①安房水産
(吉田喜一、豊崎五三男)五分二五秒②
能生水産六分四秒③大島水産六分二〇
秒。

△海軍通船櫓競技は十日豫選の結果

佐世保、舞鶴、横須賀、吳の四鎮守府
が揃つて十一日決勝を行ふ事となつ
た。

△鎮守部對抗カッター競漕は十日豫選
の結果舞鶴のA、B兩組と佐世保のA
B組が十一日決勝を行ふ事となつた。

△鎮守部對抗長距離競泳①佐世保第一
組(知念一曹指揮、松下二曹、有光三
曹、河北一主、川崇一主)三時間三一
分四四秒②吳第一組。

△鎮守部對抗カッター決勝①佐世保B
組九分四一秒②佐世保A組。

△鎮守部對抗潜水競技(高さ三米、幅
二米の鋼鐵製の潜水框を七米から十米
の深さに沈置して一チーム八名の選手
が交替に潜水して框の上面にある破孔
を閉塞する水中作業をリレー式に行つ
てその所要時間と失點規格に照らし等
位を決定するもので、その作業が不正
確な場合は必要な作業を繰返さねばな
らぬ)①舞鶴②横須賀(所要時間、減
點は發表せず)。

△投鉛競技は微速航行の大型汽艇上よ

り鉛の錘量を附けた「一米」索を投げて
海水深を測る作業で右手のみならず左
手利が必要である。公開競技のため採
點はしない。

△サンドレット投擲は船を棧橋に横付
する場合に索を渡す方法で二名一組と
なり砂囊を附けたサンドレット(小索)
を甲が投げて乙が受取り、その端を他
の大索に結んで甲乙聯合して大索を渡
す作業である、採點せず。

○神宮體育大會の軍事關係競技

昨秋國防競技(其の要項は本篇末附
録参照)が初めて神宮競技に加へられ
たが、昭和十五年の秋季大會からは、
銃劍道が劍道より獨立して一種目とな
り騎道に鍛練馬指導員が出場し、又射
撃では前回より加へられた速射の外
に、新に輕機射撃が行はれる。

○其他

帝國在郷軍人會本部の紀元二千六百
年記念全國武道大會は八月中旬樞原神
宮武道場にて行はれた(軍人會之項詳
記)

【附錄】

國防競技要綱

第一總則

一、要項

- 1、名稱 國防競技
- 2、種別

イ、青年學校府縣對抗競技
ロ、中等學校府縣對抗競技

二、參加者資格

- 1、青年學校は公私立青年學校及認定學校の生徒にして數へ年廿一歳以下の者とす。
- 2、中等學校は官公私立中等學校生徒とす。
- 3、隊長は教練科指導員(中等學校に在りては體操科職員)としむを得ざれば生徒とす。

三、競技種目順序並に參加人員

左記順序に依り青年學校中等學校別に實施す。

- 1、索引繼走 一五名(234 競技出場者を以て之に充つ)
- 2、手榴彈投擲突撃 正員五名、補員一名、一學校を單位とす。
- 3、障礙通過競走 正員五名、補員一名、一學校を單位とす。

- 4、土囊運搬繼走 正員五名、補員一名、一學校を單位とす。
- 5、行軍競走 隊長以下一六名(234 競技出場者及別に隊長一名を以て之に充つ)

第二通則

一、競技實施者の服裝は制服若くは教練服、制帽、脚絆、皮靴(ゴム底地下足袋を用ふるも可、但しスパイク靴を禁ず) 執銃三八式歩兵銃又は之に準じ重量概ね四匣(一貫)以上とす帶劍藥盒右側一箇とす。
但し種目に應ずる服裝の例外は別に之を定む。

第三細則

(一) 索引繼走
一、距離百二十米とし一組五名四十米宛重量三十疋の土囊六個を幅六十五厘長さ一米二十厘の厚板製臺上(重量約二十疋、五貫)に載せ長さ七米直徑約三厘の引綱を附し索引繼走するものとす。一走路の幅員は二米五十厘とす。
但し引綱は外傷豫防上先頭より五米(標識)以内を持つものとす。

(二) 手榴彈投擲突撃

一、競技者五名中右翼の一名は指揮者とす。

とし綱にて緊縛す。

二、距離は五百米とし各走者は順次百米宛土囊を運搬するものとす。

(五) 行軍競走

一、距離は四千米とし所定の走路を行軍す。

國防競技會實施要項

一、競技實施順序

競技會の運用と競技の内容並に觀覽等を考慮して最初に全員參加する索引繼走を行ひ、次で選擇種目を「トラック」、「フィールド」(設備なき廣場を使用するときは混淆しない様に適宜行ふ)にて交互に行ひ最も努力を要する行軍競走を最後に行ふ様に考へ概ね左の順序に實施する。

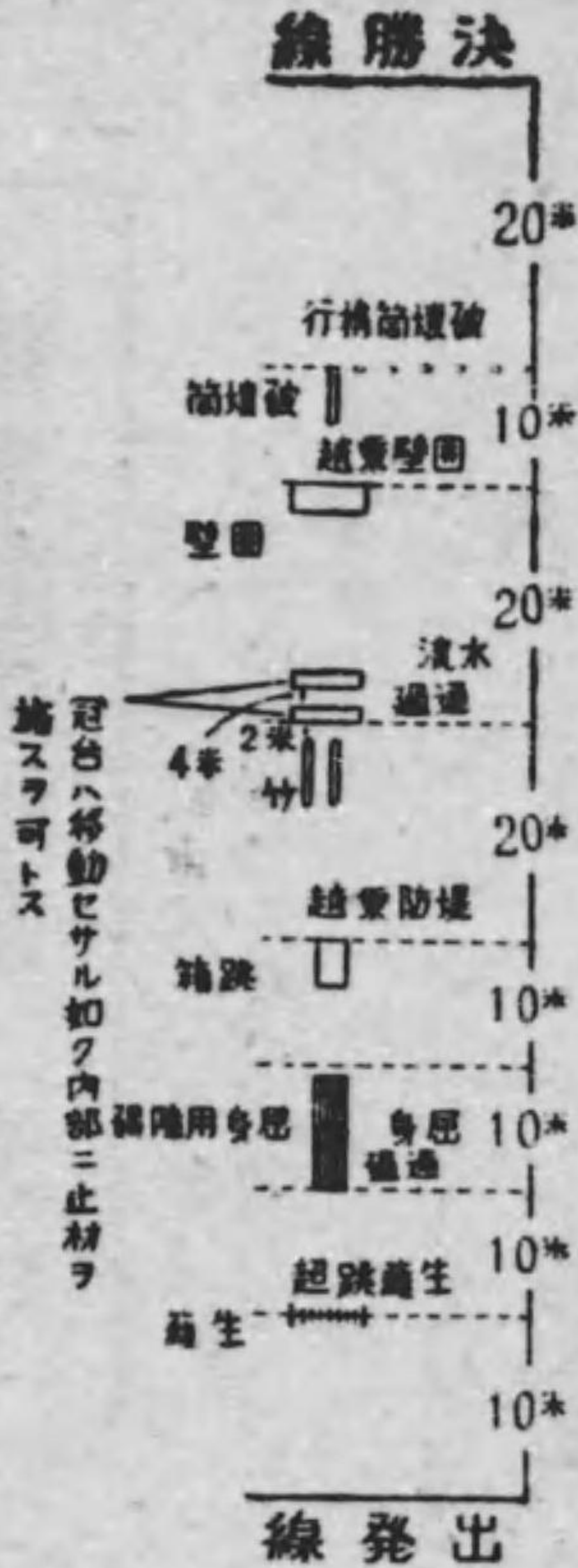
- 1、索引繼走
- 2、手榴彈投擲突撃
- 3、障礙通過競走
- 4、土囊運搬繼走
- 5、行軍競走

競技役員の任務

各役員は國防競技の趣旨を體し協力一致自ら姿勢態度、言動を活潑嚴正にして活模範を示し參加者を教へ且つ導き參加者心得を嚴守せしめ正々堂々最後迄全力を盡して競技せしめねばならぬ。

一、土囊は南京袋(米二斗入)に砂を填實重量三十疋(八貫)

(四) 土囊運搬繼走



一、各障礙の配置は左圖の通りとし一走路二米五十厘を標準とす。

(三) 障礙通過競走

二、手榴彈は各自四發宛携行す。
三、最初出發線内に一步間隔の一行横隊を取り出發合圖員の「始め」の合圖に依り右翼より第一目標に對し一發宛順次投擲し直ちに伏姿となる、五米圓(線上は命中とす)二發命中せば審判の合圖に依り指揮者の「早返前へ」の號令にて第二投擲線に向ひ前進し「止め」の號令にて伏臥の姿勢を取り爾後の投擲は第二回命中者の次の者より始む、但し該投擲者は伏姿を取る前第二目標に對し投擲す、以下同様にして第四目標に二發命中したるときは指揮者の「突撃進め」の號令にて發進し「突込め」の號令にて全員喊聲を擧げて突入し假標を刺突す此の際殘彈は携行するものとす。

軍事關係社會、文化

其の二—教育、學術、文藝—の部
美術、映畫、演劇

教育

○戰時學生生活刷新體制方針決定

都下享樂面の全面的刷新に學生生活新體制確立が要望されてゐる折柄文部省社會教育局ではかねて學生生徒の生活刷新を企畫院と協議の上その實行案を練つてゐたが十七日左の如く戰時學生生活の刷新方針を決定した。

- 一、乗物使用の制限—小學校の低學年その他病氣等特別の事情あるものを除くほか、原則として學校から二キロ以内の通學は徒歩によること
- 二、興業の入場制限—學生生徒の映畫その他の興業場に入ることは特定の場合以外は土、日、祝祭日、休暇に限る

◇入場出来る場合の文化映畫、ニュース映畫のみ上映する場合の教職員指導する場合の文部省推薦映畫上映の場合

- 三、遊戯場(麻雀、撞球)入場の制限又は禁止の措置を講ず
- 四、享樂的飲食店(カフェー、バー等)の出入禁止

學生街に肅正の嵐を捲き起したこれ等學生生活刷新方針は内務、鐵道その他關係各省と協議の上漸次具體化することになつた。

○機械化國防教育研究會生る

高度國防國家建設が叫ばれてゐる折柄「青年學校生徒諸君も國防のハンドルを握れ」と青年學校生の機械化國防知識と技能の向上を圖るため東京市で

第一條により左記事項に留意して兒童を教育すべし

- 一、教育の全般に亘りて皇國の道の修練を旨とし國民精神を涵養し國體に對する信念を鞏固ならしむべし
- 二、我國文化の概要を會得せしめその特質を明らかならしむると共に大東亞及び世界の大事勢につきて知らしめ皇國の地位と使命との自覺に導くべし
- 一、各教科並に科目はその特色を發揮せしむると共に相互の關聯を緊密ならしめこれを國民鍊成の一途に歸せしむべし
- 一、教授、訓練、養護の分離を避け身心を一體として教育し國民的人格の統一的發展を期すべし
- 一、教科外に於ける祝祭儀式、學校行事、作業、體育運動衛生養護等の教育施設を組織し教科と併せ一體として教育の實を擧ぐるに力むべし

一、家庭及び社會との連絡を緊密ならしめ兒童の教育を全からしむべし

- 一、教育を國民の生活に即せしめ具體的、實際的ならしむべし、高等科に於ては一層この點に留意しなほ將來の職業生活に對し適切なる指導を行ふべし
- 一、教材を精選し教授徹底を期すると共に興味を喚起し自發的學習態度を指導し自修の習慣を養ふに力むべし
- 一、兒童心身の發達に留意し男女の特性個性環境等を顧慮して適切な教育を施すべし

第二條 國民科の科目は修身、國語、國史、地理とす、理數科の科目は算數、理科とす、體練科の科目は體操

武道とす、藝能科の科目は音樂、習字、圖畫、作業とし女兒のためには家事、裁縫を加ふ、實業科の科目は農業、工業、商業、水産とす、高等科にありては地方の實情により地方

はこの程青年學校機械化國防教育研究會を創立、廿七日午後七時から九段軍人會館に東京市青年學校二百廿九校關係教職員生徒二千名が出席して盛大な發會式を舉行した、なほ同研究會では國防教育の第一歩として八月五日頃から直ちに各青年學校から希望者二千名を選び、先づ徵兵検査に合格した上級生を中心に輕自動車の運轉に就いて學

課を毎日三時間宛四日間實習を二時間宛二日間を各青年學校で實施し、次いで千葉戰車學校、千葉防空學校、世田谷自動車學校、所澤航空學校等の見學を行ひこの研究會を次第に全國の青年學校にも及ぼさうと計畫中である。

○國民學校令

(二月二十七日文部省發表)

第一條 國民學校は皇國の道に則り國民に必須なる普通教育を施し皇國臣民たるの基礎的鍊成をなすを以て本旨とす

○施行規則

第一條 國民學校に於ては國民學校令長官の認可を受け必要なる科目を加設することを得
前項の加設科目はこれを隨意科目となすことを得

第三條 國民科は我國の道徳、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす、萬邦無比の皇國に生れたる喜びを感ぜしめ敬神奉公の眞義を體得せしむべし、我が國民精神が無窮に生々發展すべき皇國の理想に基くことを明らかにしてその眞念に徹せしむべし、我國の歴史國土が優秀なる國民性を育成したるゆえんを知らしむると共に我國文化の獨自性を明らかにしてその創造發展に力むるの精神を養ふべし、東亞及び世界の大事勢を明らかにして大國民たるの資質を啓培することに力むべし、ほか教科と相待ちて政治經濟、國防、海洋等に關する事項に留意すべし

第四條 (略)

第五條 理數科は通常の事物現象を正確に考察し處理するの能を得しめこれを生活上の實踐に導き合理創造の精神を涵養し國運の發展に貢獻するの素地を培ふを以て要旨とす、我國に於ける科學の進歩が國家の興隆に貢獻するゆゑんを理解せしむると共に皇國の使命に鑑み文化創造の任務を自覺せしむべし、理數及び自然の理法を推究する態度を養ふべし、分析的、論理的に考察する力を養ふと共に全體的直覺的に把握する態度を重んずべし、觀察實驗を重んじ實測調査作圖工作等の作業によりて理解を確實ならしめ科學的訓練に力むべし、國防が科學の進歩に負ふ所なるゆゑんを知らしめ國防に關する常識を養ふべし

第六條、第七條、第八條 (略)

第九條 體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身體を育成し潤達剛健なる氣風を養ふとともに團體訓練を行

行ひ國民精神を昂揚し献身奉公の實踐力を培ふを以て要旨とす、強靱なる體力と旺盛なる精神力とが國防に必要なるゆゑんを自覺せしむべし、特に兒童身心の發達、男女の特性を顧慮して適切なる指導をなすべし、衛生養護に留意し身體検査の結果を參酌して指導の適正を期すべし

第十條 藝能科は國民に必要な藝術技能を修練せしめ情操を醇化し國民生活の充實に資せしむるを以て要旨とす、技巧に流れず精神の訓練を重んじて眞摯なる態度を養ふべし、我國藝術技能の特質を知らしめ工夫創造の力を養ふに努むべし、教材は土地の狀況に應じ生活の實際に即し、かつ國民的なるものたるべし日常生活における應用を指導し個性の伸長に留意すると共に適宜共同作業を課すべし、躰を重んじ姿勢に留意し用具材料につきて適切なる指導をなすべし

第十一條 實業科は産業に關する普通

學術

の知識技能を得せしめ勤勞の習性を養ひ職業の一般に對する理解を深め産業の國家的使命を自覺せしめ國運の發展に貢獻するの素地を培ふを以て要旨とす地方の實情に應じて農業工業、商業、水産の一科目または數科目を設くべし必要に應じて簡易なる外國語(英語又は支那語)を課することを得、我國産業の情勢及び特質を明らかにし國運の發展が産業に負ふ處大なるゆゑんを知らしめ産業を通じて國に報ずるの信念を養ふべし特に産業と國防との關聯に留意すべし、國民科修身と關聯して職業が公に奉ずるの道なるゆゑんを會得せしめ選職其他必要な職業指導を行ふべし、實社會との關聯を保ち實習訓練を重んずべし、海外發展に關して適當なる指導をなすべし

○高度國防に科學陣動員

「日本科學の樹立振興」を目指して文

教新體制に乗り出した文部省ではその實踐第一步として自然並に人文科學界の權威を網羅する調査機關を設け精銳なる近代科學の應用に俟つ高度國防力の擴充に資する爲科學行政のプラン・トラストとして左ノ十一東大助教教授を三日囑託に任命、毎週一度又は二度省内に參集各部門に亘つて科學振興の具體の方策を練ることになった。

法學部高木尺八教授、文學部桑田芳藏教授、經濟學部渡邊信一教授、醫學部増田胤次教授、同小林芳人助教、工學部瀬藤象二教授、同兼重寛九郎助教、理學部柴田雄二教授、同本田正次助教、農學部鈴木文助教、同加藤嘉太郎助教

文藝

○女流の文藝慰問 長谷川時雨女史が主宰してゐる女流ばかりの「輝く會」では、別働隊として「輝く部隊」を編成して皇軍勇士の慰問にいろ／＼盡して來たが、十五年正月のお年玉の意味

で、前線將兵に慰問文集を贈ることゝし、陸海軍當局からの賛成を得て、十四年十一月協議した結果、陸軍は恤兵部發行の「陣中俱樂部」に、又海軍は同じく「戦線文庫」に、正月號附録としてそれら慰問文集を附することゝした。

長谷川時雨、森三千代、仲町貞子、網野菊子、池田小菊、今井邦子、林美英子、窪川稻子、村岡花子、圓地文子、横山美智子、宮本百合子、岡田禎子、佐々木ふさ、大倉輝子、山本安英、平井恒子氏等に、女流畫家甲斐仁代、長谷川春子らも參加して表紙や挿繪に腕を揮つた。

○國防文藝聯盟發會式

大衆文藝作家が戰時體制への協力を目指す國防文藝聯盟發會式は十日午後一時レインボー・グリルで開かれた、加藤武雄、木々高太郎、竹田敏彦氏以下約九十名の大衆作家、内閣情報部田代情報官、小松精勳理事、海軍軍事普及部田代少佐、文藝家協會今日出海氏以下多數參集して

聯盟の規約綱領等を決定、今後の活動方針としては國防國家體制に進んで積極的に融合協力、關係當局とも隨時懇談會を催して意志の疏通を圖り大衆文藝の存在價値を普く昂揚して銃後文藝報國に乗り出すこと等を決定して四時頃から懇親會を開いた。

○經國文藝の會

昭和十二年に誕生した作家、評論家の團結による「新日本文化の會」は、その後仕事も停頓状態になつてゐたので、十四年十一月に至つてこれを解散し、代るに聖戰下の國策に副つて活動すべき「經國文藝の會」を組織した。發起人は佐藤春夫、倉田百三、齋藤劉、富澤有爲男、難波田春夫の五氏であるが、廣く文壇人に呼びかけ、十二月各地に講演會を開催して趣旨の宣傳發表に活動した。國策文藝賞を設定し、新しき知識層の創造を期して各大學、高等專門校に文化サークルを設け、全國を巡回講演すると共に日滿支の文學懇談會を新設した。「文藝のための文藝」といふ新しい目的とす

る趣旨である。
○再度の文人従軍 漢水作戦が展開されてあるのを機会に、その筋からの選定で、火野葦平、棟田博の兵隊作家に大佛次郎、竹田敏彦、木村毅の五氏は前線への従軍、つぶさに大作戦の状況を視察した。

美術

○戦線後と美術界 前年度顯著だった美術家の従軍や戦後彩管報國は、今期も尙相當活潑であつた。陸、海軍關係へ作品を献納する数も多く、従軍畫家も多くあつたが、大陸も建設期に入つたので、従軍のやうに従軍も簡單でなくなつたので、従軍を賣物にするやうな不真面目な畫家の数は精算された。十月、伊東深水、飛田周山、酒井三良、上村松篁、三輪晃勢、池田遙邨六氏が中支へ日本畫陣で大陸建設譜を描きに行けば、十五年七月、洋畫の光風會員が朝井閑右衛門、南改善、石川滋彦、大河内信敬諸氏等大學して北・中支へ

赴いた他数多い。
陸軍省恤兵部では、戦線に居る畫家達(畫家の應召者の)聲を入れ、前線で畫を描いて記録に、野戰病院の慰問に役立てることとし、十四年十二月からカンパスや繪具を送つて兵隊の畫業を奨励してゐる。世界戦史に類例のないことである。

日本畫の元老横山大觀畫伯は紀元二千六百年を期して一生一代の彩管報國を決意、海山廿題を製作して、その賣上げ五十萬圓を陸・海兩省へ献金した。橋本關雪畫伯は十月聖戰紀念畫として軍馬二題(六曲一双)他數點を展示し、靖國神社へ奉納したが、この軍馬圖は十五年度朝日賞を授與された。

○戦線後遺畫決定 事變以來畫壇から従軍して前線の生々しい記録を持ち歸る従軍畫家が輩出し「戰爭美術」を活潑ならしめてゐるが陸軍省でも前線に活躍する將士の勇姿、戦蹟等をそのまま寫しとつて永久に保存しようとする乗り出し來年三月十日

の陸軍紀念日に戰爭美術展を開催する事となりそのため前線に派遣する畫家を詮衡中の處左の如く人選を完了した(括弧内は派遣場所)。

△洋畫

- 中村 研一 (北支) 文展審査員
- 伊原宇三郎 (南支) 美校教授
- 清水 良雄 (中支) 文展審査員
- 橋本八百二 (南支) 文展無鑑査
- 宮本 三郎 (南支) 二科會員
- 田村孝之介 (北支) 二科會員
- 碓 伊之助 (中支) 一水會員
- 小磯 良平 (北支) 新制作派會員
- 田中佐一郎 (北支) 獨立美術會員

△日本畫

- 川崎 小虎 (未定) 美校教授
 - 吉村 忠夫 (未定) 文展審査員
 - 川端 龍子 (北支) 青龍展會員
- 榮ある従軍畫家に選ばれた人々は五月中旬から九月の間に隨時二ヶ月間第一線及び後方に赴き來年二月一杯に作品を完成する豫定である。
- 無敵海軍不朽の名畫公開

海軍では今事變に無敵海軍の誇りを一層高めた重要作戦行動の場面を不滅の記録として保存するため事變發生後洋畫壇の巨匠藤島武二、石川柏亭、石川實治、田邊至、藤田嗣治、中村研一熊岡美彦等の諸畫伯を海軍囑託畫家として第一線に派遣、以來各畫伯は海軍省軍事普及部高橋中佐の指揮下に繪筆した結果、日本海海戰圖にも劣らぬ不朽の名畫が近く海軍記念日を中心に開かれる海軍協會海軍美術協會主催の海洋美術展覽會に下繪として特別出品され爾後は海軍各官衙、海軍館等に永久保存され海國精神の昂揚を圖ることになつた。

○忠靈塔の圖案決定

一死奉公の誠を捧げた忠烈無比の英靈を永遠に顯彰するため創設された大日本忠靈顯彰會では廣く淨財を募り皇軍作戦の主要地及び全國各地の英靈の郷土たる市町村に建立すべき忠靈塔の圖案を募集してゐたが、十五年一月六日次の通り當選者を發表した。

第一種(支那大陸に建設するもの)

- 一等 横濱市中區本郷町綠ヶ丘二 植原 正則
- 二等(内地大都市に建設するもの)

- 一等 東京市中野區上高田一 竹崎 文二
- 第三種(内地市町村に建設するもの)

- 一等 東京市杉並區阿佐ヶ谷二 星野 昌一

○獨立美術展入選發表

花の春に魁けて第十回獨立美術展覽會の入選發表が上野府美術館で八日午後四時から行はれた。今回は搬入總數三八六八點、人員八六七名で入選點數三七八點、人員三〇六名になつてゐるが、本年は嚴選であつたため前回と比べ入選點數二〇點、三〇名の減少を示し、問題の新入選者は六六名であつたが、全般的に時局的傾向が強くなり前衛派的色彩は漸次減少を示して居り、恰も轉換期に直面して作家の整理が行はれる時期に在るのではないかと見られてゐる、作品中には時局を反映して

映畫

○軍事關係上映々畫

- (十四年—十五年)
- 土と兵隊(日活) 太平洋行進曲
- 祖國(大都) 廣東進軍抄
- 大進軍(伊國) 九段の母
- 上海陸戰隊
- 最後の兵まで
- 海軍爆撃隊

○土と兵隊「保存映畫に 文部省では映畫法第十一條に基いて公益上特に保

存の必要ありと認めたる映畫の原板を保存することになりその映畫について協議中であつたが第一回文部大臣特賞を授賞された日活映畫「土と兵隊」を右保存映畫と決定、十六日發表した。理由はその製作態度極めて眞摯、聖戦を記念する國民的映畫として最高水準にあるものとして十分保存の價値ありと認められ指定されたものである。

演劇

○軍事關係上演劇

- 上野の戦争 (前進座)
- 麥と兵隊 (新國劇)
- 手榴彈 (梅澤昇)
- 五人の斥候兵 (東舞伎座)
- 村と兵隊 (歌舞伎座)
- 病院 (新生新派)
- 船 (花柳大)
- (矢其他)

分隊長の手記 (新國劇)
土と兵隊 (新國劇)
遊 (新生新派)

紀元二千六百年頌歌儀式用

紀元二千六百年奉祝會選定
東京音楽學校作詞

- 遠すめろぎの かしこくも
はじめたまひし おほ大和
天つ日嗣の つぎつぎに
御代しろしめす たふとさよ
仰げば遠し 皇國の
紀元は二千六百年
- ある人民に い照る日の
光あまねき おほ大洲
春のさかりを さく花の
薫ふがごとき ゆたかさよ
仰げば遠し 皇國の
紀元は二千六百年
- 大わたつみの 八潮路の
めぐり行きあふ 八紘
ひじりのみ業 うけももて
宇とおほはん かしこさよ
仰げば遠し 皇國の
紀元は二千六百年

紀元二千六百年奉祝會公募當選
日本放送協會
奉祝國民歌

- 金鴻輝く日本の
榮ある光身にうけて
いまこそ祝へこの朝
紀元は二千六百年
あゝ一億の胸は鳴る
歡喜あふるるこの土を
しつかとわれら踏みしめて
はるかに仰ぐ大御言
紀元は二千六百年
あゝ肇國の雲青し
荒ぶ世界に唯一つ
ゆるがぬ御代に生ひ立ちし
感謝は清き火と燃へて
紀元は二千六百年
あゝ報國の血は勇む
潮ゆたけき海原に
櫻と富士の影織りて
世紀の文化また新
紀元は二千六百年
あゝ燦爛のこの國威
正義凛たる旗の下
明朝アジャウち建てむ
力と意氣を示せ今
紀元は二千六百年
あゝ彌榮の日はのぼる
- 紀元は二千六百年
- 紀元は二千六百年
- 紀元は二千六百年
- 紀元は二千六百年

雜

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租税ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律

(昭和一二、九、一三)
(法九四)

第一條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十二年以降ノ分ノ第三種所得税、地租及營業收益税ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得税及營業收益税ニ付命令ヲ以テ課税標準ノ決定ニ關スル特例ヲ設クルコトヲ得

第三條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ本法施行後ニ於テ納

付スベキ租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬アル者ノ租税ニ付之ヲ準用ス

第五條 第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除セララルル租税ハ法令上ノ納税資格要件ニ關シテハ輕減又ハ免除セラレザルモノト看做ス

前項ノ規定ハ地方税ニシテ支那事變ノ爲從軍シタルニ因リ輕減又ハ免除セララルモノニ付之ヲ準用ス

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年法律第九十四號(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租税ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律)施行細則

(昭和一二、九、一三)
(大藏省令四一)

第一條 支那事變ノ爲出征シタル軍人及軍屬(以下出征軍人及軍屬ト稱ス)ノ納付スル昭和十二年分第三種所得税ニ付テハ俸給及手當ノ所得額ヲ從軍中ノ俸給及手當ヲ算入セザルモノニ依リ其ノ所得金額ヲ更訂ス

前項ノ規定ハ軍人及軍屬ガ所得金額決定後ニ於テ支那事變ノ爲出征シタル場合ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得税ニ付之ヲ準用ス

第二條 召集ニ應ジ就職シ支那事變ノ爲從軍シタル軍人(以下應召從軍軍人ト稱ス)ノ納付スル昭和十二年分第三種所得税ニ付テハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得金額ヲ更訂ス

一 所得税法第十四條第一項第五號ノ所得額ヲ從軍中ノ俸給及手當ヲ

算入セザルモノニ依リ更訂ス
 二 所得金額三千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタルモノニ依ル)以下ノ者召集ニ因リ田畑ノ自作、營業及職業ノ所得額四分ノ一以上ヲ減少シタルトキハ其ノ所得額ヲ更訂ス

前項第二號ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍人アル者ノ納付スル昭和十二年分第三種所得稅ニ付之ヲ準用ス

第三條 出征軍人及軍屬並ニ應召從軍人戰死シタルトキハ第三種所得稅額中戰死ノ日以後ニ納期ノ終了スル各納期分ノ稅額ハ之ヲ免除ス但シ所得金額三千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタル更訂前ノ高額ニ依ル)ヲ超ユル者ニシテ所得額中所得

稅法第十四條第一項第三號及第五號ノ所得額ガ全所得額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ事變ノ爲受ケタル傷痍疾病ニ起因スル死亡ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ戰死ト看做ス但シ傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

稅法第十四條第一項第三號及第五號ノ所得額ガ全所得額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ事變ノ爲受ケタル傷痍疾病ニ起因スル死亡ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ戰死ト看做ス但シ傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル所得金額ノ更訂ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ同時ニ所得稅法第十六條ノ規定ニ依リ控除ノ申請ヲ爲スコトヲ得(第二項)

第五條 第三條ノ規定ニ依ル所得稅額ノ免除ヲ受ケントスル者ハ納期限前ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル更訂ノ結果所得金額千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタルモノ

ニ依ル)未滿トナリタルトキハ第三種所得稅ヲ免除ス

第七條 所得稅法第六十四條第一項ノ規定ノ適用ニ關シテハ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ更訂ヲ受ケタル所得額ヲ除外シタルモノヲ以テ所得稅法第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額ト看做ス

第八條 應召從軍人ノ納付スル田畑ノ地租ニ付テハ召集ニ因リ田畑ノ所得ニ著シキ減少アリト認めララル場合ニ限り其ノ年分ノ從軍ノ日以後ニ納期ノ終了スル各納期分ノ地租額二分ノ一ヲ輕減ス但シ小作ニ付シタル田畑ノ地租ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍人アル者ノ納付スル田畑ノ地租ニ付テハ準用ス

第九條 前條ノ規定ニ依リ地租ノ輕減ヲ受ケントスル者ハ納期限前其ノ申請書ヲ土地所在ノ市町村ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)

第十條 應召從軍人ノ納付スル昭和

十二年分營業收益稅ニ付テハ純益金額三千圓以下ノ者ニ限リ召集ニ因リ其ノ純益金額四分ノ一以上ヲ減少シタルトキハ之ヲ更訂ス

前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍人アル者ノ納付スル昭和十二年分營業收益稅ニ付テハ準用ス

第十一條 前條ノ規定ニ依ル純益金額ノ更訂ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)

第十二條 第十條ノ規定ニ依ル更訂ノ結果純益金額四百圓未滿トナリタルトキハ營業收益稅ヲ免除ス

第十三條 應召從軍人ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得稅ニ付テハ田畑ノ自作、營業又ハ職業ノ所得ニ限

リ豫算ニ依リ其ノ所得金額ヲ算定スルコトヲ得

第十四條 應召從軍人ノ昭和十三年以降ノ分ノ營業收益稅ニ付テハ豫算ニ依リ其ノ純益金額ヲ算定スルコトヲ得

第十五條 稅務署長必要アリト認めルトキハ出征軍人及軍屬並ニ應召從軍人ノ納付スベキ左ノ租稅ニ付六月以内ノ徵收豫算ヲ爲スコトヲ得

一 第三種所得稅
 二 營業收益稅
 三 第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅
 前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中

ニ應召從軍人アル者ノ納付スベキ前項ノ租稅ニ付テハ準用ス

陸軍恤兵金取扱手續摘要 (昭二二、一、一九)

第一條 恤兵金品ノ受理及配與ニ關スル事務ハ陸軍恤兵部(陸軍恤兵部ヲ設置セザルトキハ陸軍大臣官房以下之ニ同シ)ニ於テ之ヲ掌ル

陸軍恤兵部ハ恤兵金品ノ受理ノ開始又ハ終止ノ時期並ニ恤兵品ノ種類及數量ノ制限ヲ官報ヲ以テ公告ス

第二條 恤兵金ヲ寄附セントスルモノハ寄附申出書(第一號様式)ニ現金又ハ有價證券ヲ添ヘ陸軍恤兵部ニ差出スモノトス但シ寄附申出人ノ便宜ニ依リ銀行爲替、郵便爲替又ハ電信爲替ヲ以テ送付スルコトヲ得

前項ノ郵便爲替又ハ電信爲替ハ東京市麹町區平河町郵便局指定トスルモノトス

第三條 恤兵品ヲ寄附セントスル者ハ

寄附申出書(第二號様式)ヲ現住所ノ市區町村長(朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ街庄長、關東州ニ在リテハ民政署長外國ニ在リテハ領事官以下之ニ同シ)ヲ經由シ又ハ直接ニ陸軍恤兵部ニ差出シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 恤兵金品ハ一人、數人共同、團體等ノ名義ヲ以テ寄附スルコトヲ得數人共同、團體等ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ寄附ノ申出ヲ爲スモノトス前項ノ場合ニ於テハ寄附申出書(第一號様式)又ハ第二號様式)ニ左ノ區分ニ從ヒ其ノ寄附スル金額又ハ品種數量及價格ヲ頭書シタル内譯明細書ヲ添附スルモノトス但シ特別ノ事由ニ依リ内譯明細書ヲ添附スル能ハザル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載スルモノトス

一 數人共同ノ場合ニ於テハ各人毎ニ

二 數團體共同ノ場合ニ於テハ各團體毎ニ

三 新聞社等ノ募集ニ係ル場合ニ於テハ各應募者毎ニ

第五條 恤兵金品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ受理セザルモノトス

一 特定ノ個人又ハ部隊ヲ指定シ其ノ他使用ノ方法ヲ特定シタルモノ但シ特種ノ事情ニ因リ止ムヲ得ザルモノト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 陸軍恤兵部ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ其ノ種類及數量ヲ制限シタルモノ

三 其ノ他恤兵ノ趣旨ニ合セザルモノ

第六條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵金品ヲ受領シタルトキハ出納官吏ヨリ受領書(第三號様式)又ハ第五號様式)ヲ寄附申出人ニ交付スルモノトス

第七條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵品ノ寄附申出ヲ承認シタルトキハ該品ヲ受領スベキ部隊ヲ指定シ承認書ニ證明書輸送ニ關スル注意書ヲ添附シ寄附

申出人ニ交付シ受領スベキ部隊及市町村長ニ通報スルモノトス

寄附申出人前項ノ承認書ヲ受ケタルトキハ市區町村長ニ請求シテ寄附品ノ點檢ヲ受ケ承認書記載ノ日迄ニ受領スベキ部隊ニ送付スルモノトス

前項荷造ニ要スル費用及受領スベキ部隊ニ送付スル費用ハ寄附申出人ノ負擔トス但シ無貨ヲ以テ鐵道運搬ヲ爲ス場合ニ於ケル鐵道線接續驛間ノ貨物取扱費用ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵金ヲ受領シ又ハ恤兵品受領濟ノ通報ヲ受ケタルトキハ適宜之ヲ取纏メ其ノ金額又ハ品種及寄附者ノ氏名ヲ官報ニ公告ス

第九條 恤兵金品ハ寄附ノ申出ヲ爲シタル後金額又ハ品種、數量等ノ増減又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十條 寄附ノ申出ヲ爲シタル者ニシテ住所、氏名等ヲ變更シタルトキハ其ノ都度之ヲ陸軍恤兵部ニ届出ツルモノトス

第十一條 市區町村長ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ承認書ヲ受ケタル者其ノ寄附ヲ完了セザルトキハ其ノ事實ヲ調査シ之ヲ恤兵部ニ通知スルモノトス

第十二條 市區町村長ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ寄附品點檢ノ請求アリタルトキハ之ニ應ジ包裝又ハ荷札ニ

第一號様式

恤兵金寄附申出書

一 金 何 圓 也

右恤兵ノ爲寄附仕度候間受領相成度候也

昭和 年 月 日

現住所 何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)番地 官職

(某社(會)(團體)長(總代) 氏 名)

陸軍 恤兵部 御中

位勳功爵 氏 名

第二號様式

恤兵品寄附申出書

一 何 々 何 程

此價格金何圓何拾錢

一 何 々 何 程

此價格金何圓何拾錢

右恤兵ノ爲寄附仕度候間受領相成度候也

昭和 年 月 日

現住所 何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)番地 官職

(某社(會)(團體)長(總代) 氏 名)

陸軍 恤兵部 御中

位勳功爵 氏 名

點檢濟ノ證明ヲ爲シ腐敗、損傷等ニ因リ使用ニ堪ヘズト認ムルモノアルトキハ證明ヲ爲サズ直ニ其ノ狀況ヲ恤兵部ニ申出ズルモノトス

第十三條 恤兵品ニシテ恤兵ノ用ニ適セズト認メタルトキハ受理ノ承認ヲ取消シ之ヲ寄附者ニ還付スルコトアルベシ

第十四條 恤兵金品ハ必要ニ應ジ陸軍恤兵部以外ノ陸軍部隊ニ於テ之ヲ受理セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受理スベキ恤兵金品ノ取扱ニ關シテハ前數條ノ規定ニ依リ其ノ配與ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第一項ノ部隊ハ別ニ之ヲ定ム

國防獻金取扱規程摘要

(昭三、一〇、三三) 海告一六

第一條 海軍ニ於ケル支那事變ニ關スル國防獻品ヲ目的トスル寄附金ヲ國防獻金ト稱ス

第二條 國防獻金ヲ寄附セントスル者
 ハ現金ニ添へ第一號書式ノ申出書ヲ
 海軍省ニ差出スモノトス但シ地方ニ
 在リテハ所在海軍官衙ニ差出スコト
 ヲ得
 前項ノ申出書ニハ其ノ目的トスル獻
 品名ヲ記載スルモノトス但シ特定ノ
 物品ヲ目的トセザルモノニ在リテハ
 單ニ國防獻金ト記載スルモノトス
**第六條 寄附者ノ住所氏名及金額ハ之
 ヲ官報ニ公告ス**

第一號書式

國防獻金寄附申出書

一金 何 程
 但何々製作(又ハ購入)資金
 右寄附仕度候也

住所 何所 郡市區町村番地

(何社長又ハ何某外何名總代)

位勳功爵 氏 名印

何年何月何日

海軍大臣宛

郵便規則摘要

- 内國通常料金 (單位錢)**
- 第一種 有封書狀 二十瓦迄毎に 一〇〇〇
 - 第二種 封往通 常葉葉書 百二十瓦迄毎に 四〇〇
 - 第三種 盲人用點字 六十瓦迄毎に 三〇〇
 - 第四種 盲人用點字 六十瓦迄毎に 二〇〇
- 内國小包郵便料**
 同一郵便區市内は普通六錢、書留十二錢
- △内地相互間 (單位錢)**
- | | |
|----|----------------------------|
| 普通 | 五百瓦 一瓦 二瓦 三瓦 四瓦 五瓦 六瓦 |
| 書留 | 一〇 一四 二二 三〇 三八 四六 五四 六九 八一 |
- △内地、臺灣、關東州、樺太、南洋相互間**
 (但し普通は内地樺太臺灣及南洋間に限る)
- | | |
|----|-----------------------------|
| 普通 | 五百瓦 一瓦 二瓦 三瓦 四瓦 五瓦 六瓦 |
| 書留 | 二七 三四 四七 六〇 七三 七九 八五 九四 一〇〇 |
- 外國通常郵便料金 (滿洲及支那宛は内地料金に同じ)**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 書狀 | (二十瓦迄) 二〇〇 |
| 葉書 | (往) 二〇〇 (復) 一〇〇 |
| 印刷物 | (點字) 五瓦毎に 二〇〇 (一瓦毎に) 二〇〇 |
| 業務用書類 | (二百五十瓦迄) 四〇〇 (以上五十瓦毎に) 二〇〇 |
| 商品見本 | (百瓦毎に) 四八〇 (以上五十瓦毎に) 二〇〇 |

- 第五種 農産物種子 百二十瓦迄毎に 一〇〇**
- 市内特別取扱郵便料金**
- 有封書狀 二十瓦迄毎に 二〇〇
 - 無封書狀 百二十瓦迄毎に 一〇〇
 - 第三種 百二十瓦迄毎に 一〇〇
 - 第四種 百二十瓦迄毎に 一〇〇
- 速達郵便料金 (單位錢)**
- イ、郵便區市内宛 八〇〇
 - ロ、郵便區市外宛及配 配運局より陸路八軒以内 二五〇 (八軒を超え四軒迄毎に) 一〇〇
- 滿洲及支那宛小包料 (單位圓)**
- | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 一瓦 | 四五 | 二瓦 | 六〇 | 三瓦 | 七五 |
| 四瓦 | 九〇 | 五瓦 | 一〇五 | 六瓦 | 一二〇 |
| 七瓦 | 一三五 | 八瓦 | 一五〇 | 九瓦 | 一六五 |
| 一瓦 | 四五 | 二瓦 | 六〇 | 四瓦 | 九〇 |
| 六瓦 | 一二〇 | 八瓦 | 一五〇 | 十瓦 | 一八〇 |
- 小形包装物 (二百五十瓦迄) 四〇〇**
以上五十瓦毎に 八〇〇

○軍事郵便
 【取扱範圍】 軍事郵便は表面に(軍事郵便)と記入する。
 其の取扱範圍は滿洲、北支、上海、揚子江方面に限られ
 (一)其の地方に在り又は派遣された軍隊、艦艇、軍衙、
 軍人、軍屬若くは軍衙の許可を得たるもの(例へば新聞
 記者)より發するものと、(二)此等に宛てたものを云
 ふ。(一)は無料、(二)は有料で、差出し得る者に制限は
 ない。
 【種類と料金】 (イ)書狀、(ロ)葉書、(ハ)新聞雜誌、(ニ)
 書籍、印刷物、寫真、(ホ)小包郵便の五種で、特殊取扱
 は書留、留置、約束郵便、航空郵便に限り、小包は總て
 書留に限られる。但し中支宛内地發の私用小包は當分取
 扱はず。

イ、無封書狀及第三乃至第五種 六十瓦毎に 一〇〇

ロ、小包郵便物 (一瓦迄) 九二〇 (一瓦を超え五百瓦迄毎に) 五〇〇

○内國小包郵便料
 同一郵便區市内は普通六錢、書留十二錢

△内地相互間 (單位錢)

普通	五百瓦 一瓦 二瓦 三瓦 四瓦 五瓦 六瓦
書留	一〇 一四 二二 三〇 三八 四六 五四 六九 八一

△内地、臺灣、關東州、樺太、南洋相互間
 (但し普通は内地樺太臺灣及南洋間に限る)

普通	五百瓦 一瓦 二瓦 三瓦 四瓦 五瓦 六瓦
書留	二七 三四 四七 六〇 七三 七九 八五 九四 一〇〇

○外國通常郵便料金 (滿洲及支那宛は内地料金に同じ)

書狀	(二十瓦迄) 二〇〇
葉書	(往) 二〇〇 (復) 一〇〇
印刷物	(點字) 五瓦毎に 二〇〇 (一瓦毎に) 二〇〇
業務用書類	(二百五十瓦迄) 四〇〇 (以上五十瓦毎に) 二〇〇
商品見本	(百瓦毎に) 四八〇 (以上五十瓦毎に) 二〇〇

料金は航空郵便、小包以外は内地と同一で、小包料金は關東局管内に同じ。航空郵便料左の如し。(他に普通料金を加ふ)

種 類	北中支向け	滿洲向け
有封書狀(二〇瓦毎)	三〇	三五
印刷書狀(六〇瓦迄毎)	五〇	三五
葉書、往復葉書	一五	一八
封緘、葉書	三〇	三五
新聞、雜誌	五〇	七五
書籍、印刷物	六〇瓦迄毎 五〇	七五瓦迄毎 七五

郵便規則の改正 (昭和十五年十一月十六日)

- 一、取扱を廢止するもの
 1. 市内郵便
 2. 市内小包
 3. 小包の速達扱と別配達扱
 4. 受取人の居宅で返信を配達人に依頼し得る速達郵便物の取扱
 5. 郵便物の受取人が請求し得る速達扱と別配達扱
 6. 速達及別配達郵便物の配達局特定
- 二、取扱を一時停止するもの
 1. 代金引換郵便物

(内國郵便物、日本滿洲國間郵便物及日本中華民國間郵便物に對し一時取扱を停止す)

- 品又は器具を在中する郵便物に限ること。
- 内容證明郵便物は一、二等局又は集配三等局に差出すこと
- 小包には其の表面に在中品の名稱を詳細に記載すること

鐵道規則摘要

○運賃對行 (省線三等普通運賃)

八〇 砵以下 (一籽につき)	一五六	毛
一六〇 籽迄	一三一	
三二〇 籽迄	一〇六	
四八〇 籽迄	八六	
六四〇 籽迄	七五	
八〇〇 籽迄	六九	
八〇一 籽以上	六三	

△一等は三等の三倍 △二等は三等の二倍 △小兒六年未滿無料 △十二年迄半額

○乘車券通用期間

百籽迄二日、以上百籽を増す毎に一日を加ふ。往復乘車券は其の二倍、廻遊券は各券毎に片道券の例により計算した期間の合算日數である。

○急行料金 (單位錢)

2. 集金郵便

(内國郵便物及日本滿洲國間郵便物に對し一時取扱を停止す)

3. 課金別納郵便物

(日本滿洲國間郵便物に對し一時取扱を停止す)

3. 小包郵便の制限

(内國小包、滿洲國宛小包、中華民國宛小包に對し適用す(軍事小包も含む))

1. 最高重量.....四キログラム迄
2. 容積は.....幅、厚サ各二〇センチメートルのものは長一米迄.....從來と同様
長サ、幅、厚サ各.....五〇センチメートル迄

但し滿洲國及中華民國の内鐵道、船舶の連絡なき地域に宛てたるものは

3. 米 數
 - 滿洲國宛.....六〇立方デシメートル迄
 - 中華民國宛.....五五立方デシメートル迄

(穀、玄米、精米、屑米、碎米)及(木炭は小包として取扱ひません)

四、郵便物の差出方に就いて

1. 速達及航空郵便物は必ず郵便局の窓口へ差出すこと
2. 速達、航空、別配達郵便物の時間外配達請求を爲し得るものは召集令狀、點呼令狀、船員徵用令書、醫療藥

等級	特普通	特普通	特普通
一等	四百籽迄	八百籽迄	八百籽以上
二等	二・〇〇	六・三〇	七・七五
三等	一・三〇	二・一〇	二・五〇

△六年以上十二年未滿の小兒は半額 △普通急行券は發賣日より五日以内に使用のこと △特別急行券は五日前より發賣す

○寢臺料金 (一夜につき)

等級	上段	中段	下段
一等	五圓	一	七圓
二等	三圓	一	四・五圓
三等	一・五圓	一・五圓	八十錢

△午後八時より翌朝午前八時迄使用 △寢臺券は四日以前より發賣す

○團體割引率 (三等)

二十五人以上の普通團體には二、三等運賃の、特別團體には三十人以上三等運賃の割引がある。特別團體とは學生、生徒、勞働者、通信省關係者、鐵道關係者、興行者等の團體である。

人員	期間	普通團體	特別團體	高等小學	其他
----	----	------	------	------	----

二五人以上	二期	二・一〇〇	割
三〇人以上	二期	二・一〇〇	
五〇人以上	二期	二・一五五	
一〇〇人以上	二期	三・二〇〇	

六五〇〇	四三・五〇	四二・〇五	四二・〇五	四二・〇五	四二・〇五
------	-------	-------	-------	-------	-------

二〇〇人以上	二期	三・二五五	六・五五五	五・三〇〇
四〇〇人以上	二期	四・三〇〇	七・六〇〇	六・四〇〇

△一期は一月一日—十日、三月十一日—六月十日、七月十一日—十二月末日。二期は第一期以外の期間、

葬儀便覧

一家の凶事中死者を出したるとき程哀愁やるせなきものはない。従つて家内は一時悲嘆と混雜にて葬儀を施行するにも免角手落勝に成り易き故、手落なく順序よく滞りなく終了せんには一つの指針が必要である。其の指針を述べれば、

一 死亡届 死亡の日より五日以内に届出づべきものである。但し戦死又は戦地の傷病者は此の限りでない。死亡者戦死若くは戦地の傷病死は部隊長から發したる正規の通知書を、普通の病死は醫師の診断書を、變死

は立會醫師の檢案書又は警察官の檢視調書の謄本を添へて届書(寄留者は其の寄留地と本籍地とに各一通)を戸籍吏へ提出する。

二 埋葬許可證 埋葬許可證は前項の死亡届と同時に居住地の市區町村長に其の申請書を出し認許證を得る。

三 葬儀施行場所の取極 葬儀施行の場所、葬式及時刻等決定したならば直ちに其の寺院又は齋場に就き葬儀當日行違ひを生じない様、概ね左の協議及取極をして萬事遺漏なき様にする。

イ 葬儀時刻及式場の整理
ロ 式場借受の謝儀取極

ハ 會葬者休憩場の取極

四 死亡通知狀 死亡通知狀には葬儀時日、葬式(神、佛、學式等)及施行場を併記するのが普通である。

五 新聞廣告 普く世人に知らすが主意であるから、上一般に愛讀せらるゝ大新聞紙を選定し、信用ある通信社に依頼するのが便利であるのみならず割引等の交渉も纏り易い。

六 所屬官廳への届書 死亡者官吏なれば其の所屬長官へ届書を出し、又戸主が官吏で其の家族死亡したるときも届書を出す。死亡者在郷軍人なるときは市町村長を経て聯隊區司令官に届出をなす。

七 宮内省への届出 勅任官死亡するときは宮内大臣へ届出をする。其の戦死又は戦地に於ける傷病死なるときは届書に正規の通知書謄本を添へて出し、平病死のときは醫師の診断書は要しない。

華族たる戸主死亡し若くは同家族の死亡したるときは届出をなす。

八 賞勳局、秩族家への届書 死亡者有勳者なれば賞勳局總裁へ、同有位者なれば宗秩寮總裁へ届出をなす。

九 祭官、僧侶への葬儀依頼 葬式決定したら祭官、又は僧侶の人員を定め適當の神職或は寺院に就き人員、時刻等行違なき様依頼し、其の祭儀宗法に依る式場の裝飾供物等を協議すること。

一〇 葬具調辨 葬具は自宅用及葬儀場用の種題、員數を決定し、其の新調品と損料品とを區別して葬具屋に注文する。

一一 埋葬地使用手續 埋葬地所有なき喪家は其の場所を定め實地に就き

好位置を選定し、土地購入又は使用權を得るの手續をとること。

一二 遺骸埋葬に要する埋葬許可證 遺骸を埋葬せんとするときは前項の埋葬許可證を其寺院又は墓地管理所に納付せねばならぬ。故に埋葬の際には該認許證を忘れず携帯すること。

一三 火葬場手續 火葬の等級を定め遺骸到着時刻及火葬籠等を取定め當日行違なき様にする。

遺骸火葬場に到着せしときは埋葬認許證を管理人に示し又は交付し置き遺骨と共に之を受取つて遺骨埋葬の際同様の手續をする。

遺骨は函又は陶器の壺に納めるを普通とする。此の容器は火葬場で販賣する故豫め適當品を調査取定め置くこと。

一四 會葬禮狀 會葬者の住所地名番地を遺漏なく葬儀受付に於て記載し置くこと。

一五 弔詞並に供物禮狀 弔詞に對す

る禮狀と供物に對する禮狀と二種類に區別、豫め印刷し置き適宜發送すること。

一六 葬儀後係員への禮狀 葬儀後諸事終了せば相當法事の命日に掛員一同を招待して慰勞の禮を述べるを普通とするも、此の禮を略して單に禮狀のみ或は謝禮の意味にて贈品する向もある。

一七 七七七日禮狀 (俗に香奠返し) 三十五日若くは四十九日相當命日に茶、饅頭又は服紗類(出入人には金錢)を返禮として贈るを例とす。

一八 葬儀後の祭典 神佛葬祭に従ひ神祭は十日、三十日、五十日、百日祭を佛葬は初七日、五七日、七七七日百ヶ日法事を以て普通とす。

一九 碑表建設手續 碑表を建立するには墓地と墓地外とを問はず所轄警察署の許可を受けねばならぬ。但し死者の族籍、姓名、官位勳功、法號死亡年月日建立者の姓名を記するに止る石碑は許可を要せず、誌録傳贊

本の

ことなら

何んでも

牧

へ

牧製本印刷所

東京・神田・錦町三ノ一

電話 神田(25) 一〇三七番

振替口座東京一五八二番

附 録 ノ 一

新 體 制 に つ い て

今やわが國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも独自の立場に於て迅速果敢且つ有効適切にこれに對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙かに超えたる國家的要請であり、又何等か特定の政策のためのみ必要とされる一時的なる要請でもなく、必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得るための恒常的なる要請である。今我が國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かゝる新體制に含まるゝものとしては、先づ統帥と國家との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬ。これ等の事項については、政府の立場に於ても鋭意その實現を期しつゝある。併しながら更に重要なるはこれ等の基底を爲す萬民翼賛のいはゆる國民組織の確立であ

つて、こゝに準備會を招聘し協議協力を求めんとするものも、正にこの問題についてである。

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の巨道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得る様にせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て、政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及び文化の各領域に互つて樹立されねばならぬ。即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれ／＼縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的なる組織が作られねばならぬ。今日經濟文化兩方面に於て、政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず、又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締るものと取締られるものとが對立的關係に置かるる如き傾向あるは、正しく萬民翼賛の實を擧ぐべき組織なき處より生まるる缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である。

即ちそれは、國民をして國家の經濟及び文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かかる組織の下に於て始めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成されるためには一つの國民運動が必要である。元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企劃指導し、又は之を行政機構

化することは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの虞れがあるのである。併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且つ又、下からの運動は動もすれば分派的抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞れがある。こゝに於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

かく觀じ來れば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的なる國民翼賛運動に外ならぬのである。而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想の高揚を目的とするものである。之がためには廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を集集せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものであるが、それは斷じていはゆる政黨運動ではない。政黨は抑々個別分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみを以て之を非難するは必ずしも當らぬ。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、わが國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、わが議會協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたこともまた之を否定すべくもない。

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超克せんとする運動であつて、その本質はあくまで學國的、全體的、公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故

に假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない。むしろ政黨も政派も、經濟團體も文化團體も、凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況んや此の運動が政府の立場に於て爲さるる場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない。苟くも廟堂に立つて輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的、對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるのである。

國民組織、特に政府に依つて爲さるる國民組織の運動が、政黨運動の形を取るべきものでないこと上述の如くであるが、さればと言つていはゆる一國一黨の形をとることも亦到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力の把持者となすことを意味するからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君萬民の我が國體の本義を紊るものと謂ふべきである。わが國に於ては國民齊しく翼賛の責に任ずるのであつて、一人若しくは一黨が權力によつて翼賛を獨占することは絶対に許されぬ。萬一翼賛の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一たび聖斷の下されたる時は凡ての臣僚が「承諾必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

これを要するに、新たなる國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼賛の誠を致さんとする國家的且つ恒常的なる組織である。素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ、しかも政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる。本年二月十一日には長くも大詔を渙發せられ非常の世局に際し我々臣

民の處すべき道を明らかにし給うたのであるが、政府は茲に聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、現下我が國の直する大試鍊を突破して、以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如き國民組織の一般的構成國民運動の中核體の組織、それと現存諸團體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするものである。

大政翼賛會役員

常任總務

有馬	賴	寧	伯
後	藤	文	夫
前	田	米	藏
永	井	柳	太
大	河	内	正
井	田	磐	楠
古	野	伊	之
中	野	正	剛

事	務	總	長
總	務	局	長
議	會	局	長
組	織	局	長
企	畫	局	長

橋	本	欣	五	郎
八	田	嘉	明	
兼	任	有	馬	賴
兼	任	有	馬	賴
兼	任	前	田	米
兼	任	後	藤	隆
兼	任	小	畑	忠
兼	任	良		

新體制と陸軍

新政治體制確立運動と軍並びに在郷軍人の如何なる關係にあるべきかにつき陸海軍當局は研究を進めてゐたが結論として

- (一) 軍は精神的には本運動を衷心より支持する。
 - (二) しかし建軍の本旨に鑑み、大臣、次官、軍務局長等、政治に參與し得る職責にある者以外の現役軍人が中核組織に加入することは適當でない。
 - (三) 個々の在郷軍人はこれに参加し得るは勿論、その核心的成分として活動するを妨げない。
 - (四) しかし在郷軍人會としては在郷軍人會令の規定に鑑み中核體の組織に編入することは適當でない。
- といふに陸海軍とも意見一致、十三日の準備委員會において秋田委員よりの質問に對し東條陸相より「海軍とも協議の結果」と前提してその旨を明かにした陸相の發言全文次の如し。

陸相説明

軍と中核體との關係 新體制は萬民大政翼賛の臣道を全うし且つ不拔の國防國家體制の確立を目標としあるを以て軍はもとより積極的に滿幅の協力をなし特に精神的に異常なる熱意を以てこれが完成の促進に寄與せんとするものである。けだし軍人は勅語勅諭にお示しあるが如くその現役にあると在郷なるとを問

はず等しく各々の立場において各自の分を守り一意盡忠報國の赤誠を效すべきを實踐しあり。これやがて本體制の理念たる萬民大政翼賛職分奉公の臣道と合一し而して又軍の希求する國防國家體制確立の要道なりと確信するからである。併しながら本運動の中核體がその本質において高度なる政治性を有し強力なる政治活動を使命としあるに鑑みこれに對し直接一般現役軍人を組織に加入せしむるはわが建軍の本義に照らしこれを認むるを得ず、但しその任において政治に參與し得べき大臣、次官、軍務局長等特定の職務にある者を限り軍と中核體との連繫、協力のため例へば顧問、參與等の資格においてこれに加入するを適當なりと考へ目下研究を進めつゝある。在郷軍人と中核體との關係個々の在郷軍人は一般國民たる以上特にその實質に鑑み本國民運動の熱烈優秀なる實踐員即ち本組織體の核心的構成分子として参加し得るは勿論なるのみならず寧ろ進んでこれに加入しその健全なる發達を助成すべきものにしてその活動に期待せられる處また甚だ大なりと考へる。然れども在郷軍人會は大正三年及び昭和三年在郷軍人に賜りたる御諭しにあるが如く又勅令を以て規定せられある帝國在郷軍人會令第一條の目的及び第五條「帝國在郷軍人會は政治に關與することを得ず」と明示せられあるに照らし軍人會全體を中核體の組織内に編入することは適當ならずと考へてゐる

帝國在郷軍人會令(抄)

- 第一條 在郷軍人其の精神を鍛鍊し軍事能力を増進し兼ねて社會の公益を圖り風教を振作し國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐる目的を以て帝國在郷軍人會を組織せんとするときは陸軍大臣及海軍大臣の認可を受くべし。
- 第五條 帝國在郷軍人會は政治に干與することを得ず

陸軍の重工業指導方針

陸軍省 經理局

陸軍では軍備充實と最も關係の深い軍需工業の指導のため、この程軍需工業指導の一般方針を航空本部、兵器本部その他の實施機關に示達、更に四月十三日東京名古屋大阪小倉の各地における軍需動員地方協議會を通じて主要民間業者に發表した。

軍需工業指導方針

一、軍需工業能力の向上

(一) 軍需工業に計畫性を附與するため今後數年間に互る生産目標を指示し官民工場の生産量の向上を圖る。この場合先づ既存設備をして全能力を發揮せしめ擴充を要するものには優良なる技術を有する工場を中核として集約的に行ひ粗笨なる工場の亂立を抑制し最少の人的物的要素を以て最大の効果を收めることに努める。

(二) 國防科學の振興を圖るために官並に有力民間工場に於ける技術研究機關を激勵し特に學術を基礎とする技師の躍進を圖る。

二、軍需工業組織の刷新整備

(一) 軍需工業の組織を刷新強化しその綜合能力を向上すると共に統制指導の徹底を容易ならしめる。即ち崇高なる國家的觀念に基く企業者の創意を獎勵し工業の活潑を圖ると共に單なる利潤追求の弊風より脱却し眞に公共利益の増進に目覺めた經營の精神を昂揚する。又重要業種の組合を整備して國家的指導精神に基く企畫統制の機關たらしめるやうに指導する。

(二) 中小工業に對しては一般に逐次過小低能率なる經營單位を減少し或は過小工場の簇生を阻止し下請工業として必要なものは親工場と有機的に結合して綜合的生産力の向上を圖り其他の中小工場に對しては單に時局轉業のみを主眼とするなく其將來性を洞察し其存立意義に従つて堅實なる組織を確立するやうに指導する。

三、軍需工業の分布

軍需工業の配置は一般立地條件の外特に作戰上、國防上、社會及人口政策上の要求並災害局限の必要を顧慮して其の大陸進出と地方分布とを圖る、これがため新規計畫工場を努めて大陸に進出せしめると共に内地にては大都市區域には努めて現在以上に工場を増加することを防止し勞務者をして出來得る限りその郷土に於て生産に従事せしめる。

四、軍需工業構成要素の需給調査

(一) 要員、機械、原材料、資金等は要度及緩急に應じ重點主義によつて需給の調整を圖る。

(二) 工作機械工業の質的量的向上を圖り優良機械の國産化を圖るため永年に互る機種別需要量を把握

して擴充目標を明確ならしめ製造分野を統制し品質の向上、生産の増加に努めしめる、而して將來の需要を維持するためには工作機械の海外輸出、軍需工場の舊式非能率機械の更新等を考慮する。

(一) 大陸資源の開発を圖り特に鐵、石炭、電力の増産には有ゆる努力を集中し軍需工業基礎確立に努める。

五、工場の監督指導

監督指導の部隊系統を一元化し單價の決定、賃金等にも軍の監督指導を強化する。

兵器の名稱簡易化

陸軍では從來の兵器があまりむつかし過ぎるので一般の兵隊さんにも判る簡単な名稱や文字を使ふことになつた。一例をあげると(括弧内は新名稱)彈藥盒(彈入れ)螺旋、螺子(ねぢ)螺桿、駐螺(ボルト)發條(ばね)轉防輪、駐轉輪(瓜車)鞋(こはぜ)稜鏡(プリズム)彩鏡(フィルター)縫綴機(ミシン)傳聲筒(メガホン)等。これは十五年二月二十九日以後制定された兵器から適用されるが、從來のものも支障なき限り出来るだけ早く改められる。なほ兵器ばかりでなく被服その他にも逐次適用されるはずである。

兵器工業會誕生

民間兵器工業界では從來その門戸を閉してゐた各會社技術の綜合援助を計る一方、陸軍との連絡を強化して軍需工業の合理化を斷行するため十五年七月四日全國主要兵器會社百數十を打つて一丸とした「兵器工業會」を創立、發會式を擧げた、同會では火砲、戰車、銃器、光學、化學、通信機、工作機、軸受の八部會を結成した。

x x x

附録ノ四

低物價と利潤統制

附「適正利潤率算定要領」

陸軍省 經理局

一、はしがき

陸軍は先に軍需工業指導方針を樹立して、軍需生産力の擴充を期したが、修正軍備充實計畫の完遂と、戦時經濟の運営に遺憾なからしめるため、軍需調達においてあくまで低物價政策を堅持し、さらに政府の低物價政策を推進助長することになつた。軍需生産力の擴充を低物價政策の下に遂行せんがため、軍需品工場の經營指導原價調査及び利潤統制を劃期的に強化徹底し、これによつて積極的に生産能力の増大、生産原價の低下、利潤の適正化を圖り、進んで之を一般産業の合理化に對する推進力たらしめようといふのである。この目的を達成するため、陸軍は新たに軍需品工場に對する會計監督官を増員すると共に、工場の經營指導、原價、財務及び利潤等の統制に關する各種指導要綱を具體的に制定した。軍の企圖する内容

は、概ね左の通りである。

(一) 工場經營の刷新

現在軍需品工場において、工場規模が擴大し、生産組織が複雑化したにかゝらず、經營管理の合理化がこれに伴はない状況に鑑み、生産技術の改善を爲すと共に經營の組織化、作業の計畫化、經理管理の合理化など、經營全般に亙りこれが刷新を圖り、以て生産原價の低下と、軍需工業の健全な育成發達を促進し、更に進んでは、これを樞軸として全産業の經營刷新を圖ることになつた。經營刷新に當つては、國家總力戰體制に即應して、國家的觀念に基づく經營管理の精神の昂揚を期し、新たに軍需品工場の經營指導に關する具體的要綱を示達した。

(二) 原價及び經理調査の徹底

先に軍需品工場事業場検査令による陸軍原價計算要綱を制定し、軍需品工場の統一原價計算制度を實施したが、新たに軍需品工場の貸借対照表及び損益計算書の準則を定め、經理及び原價に關し事業主より徴する統計諸表を規定すると共に、原價及び財務の監査要綱を定め、これによつて適正な調辨價格決定の基礎を把握すると共に、原價及び經理に關する比較制度を確立し以て經營能率の増進を圖る。

(三) 利潤統制の強化

陸軍は從來調辨價格の適正低下により過當利潤の發生防止に努めて來たが、陸軍原價計算要綱の實施に照應して、新たに軍需品に歸する適正利潤算定要領を定め、その算定方法を具體的に規定し、利潤發生の源泉に遡つてこれが適正を圖り、以て過當利潤の抑制に努める。

(四) 軍需調達の合理化

工場經營の刷新、原價及び經理調査の徹底、利潤統制の強化に即應して軍需調達の合理化を圖るため昭和十五年軍需品調辨要領を定め、調辨の計畫化と統制とを圖ると共に、正確な原價を基礎としこれに適正利潤を加算して調辨價格を決定するを原則とし、しかも價格決定に際しては、單に原價を機械的に價格に反映させることなく、事業の經營合理化の努力による原價の低下に對しては、その經營能率の優秀性に對する報酬を適當に參酌して經營合理化生産原價低下に對する刺戟を失はさせないことをその方針とする。

二、低物價と生産力擴充について

世上自由主義經濟の思想に立脚して、低物價政策と生産力擴充とは互に矛盾し、兩立し難いとの見解を持つるものが少なくない。しかしながら、戰時統制經濟下における生産力の擴充は、高物價の刺戟によつてはその目的を達成し得るものではない。或ひは一時的には、ある種の企業において部分的には増産の傾向は現出するであらうが、制約された勞力、物資及び資金を綜合的に統制運用して、戰爭目的遂行のために必要なる資材を、最も經濟的に、最も多量に生産しなければならぬ戰時統制經濟下においては、到底永續するものでなく、物價の惡循環的騰貴を促進して戰時經濟を混亂、崩壊させる原因となることは、前回

の歐洲大戰における各國の苦い經驗に徴しても明らかである。

戦時における生産力の擴充は、與へられた施設と原材料を以て最大の生産力を發揮しなければならぬのであつて、施設の跛行、遊休は絶対に排撃しなければならぬ。

これがためには、生産技術の改善と經營の合理化によつて積極的に能率の増進、生産原價の低下を促進せしめると共に、國家的利益の増進を目標とする戦時國民經濟道德の理念に基づいて利潤の適正化を圖らなければならぬ。かくしてその結果は、生産力の擴充と低物價政策とが矛盾なく兩立するのであつて、他面これによつて、その企業の健全な育成發達をも助成し、戦時國防經濟體制の強化擴充となるのである。しかしして正確な生産原價の把握、適正な利潤の附與のためには、統一原價計算制度及び利潤算定要領の制定確立並びに監督指導機關の整備を必須の要件とする。そこで陸軍では、昨年十月軍需品工場事業場検査令の制定されると同時に、陸軍々需品工場原價計算要綱を發表すると共に、これが實行に伴ふ各種の準備と監督指導機關の強化擴充に努めて來たが、本年七月一日以降右要綱に基づく原價計算の實施を法令によつて要請されることとなつたので、これに基づいて算定された原價に附加すべき適正利潤の算定要領の發表を必要とするに至つた。

右の措置は昨年四月及び六月に政府が中央物價委員會の答申によつて採擇決定した物價統制大綱及び實施要綱に基づき、その實行に着手したに過ぎない。従つて陸軍々需品工場事業場原價計算要綱並びに利潤算定要領は物價統制大綱、同實施要綱の趣旨を具體的に規定したものである。たゞ物價統制實施要綱は支拂金利を經費として取扱ふことに定めてゐるが、陸軍では原價比較制度によつて經營合理化の指導を有效適切ならしめるため、原價は努めて純粹ならしめる必要があるもので、これを經費から除外して利潤算定の

際に附加することにした。それ以外は物價統制實施要綱と全く同一である。

陸軍としては、軍需品以外についても、統一原價計算制度と、利潤統制とが速かに實行に移されて戦時經濟體制の強化されることを期待してゐるのである。戦時經濟の運営を圓滑にし、事變處理に遺憾なからしめるためには、戦時國民經濟道德を刷新昂揚して、企業の目的を専ら利潤追求に置くやうな資本主義的自由經濟思想を一擲し、全國民は戦争目的遂行に伴ふ犠牲を公平に負擔し「戦時は何人と雖も利得すべからず」の鐵則に基づき、國家的利益の増進を根本義とする強度の國防統制經濟に徹底することが極めて緊要であると確信する。

三、戦時企業利潤の統制について

戦時における利潤統制の問題は、物價政策の見地からは價格形成の一要素としてその利潤の統制を必要とすると同時に、國家總力戦の見地から、企業利潤の統制を必要とすることはいふまでもない。

企業利潤の統制方法としては、課税による方法と、配當制限による方法等があるが、これ等は利潤を出來た結果において統制するために、やゝもすれば經費の亂費、利益の隱匿等の弊害を伴ふ。これがため利潤を「發生の源泉」において統制する方法、即ち原價に附加すべき利潤率の適正化によつて企業利潤を統制するのが最も効果的であり、特に物價政策上から之が必要である。

しかしながら、原價に附加する利潤率の適正化だけでは、實際上において企業利潤を完全には統制出來ない。そのために、經費支出に關する監督と相俟つて、配當制限等の方法との二段構へで行ふ必要がある。戦時における過當利潤の發生の原因を考察すれば、戦時經濟下においては、平時のやうに價格機構、即

ち、價格が高くなれば、生産が自然に増加して價格が自動的に調節されるといふ機能が全く失はれるのである。換言すれば、いくら價格が高くなつても生産の増加は需要に副はないのである。即ち、戦時經濟下においては、物資の需給が根本的に不均衡であつて、平時の如く自由市場經濟組織下におけるやうに、その間に供給者の自由競争と云ふものが全く行はれない。そこに過大利潤の發生を齎し、價格の昂騰が必然的に行はれるのである。

これがために價格統制によつて人為的に價格を形成する必要があるのである。即ち、正確な原價を基礎として適正利潤を附加した適正價格を形成して、物價の昂騰を抑制すると同時に、企業利潤をその發生の源泉において統制することにより企業に於ける過當利潤の發生を防止する必要がある。

しかしながら、この適正利潤の決定に當つては、企業心を萎靡せしめないこと、經營能率の増進による生産原價の低下に對する刺戟を失はしめないこと、生産力の擴充を阻害させないこと及び企業の合理的な發達を促進させることについては充分考慮を必要とする。

四、陸軍適正利潤率算定の要領について

次に適正利潤率算定要領の基礎的事項について、概念的に説明する。企業利潤の算定において考慮を要するのは第一に經營固有の利潤である。企業利潤と普通稱されるものの中には、經營固有の利潤とその他の利潤とを包含してゐる場合が多い。例へば商品の製造を行ふ工業において、その商品の製造と直接關係のない他會社に投資をするとか、ビルディング、土地等を他に貸與する場合などがこれである。この場合に、事業本來の目的でない他會社に對する投資による配當収入とか、ビルディング、土地の家賃、地代を

除外して、商品の生産活動のみによる純粹な企業利潤を經營固有の利潤または經營固有の利益といふのである。適正價格形成の一要素としてその對照となるべき利潤はこの經營固有の利潤である。

第二には借入金金の利子である。企業における借入金利子は、企業活動上當然生ずべき負擔として從來多く經費に算入されてゐるが、企業經營において借入資本を使ふか、自己資本を使ふかは、經營者の任意であつて、主として企業の財務政策の上から決定される。従つて、借入金金の利子は企業活動そのものの固有の事情から生ずる經費とはいひ難い。例へば生産設備に對する資本を新株募集によつて調達するか、社債募集または借入金によつて調達するかは、専ら財務政策によつて決定されるのであつて、生産設備の作業活動とは少しも關係のない事柄である。たゞ社債募集または借入金によつて調達されたといふ理由によつて、新株募集によつて調達された場合と比べてこの生産設備から生ずる固有の利潤に相違を生ずることとは不合理である。従つて借入資本に對する支拂利子は經費から除外して、企業固有の利潤において計算するのが合理的であるのみでなく原價比較を行ふ上からも之を必要とする。

第三には利潤率の算定には、如何なる資本によつて計算するのが合理的であるかの問題である。即ち、拂込資本によるか、自己資本(株主資金)によるか、總資本によるか、經營資本によるかの問題である。

普通一般に利益率と稱するのは、拂込資本に對する利益率を指すが、企業の利潤率を示すには適當でない。即ち、企業に使用される資本には、拂込資本の外に積立金、繰越金の如き利益留保の株主資本が相當額存在してゐるので、その純益をたゞ拂込資本と比較して企業の収益能力を現はすのは不合理である。また株主資本利益率は、企業經營者または株主等の立場からその収益能力を觀察する場合には適當であるが企業を單位として其の經營能率を考察する場合には、株主資本利益率によるのを不適當とする場合が少く

適正利潤率算定要領

本要領における利潤率の算定について概括的に説明すれば、經營資本における株主資本に対しては株主に對する適正なる配當を、借入金に對しては通常の利子を保證し、かつ事業の繼續的維持を可能ならしめる必要限度の社内保留を認め、なほ臨時利得または超過所得以外の通常の利益に對する課税である法人税及び營業稅同附加稅を認め、これ等のものを合計したものを經營固有の利益とし、これを經營資本で割つたものが經營資本利益率であつて、この經營資本利益率を經營資本回轉率で割つたものが販賣利益率である。なほこの計算において經營資本の算定困難な場合には、總資本を以て代用し得る。

$$\begin{matrix} \text{株主に對する} & \text{借入金に對する} & \text{事業の繼續的維持を可能ならしむる} & & \text{税金(法人税、營業稅、} \\ \text{適正配當} & + & \text{通常利子} & + & \text{必要限度の社内保留} & + & \text{營業稅附加稅)} \\ & & & & & & = \text{經營固有の利益} \dots\dots A \end{matrix}$$

$$\frac{\text{經營固有の利益}}{\text{經營資本}} = \text{經營資本利益率} \dots\dots B$$

$$\frac{\text{經營資本利益率}}{\text{經營資本回轉率}} = \text{販賣利益率(適正利潤率)} \dots\dots C$$

(一) 經營資本利益率(B)の算定

經營資本利益率は經營固有の利益を經營資本で割つたものであつて(經營資本利益率 = $\frac{\text{經營固有の利益}}{\text{經營資本}}$)、經營固有の利益は(一)株主に對する適正なる配當、(二)借入金に對する通常の利子、(三)事業の繼續的維持に必要限度の社内保留、(四)通常の所得に對する課税たる法人税及び營業稅同附加稅より成つてをり、この經營固有の利益を經營資本で割つたものが經營資本利益率である。

$$\text{經營資本利益率} = \frac{\text{適正配當} + \text{通常利子} + \text{必要限度の社内保留} + \text{税金}}{\text{經營資本}}$$

ない。即ち、企業は株主資本の外に借入資本を使用するものが多く、その企業活動はこの兩者を合せた經營資本、または總資本により行はれてゐるのであつて、利潤率算定の基礎となる資本は經營資本によるを合理的とする。

經營資本とは、事業本來の目的の爲めに現實に使用運營されてゐる資本をいふのであつて、前述した經營固有の利益は、この資本の運營から生ずる利益である。換言すれば、總資本から事業本來の目的に使用されてゐない資本、例へば商品製造工業においては、他會社に對する投資資本、或ひは將來に對する擴張のために豫備的に保有する資本を控除したものである。

第四に前金拂即ち、企業者側における前受金の資本としての性質であるが、この前受金はその本質上利子または利潤を伴ふべきものでなく、いはゆる素通勘定たるべきものであるから、經營資本、總資本または借入金の算定については之を控除することが必要である。

次に適正利潤率算定要領について説明する。本要領は、主要軍需品の調辨價格を決定する場合に、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基づき、算定した原價に附加すべき適正な販賣利益率の算定に關し、その基準となるべき要領を示したものである。従つて、この原價計算要綱によらない原價計算手續によつて算出した原價には、この利潤率は適用できない。即ち、原價計算要綱第二十七條に規定してゐる原價に算入しない項目を前提とし、例へば、借入金、利子、税金なども、原價に算入しないこととして本利潤の算定に入れてゐるのである。利潤率の算定は、會社別に行ふものであつて、會社が數個の事業または數個の獨立した工場を有する場合には、これを事業別または工場別に算定するのである。しかし調辨金額の小さな會社または經營規模の小さな會社には之を業種別に算定し得るのである。

例へば、假に經營資本を100として、株主資本を65、借入金を35とし、平均株式利廻を6%とすれば、 $6\% \times 65\% = 3.9\%$ 、即ち經營資本に對し3.9%の利益を與へれば、株主に對し適正な配當をなすことができるのである。

經營資本における株主資本と借入金との構成比率は、原則として各會社別にその總資本における株主資本と、借入金との構成比率を基準として推算する。これは經營資本における株主資本と借入金との構成比率は算定が出来ないから、便宜上總資本における株主資本と、借入金との構成比率を採つたのである。

總資本における株主資本と借入金との構成比率の算定が困難な、小經營の會社等においては、當該業種の平均した株主資本と、借入金との構成比率を以て代用することができる。

平均株式利廻とは、業種の多種の會社につき、過去三ヶ年に互り平均した株式利廻をいふ。

こゝで株主資本に對して株式利廻に相當する利益を保證することが、拂込資本に對して適正な配當を保證することとなる理由について説明する。株式價格は配當率の高下により、または一時的には外部的事情によつて變動するが、これを長期に互つて觀察すれば、株式價格は株主資本の構成内容たる拂込資本と積立金、前期繰越金、当期利益金との比率を表現するものと見るべきである。即ち、株主資本中に積立金、前期繰越金、当期利益金の占める部分が大きいといふことは、企業の健實性を表はすものであつて、長期に互つてこれを見れば株式價格は高いのである。従つてこの計算において株主資本における積立金、前期繰越金、当期利益金の構成比率が通常以上に大きければ、通常以上の配當ができるのであつて、反對の場合には通常以下の配當となるのである。

2. 借入金に對する通常の利子經營資本に對する率(b)の算定

しかし計算上これを經營固有の利益の四つの要素につき各經營資本に對する率を算出してこれを合計したものを經營資本利益率とした。

$$\text{經營資本利益率} = \frac{\text{株主に對する適正配當}}{\text{經營資本 } a} + \frac{\text{借入金に對する通常利子}}{\text{經營資本 } b} + \frac{\text{事業の繼續的維持を可能ならしめる必要限度の社内保留}}{\text{經營資本 } c} + \frac{\text{税金(法人税、營業税、同附加税)}}{\text{經營資本 } d}$$

しかし法人税法第十二條及び營業税法第十二條により、これ等の税金を免除される場合は、この計算から税金の率を除かなければならない。

法人税法(營業税法)第十二條(括弧内は營業税法を示す)

「命令を以て指定する重要物産の製造、採掘または採取をなす法人(製造、採掘又は採取を業とする者)には、命令の定むる所により製造、採掘または採取の事業を開始した年及びその翌年から三年間その業務から生ずる所得(純益)につき法人税(營業税)を免除す」

なほ法人税法施行規則第六條、または營業税法施行規則第九條には、法人税または營業税を免除する重要物産の内容を詳細に規定してゐる。



次に株主に對する適正な配當、借入金に對する通常の利子、事業の繼續的維持に必要な限度の社内保留額及び法人税及び營業税、同附加税の各要素の經營資本に對する率の算定方法につき述べる。

1. 株主に對する適正な配當の經營資本に對する率(a)の算定

これは經營資本に對し何%の利益を與へれば、株主に對して適正な配當を保證することとなるかの計算である。まづ經營資本における、株主資本と借入金との構成比率を推算して、平均株式利廻に株主資本の構成比率を掛ければ、その答は株主に對する適正な配當の經營資本に對する率である。

$$\frac{\text{適正配當}}{\text{經營資本}} = \text{平均株式利廻} \times \frac{\text{株主資本}}{\text{經營資本}} \dots\dots\dots a'$$

$$\frac{\text{所得に対する法人税}}{\text{經營資本}} = \frac{\text{適正配當} + \text{借入金利子} + \text{社内保留}}{\text{經營資本}} \times \text{純益に対する税率} \dots d_1$$

(ロ) 法人税中株主資本に対する課税

この税金は、株主資本に對し課せられるから、所定の税率に株主資本の構成比率を掛けたものである。

$$\frac{\text{資本に対する法人税}}{\text{經營資本}} = \frac{\text{株主資本}}{\text{經營資本}} \times \text{税率} \dots d_2$$

(ハ) 營業税及び同附加税

この税金は法人税の所得に對する課税と異ひ、税金を除いた純益に對して課税されるのであるから、所定の税率をそのまま法人税の場合と同様適正な配當、借入金利子、社内保留の各經營資本に對する率の合計に掛けて得られる。

$$\frac{\text{營業税同附加税}}{\text{經營資本}} = \frac{\text{適正配當} + \text{借入金利子} + \text{社内保留}}{\text{經營資本}} \times \text{營業税、同附加税の税率} \dots d_3$$

以上の d_1, d_2, d_3 の率を合計したものが、税金の經營資本に對する率である。

$$\frac{\text{税金}}{\text{經營資本}} = d_1 + d_2 + d_3 \dots d'$$

利益率中に算入すべき税金は、普通所得に對する税金のみで、超過所得たる臨時利得税または同族會社税は之に算入しない。これ等は利益處分によるべきものである。

以上の a', b', c', d' の各率を合計したものが經營資本利益率であつて、これは計算上總資本利益率と一致する。

$$\text{經營資本利益率} = a' + b' + c' + d' = \frac{\text{株主資本} \times \text{平均株式利回}}{\text{經營資本}} + \frac{\text{借入金} \times \text{通常} / \text{借入金利率}}{\text{經營資本}} + \frac{\text{社内保留額}}{\text{經營資本}} + \frac{(\text{適正配當} + \text{借入金利子} + \text{社内保留}) \times (\text{所得に對スル法人税} / \text{純益に對スル税率} + \text{營業税、同附加税} / \text{税率})}{\text{經營資本}} + \frac{\text{株主資本} \times \text{資本に對スル法人税} / \text{税率}}{\text{資本}} \dots D$$

經營資本と總資本とは、資本額に於て之を異にするが、本計算は比

これは通常の借入金利率に、經營資本における借入金の構成比率を掛ければ出るのである。

$$\frac{\text{借入金に對する通常利子}}{\text{經營資本}} = \text{通常の借入金利率} \times \frac{\text{借入金}}{\text{經營資本}} \dots b'$$

例へば假に借入金の構成比率を35%、借入金の利率を5%とすれば $5\% \times 35\% = 1.75\%$ 即ち、經營資本に對し1.75%の利益を與へれば、借入金に對する通常の利子を保證できるのである。

3. 事業の繼續的維持に必要限度の社内保留の經營資本に對する率

(c)の算定

これは利益金處分における社内保留額を總資本で割つたもので、業種毎に多數の會社について過去五ヶ年に互つて調査した平均を採るのである。

$$\frac{\text{必要限度の社内保留}}{\text{經營資本}} = \frac{\text{社内保留額}}{\text{總資本}} (\text{平均}) \dots c'$$

これは事業の將來に對する危険をカバーする目的であつて、事業の繼續的維持に必要限度のものに限り、例へば、配當準備金または事業擴張積立金などはその性質上本計算においてはこれを算入すべきではない。即ち、適正な配當は1で保證してをりまた固定資産の減價償却費は原價に算入してあるからである。

4. 税金の經營資本に對する率(d)の算定

(イ) 法人税中所得に對する課税

この税金は、税金を控除しない所得に課せられるのであるから(五月八日發行週報税制特輯號十八頁参照)計算上税金を除いた純益に對する率に換算する。この税金の純益に對する率を經營資本に對する率に計算するには、1乃至3から算出した適正な配當、借入金利子社内保留の各經營資本に對する率の合計に、この税金の純益に對する率を掛けて得られる。

販賣高などの適当な基準により、各事業または工場の経営資本に按分するのである。

また販賣高は、最近一ケ年における商品販賣高を基準として之に將來の豫想を加味して決定する。

経営資本回轉率を各事業または各工場別に算定する場合には、各事業または各工場別に販賣高を算定することが必要である。

2. 總資本回轉率の算定

経営資本回轉率の算定困難な場合に会社別の總資本回轉率を算定する場合には、会社の最近一ケ年間の總収入を、總資本平均在高にて割つたものを基準として、これに將來の豫想を加味して決定する。

3. 業種別標準總資本回轉率の算定

業種別標準總資本回轉率は、當該業種の多數の会社につき最近一ケ年間に於ける各会社の總収入の合計を、總資本平均在高の合計で割つたものを基準として、これに將來の豫想を加味して決定する。

(三) 販賣利益率の算定

以上によつて算定した経営資本利益率(總資本利益率)を、當該会社または各事業各工場の経営資本回轉率、または當該会社の總資本回轉率、或ひは當該業種の總資本回轉率で割つたものが、調辨價格決定上の基準となるべき販賣利益率である。

$$\text{販賣利益率(適正利潤率)} = \frac{D}{E} = \frac{\text{經營資本利益率}}{\text{經營資本回轉率}}$$

(四) 販賣利益率の具體的適用

以上の要領によつて算定した販賣利益率を、調辨價格の決定に當り原價に附加する場合には、次の諸點につき必要な考慮を加へ、適切な

率計算であつて経営資本中の株主資本と借入金との構成比率を、總資本における構成比率によつた爲めに一致するのである。

(二) 資本回轉率の算定

資本回轉率は、各会社別にまたは事業別、工場別に算定せる経営資本回轉率による。経営資本回轉率の算定困難な場合には、當該会社の總資本回轉率により、更に總資本回轉率の算定困難な場合には、各業種の標準總資本回轉率を代用する。

資本回轉率は、会社毎に差異が少くないばかりでなく、販賣利益率に直接影響するから、業種の標準總資本回轉率を用ひるのは、調辨價格が小なるかまたは經營規模の小なる会社に限られてゐる。

1. 經營資本回轉率の算定

經營資本回轉率は、各会社における販賣高を經營資本の平均在高で割つたものである。しかし会社が異つた數個の事業を經營し、または數個の獨立せる工場を有する場合には、經營資本回轉率は各事業または工場別に算定する。

$$\text{經營資本回轉率} = \frac{\text{販賣高}}{\text{經營資本の平均在高}} \dots\dots\dots E$$

經營資本回轉率を事業別または工場別に區分算定するには、陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則に定める貸借對照表及び損益計算書によつて計算する。

經營資本の平均在高は、最近一ケ年における各三ヶ月毎にその末日現在の經營資本在高を平均したものを基準として、これに將來の豫想を加味して決定する。

經營資本回轉率を各事業または各工場別に算定する場合には、各事業または、各工場別に經營資本平均在高を算定するのであつて、この場合には一般管理及び販賣部の資本、即ち本社に屬する資本はこれを

加減を行ふのである。

1. 事業の經營能率の優劣

事業の經營能率の優秀によりて、製品原價が通常以下に低い場合にはその優秀性に對する報酬をその程度に應じ、販賣利益率に適當に參酌するのである。その反對に經營能率の不良によつて製品原價が通常以上に高い場合には、その程度に應じ販賣利益率を減じて經營能率の増進と生産原價の低下に對する刺戟を失はしめないやうに、特に之を活潑に加減するのである。

2. 事業財産評價上の差異

事業における經營の健實化の見地において、資産を通常以下に低く評價した結果、資本回轉率が通常以上に大であつて、これに伴つて販賣利益率が通常以下に低くなる場合、または其の反對に不健全な財政々策の結果資産を過大に評價し、甚しきは水増を行ふ等により資本回轉率が通常以下に低く、その爲め販賣利益率が通常以上に高くなる場合にはそれぞれ必要な加減を行ふ。

3. 事業の特異性

事業における製品が市場性を有さない兵器、その他特殊軍需品であつて、その製品の生産が停止された場合には、その設備を他に轉用ができないやうな事業で、軍としては特にその事業の發達を必要とするもの等には、その事情に應じて販賣利益率に必要な考慮を加へるのである。

4. その他調辨上必要な考慮

以上の外、契約履行成績の良否等調辨上必要な考慮を販賣利益率に加へるのである。

以上の考慮を加へることにより利潤統制の通弊といはれる企業心の萎靡生産力擴充の阻害等を防止せんとするのである。

軍需工業の經營刷新

石川陸軍省經理局長

(昭和十五年九月十七日
於軍需工業經營能率指導講習會)

東條陸相訓示要旨

聖戰こゝに三年有餘、東亞新秩序建設の大業は着々進捗しつゝあるもまだその完成を見るに至らず、歐洲の情勢また變轉慌しく世界は方に一大動亂の渦中にありといふべし、この難局に對處し速に支那事變を處理し大東亞の建設を完成し進んで世界新秩序建設の指導的地位を確保するは皇國天賦の使命なり、よろしく官民一體、和衷協手、愈々堅忍持久、不屈不撓の信念を固め滅私奉公、盡忠報國の誠をいたし、困苦を凌ぎ缺乏に堪へ戦時犠牲を公正に負擔しもつて軍備の充實、生産力の擴充を貫遂し高度國防國家體制を整備しもつて國家興隆の根基を培はざるべからず、現下の困難を克く突破せんかこゝに大東亞共榮圈は確立し、皇國の前途は洋々としてその繁榮は期してまつべきものあり、凡そ國力の伸張は國內産業、特に軍需工業の隆昌に左右せらるゝところ極めて大なるのみならず今や内外の諸情勢はその生産機能の全面的かつ最高度の發揮を要請してやまず。

軍需工業の經營刷新

一、世界情勢と高度國防國家建設の必要

◇今や世界は世紀の大轉機に際會して新秩序建設の爲の變革の時代にある。即ち英米を中心としたる舊き世界秩序は將に崩解して、世界は數ヶの國家群に分たれ、各々その範圍に於て自給自足の經濟を營み、独自の政治文化を形成せんとするの機運にある、この世界情勢において皇國は八紘一字の皇謨に基き支那事變の處理を完遂し、同時に皇國を中心とする大東亞共榮圈の確立を圖り、進んで世界新秩序建設に指導的役割を果さねばならぬ、このことは今日我國民に課せられた世界史的使命である。しかしながら支那事變の處理を完遂し同時にソ聯ブロック及英米ブロックの動向に對處しつつ大東亞共榮圈の確立を圖ることは我國民の未曾有の試練を要する大業である、この試練を克服して皇國の大使命を果さんがためには、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、いかなる事態の發生に對しても皇國独自の立場に於て迅速果敢且つ有効適切に對處し得る如く高度國防國家の體制を整へねばならぬ。

二、高度國防國家の體制

◇高度國防國家の建設は常に軍備を充實するのみならず、政治、經濟、文化等廣義國防の凡ゆる要素を擧げて戰爭目的に一元的に綜合集中する體制の確立を必要とする、この體制に於ては政治、經濟、文化等國民生活の凡ゆる領域において萬民齊しく奉公の誠を致すべきであり、しかしてその根基をなすものは國民道德の刷新、崇高なる國家觀念の昂揚である。

◇抑々我國民の間には古來國家に對立する個人といふが如き觀念は曾て存在せず、根源的なるものは國家

であり、國民のすべては國家の一分身として常に國家に歸一することを以てその本分とする、個人は國家といふ大生命の一分身として此の大生命に奉仕し、私を滅して國家に生くることを其の最大の欣となすのである。從て歐米輸入の個人主義思想は我國固有の國民思想とは全く相容れないものであり、高度國防國家の建設の爲には個人主義思想の殘滓を脱却して、滅私奉公盡忠報國の固有の日本精神に覺醒することが絶対に必要である、この崇高なる國家觀念の昂揚に依つて始めて政治、經濟、文化等國民生活の凡ゆる領域に於て萬民齊しく奉公の實を擧げ得る體制を確立し得る。

三、高度國防經濟體制の確立

◇高度國防國家の建設のためには國家國民生活の凡ゆる領域に於ける新體制の確立を必要とするが、特に經濟の分野においては從來の自由主義的經濟體制を是正して、高度國防經濟體制の確立を緊要とする、高度國防經濟體制は軍備の充實、生産力の擴充及び戰時に照應する國民生活の安定を目標とし、國の人的及び物的資源を擧げてこの目標に動員するものである、このことは今日我國においては單に軍需産業のみならず、その基礎たる重化學工業及び機械工業の劃期的發展を圖ることを意味し、それは從來輕工業を中心としたる我國の産業構成を國防重工業國へと急速且つ大規模に再編成することを意味する、かかる産業構成の急速且つ大規模なる再編成は、從來の自由主義的經濟體制の下に於ては、國民經濟全般の混亂を惹起することなくしては到底遂行し難く、これがためには國家による計畫的經濟統制を強化徹底することを絶対に必要とする、即ち國家は國防經濟の目的達成のために物資、勞力、資金の需給、生産力擴充に關する綜合的且つ現實的なる經濟計畫を樹立し、公益優先の精神の下に官民協力これを有効に遂行するの體制を整へねばならぬ。

四、戰時經濟に於ける産業合理化の必要

◇戰時經濟の目標は戰爭目的遂行に必要な生産力を極力擴充すると共に戰時に照應する國民生活の安定を確保するにある、世上動々もすれば生産力の擴充は高物價、高利潤の刺戟による最も有効なりとする見解が行はれる、勿論高物價、高利潤の刺戟は一時的又は或種の企業に於て部分的には増産を齎し得るであらうが、戰時需要の絶對的増大に對して資材、勞力の供給に限りある戰時經濟下に在りては必然的に物價の悪循環的騰貴を誘發し、これがため常に國民生活の安定を阻礙し、戰時負擔の不公平を齎すのみならず、窮極において國民經濟全般の混亂を惹起し、所期の生産力擴充の目的を達し得ざるに至る。従つて戰時經濟においては飽く迄低物價政策の堅持の下に、限られたる資材設備勞力を最も能率的に活用して生産力の擴充を遂行せねばならぬ、この生産力擴充と低物價政策を矛盾なく達成せしむる唯一の途は、科學經濟の總力を擧げて産業合理化に邁進するに在る。

◇戰時統制經濟に於ける産業合理化は、從來に於けるが如き、單なる企業利潤増進の手段又は不況克服對策としての産業合理化とはその趣旨を異にし、一國生産力の擴充、低物價政策の遂行輸出の増進を圖る爲の最も有力なる手段として積極的なる意義をもつ、即ち現下に於ける産業合理化は、第一に限られたる資材、設備、勞力を最も能率的に活用して生産力を積極的に擴充し、第二に出産原價を低下せしめて低物價政策を推進し、第三に商品を良質低廉ならしめて輸出貿易の振興に寄與する、かかる國家的意義を有する産業合理化は、現下戰時經濟の遂行上國を擧げてこれが促進に當らねばならぬ。

五、産業合理化の重點

◇現下我國に於ける産業合理化にありては科學の劃期的振興による生産技術の向上と相俟つて經營相互間

の組織の合理化並に各經營内部の能率増進を圖ることが喫緊の要務である。

◇經營相互間の組織の合理化は經營相互の無規律、無統制なる關係を組織化する事により産業全般の能率を増進せんとするものである。之がためには各經營の協同に依て製品の標準化及び單純化を圖り、經營相互の分業化を促進して生産を専門化し、經營能率を統制への生産の集中と劣等經營の刷新統合を圖り一貫作業を促進し、技術の共同研究を旺盛ならしめ技術の公開又は交流によつて産業の技術水準を全般的に向上せしむる等の施策を必要とする。

◇各經營内部の能率増進は先づ工場を生産組織を合理的に構成すると共に、工場に於ける企畫及執行の機關を秩序的に整備して作業の計畫的實施を圖り、作業工程の分業化を促進し、作業の高度機械化を圖り原價計算その他の經營計算制度を整備して經理の側面より能率増進を圖る等工場における技術及び經營管理の各般に互つてその能率を増進せんとするものである。

◇敍上の如く現下における産業合理化は經營相互間の組織の合理化と各經營内部の能率増進の兩分野に互つて促進せられねばならぬが更に産業合理化の目的を達成するためには經營首腦者以下全従業員が一體となつて經營精神の昂揚に努むることが肝要である。即ち各經營は國民經濟の分枝として國家の必要とする物資生産の責任を分擔する職能を通じて、國家に奉仕すべきものであり、この觀念の下に各經營に於ける全従業員は擧つて自我功利の精神を脱却して只管生産性の向上を圖り、協力一致産業の合理化に邁進すべきである、かかる經營精神の昂揚を俟つて初めて産業合理化はその完璧を期し得る。

六、軍需産業合理化の緊要性

◇産業合理化は現在全産業に互つてこれを促進する必要があるが、先づ軍需工業においてこれを率先遂行

し以て全産業における合理化の推進力とならねばならぬ。蓋し軍需工業は現在我國産業において中心的地位を占め、しかも其生産力は直接戦争能力に影響を及ぼす重要産業にしてその生産性の向上は国防力の強化となり、その低下は国防力の減退を來すが爲である、かかる意味に於て軍需工業は國家と其の運命を共にすべきものである。

◇従つて軍需工業の生産性の向上に對して最も深き關心を持つものは國家自體であり、國家はその健全なる育成發達に對して最大の責任を持つ、陸軍がさきに軍需工業指導要綱を制定して軍需工業力の向上を圖り、更に軍需品工場事業場検査令により軍需工業の經營刷新、經理及び原價調査の徹底、利潤の適正化を企圖したるは紋上の見地に基き我國軍需工場の健全なる育成培養を圖らんがために外ならぬ。翻て我國軍需工業の現状を顧るに事變以來各工場はその經營規模擴大し、生産組織、作業工程は著しく複雑化したるに拘らず、生産施設の擴充に追はれ經營合理化に關する研究改善に於て欠けるところあり、工場組織の合理化、生産の計畫化、勞力、設備、資材の能率的活用、生産技術の進歩改善、製品品質及齊一度の向上、仕損及び不合格品の防止、原價計算其の他の經營計算制度の整備等經營算理の各般に互つて徹底的刷新を要するの餘地尠しとしない。

◇従て軍需工業は紋上の諸點に就て徹底的刷新を合理化遂行し資材及び勞力と既存の設備及び機械を以て生産力の飛躍的發展を期せねばならぬ。しかしながら産業合理化は單に政府の一方的努力のみを以てしてはその目的を達成し得るものではない、産業合理化の眞の發動力は産業それ自體の中に存しなければならぬ、特に産業の内部に於て優秀なる經營指導者が育成せられ、その指揮の下に産業合理化が促進せられることが今日の急務である。(終)

戰陣訓

序

それ戰陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に柄乎として明かなり。而して戰陣並に訓練等に関し準備すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや、乃ち既往の經驗に鑑み、常に戰陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の根據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戰陣訓の本旨とする所なり。

本訓 其の一

第一 皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在し、肇國の皇謨を相繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體以て克く國運の隆昌を致せり。

戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二 皇軍

皇軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯彰し皇運の扶翼に任ず。常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは擊たず從ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三 軍紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶対隨順の崇高なる精神に存す。上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道なり。特に戰陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四 結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渥き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、舉軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戰捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。

各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信し相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

第六 攻撃精神

凡そ戰闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉砕せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包藏し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すこと勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。勇往邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障礙を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戰ふ者常に克く勝者たり。必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝

ず紊る。

戰陣は實行を尙ふ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

第七 死生觀

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。

生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。

身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、慙々奮勵して其の期待に答ふべし。

第九 質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。

陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

第十 清廉潔白

膽を碎き、必ず敵に勝つる實力を涵養すべし。勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずんば斷じて已むべからず。

本訓 其の二

第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。

戰陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。

禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

第四 戰友道

戰友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、爭でか皇國に身命を捧ぐるを得ん。

身を持するに冷厳なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本訓 其の三

第一 戰陣の戒

一 一瞬の油斷、不測の大事を生ず。常に備へ嚴に警めざるべからず。

敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

二 軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身邊に在り。

三 哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。

哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。

四 思想戰は、現代戰の重要なる一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

五 流言蜚語は信念の弱きに生ず、惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。

六 敵産、敵資の保護に留意するを要す。徵發、押收、物資の燬滅等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は怒情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、断じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情を後日に残すこと多し。

軍法の峻厳なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

一 尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様豫て家人に含め置べくべし。

三 戦陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。

四 刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舍物資の獨占の如きは慎むべし。

「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。

六 總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。

他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚すべし。

九 萬死に一生を得て歸還の大事に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戦陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戦陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擯んで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。

索引 (五十音順)

發音に従ふ、例「火」は「カ」部に「遊」は「ユ」部に入れある如し。

ア

淺間丸事件……………一〇〇七

淺間丸事件交渉經過……………一〇一三

愛國婦人會……………一〇四三

アジャツクス號……………一四九

アキレス號……………一四九

明野陸軍飛行學校……………三三〇

イ、キ

位階勳功……………四九

位階令要旨……………四九

伊太利民間航空……………三二

伊國總動員準備の概要……………六〇八

伊太利陸軍軍備……………六八一

伊太利海軍軍備……………七二六

伊太利の地中海作戦……………七二七

イ

伊太利軍事豫算……………一〇三〇

イタリマの快速艇……………七六六

イギリスの快速艇……………七六六

醫療保護……………五八〇

醫務關係者職業能力申告令……………六〇〇

育英事業……………五六六

ウ

ウルグアイ沖の海戦……………一四七

ウイブリ(ウイブルグ)……………二五三

ウエイガン線……………二六九

ヴィンシー……………二六九

宇都宮陸軍飛行學校……………三三一

エ、エ

援蔣路遮斷作戦……………二七

援蔣問題解決發表……………一〇〇五

演習……………二四一

演習召集願届……………四八一

英國陸軍軍備……………六八五

英國海軍軍備……………六九九

英國民間航空……………八二八

英國軍事豫算……………一〇二八

英本土攻撃……………七九〇

エクゼター號……………一四九

衛戍令抄……………三七〇

煙幕展開戰車……………七六七

オ、カ

恩給……………三九九

恩給の種類……………三九九

恩給裁定官……………三九九

恩給權消滅……………三九九

恩給の處分停止……………四〇〇

恩給額の算出法……………四〇〇

恩給の停止……………四〇一

恩給の請求……………四〇一

恩給の改定……………四〇一

恩給手續上の注意……………四〇一

恩給受給權調査……………四〇三

恩給受給者心得……………四〇三

恩給に關する諸様式……………四〇七

恩給、扶助料受給人員……………四一五

及金額……………四一九

恩給金庫法……………四一九

歐洲戰亂概要……………一四三

歐洲戰爭と支那事變……………一七三

歐洲戰に於ける交戦國……………七二八

王族及公族……………一五七

オスロ……………一五七

應召及出征時の心得……………四七七

カ

海軍航空部隊の活躍……………九八

海軍航空事故調査委員會……………二八〇

海軍航空本部……………二八一

海軍航海學校……………二九〇

海軍航空技術廠……………二九三

海軍航空隊……………二九五

海軍航空豫備學生……………四六七

海軍省軍務局……………二七六

海軍省軍需局……………二七六

海軍軍醫學校……………二八四

海軍陸軍學生獎勵學生……………三二九

志願手續……………三二九

海軍軍法會議法……………二九五
 海軍軍制の沿革……………二八七
 海軍省經理局……………二七五
 海軍經理部……………二九三
 海軍經理學校……………二八五
 同 志願手續……………二八六
 海軍技術會議……………二八〇
 海軍技術研究所……………二八一
 海軍技術學生、生徒志願手續……………二九〇
 海軍兵備局の新設……………二九二
 海軍兵備階……………二九六
 海軍兵學校……………二八二
 同 志願手續……………二八六
 海軍機關學校……………二八三
 同 志願手續……………二八六
 海軍工廠……………二九三
 海軍志願兵徵募區……………二九三
 海軍志願兵令……………二九〇
 海軍志願兵の採……………二九一
 海軍志願兵入學試験問題……………二九二
 海軍士官階表……………二九四
 海軍武官階表……………二九四
 海軍武官俸給表……………二九六

海軍豫備員の服役……………二四〇
 海軍豫備員……………二四〇
 海軍豫備員候補者……………二四七
 海軍豫備生徒……………二四八
 海軍豫備練習生……………二四八
 海軍豫備補習生……………二四八
 海軍豫備航空團……………二四〇
 海軍豫算……………二〇二
 海軍現役武官商船學校等配屬令抄……………二五五
 海軍現役武官配屬商船學校等の教練査閲規程……………二五六
 海軍現役武官水産講習所配屬令抄……………二五六
 海軍現代兵器……………二七三
 海軍機の種類……………二九二
 海軍機の任務及其の性能……………二九二
 海軍の行動……………二八八
 海軍の軍隊教育……………二九二
 海軍の點檢……………二九二
 海軍の査閲……………二九二
 海軍の檢閲……………二九二
 海軍の演習……………二九二
 海軍の服制……………二九二
 海軍部隊の戰鬥經過……………二九二

海軍省教育局……………二七六
 海軍省醫務局……………二七七
 海軍法務局……………二七七
 海軍法務官……………二七一
 海軍省定員表……………二七七
 海軍將官會議……………二八〇
 海軍顧問會……………二八〇
 海軍委員會及鑛裝員……………二八〇
 海軍表彰審査委員會……………二八〇
 海軍鑛裝員……………二八〇
 海軍艦政本部……………二八一
 海軍火藥廠……………二八一
 海軍水路部……………二八一
 海軍水雷學校……………二八一
 海軍大學校……………二八一
 海軍砲術學校……………二八一
 海軍潜水學校……………二八一
 海軍通信學校……………二八一
 海軍人事部……………二八一
 海軍港務部……………二八一
 海軍艦船部……………二八一
 海軍建築部……………二八一
 海軍病院……………二八一

海軍燃料廠……………二九四
 海軍望樓……………二九四
 海軍防備隊……………二九五
 海軍練習航空隊……………二九六
 海軍聯合航空隊……………二九六
 海軍陸戰隊……………二九六
 海軍儀禮の概要……………二九八
 海軍旗章……………二九八
 海軍禮式……………二九八
 海軍禮砲……………二九八
 海軍管區表……………二九八
 海軍管區變更……………二九八
 海軍要港の所在地……………二九八
 海軍要職人名表……………二九八
 海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當……………二九八
 海軍官舎、學校、團體所在地……………二九八
 海軍大將……………二九八
 海軍生徒採用試験委員……………二九八
 海軍各科士官現役期間の特例……………二九八
 海軍士官補充系統……………二九八
 海軍諸學校生徒志願者、便覽……………二九八
 海軍三校生徒志願者の實情其他……………二九八

海軍依託學生、生徒志願者便覽……………二九二
 海軍甲種飛行豫科練習生……………二九二
 海軍書記官並に同理事官……………二九二
 海軍建築技師……………二九二
 海軍技師及技師……………二九二
 海軍審査及海軍監獄看守……………二九二
 海軍有終會……………二九二
 海軍義濟會……………二九二
 海軍信義會……………二九二
 海軍館……………二九二
 海軍協會……………二九二
 海軍鎮守府對抗水泳戰……………二九二
 海兵團……………二九二
 海兵團の教育……………二九二
 海戰法規抄……………二九二
 海仁會……………二九二
 海防義會……………二九二
 海員救濟會……………二九二
 海軍航技大會……………二九二
 各地掃蕩戰……………二九二
 各方面の戰況……………二九二
 各國化學戰準備の施設……………二九二
 各國高射火器諸元一覽表……………二九二

各國空軍擴張表……………二八二
 各國主要民間飛行場……………二八三
 各種自動車……………二八八
 關東軍司令部……………二八八
 關東州、滿州國に於ける召集、簡閱點呼の手續……………二八八
 簡閱點呼……………二八七
 簡閱點呼願屆……………二八七
 檀原神宮儀米奉獻……………二八二
 檀原神宮奉納武進大會及成績……………二八二
 學校教練……………二八一
 學校教練檢定規程摘要……………二八一
 學校卒業者使用制限令……………二六九
 火力裝備……………二七三
 火焰放射器……………二七四
 火焰發射戰車……………二七八
 火砲及砲兵裝備……………二七一
 過去戰役の諸統計……………二九二
 過去戰役の諸統計に依る戰術者區分表……………二九二
 戰況授與一覽（昭和十四年以降）……………二九二
 ガムラン將軍……………二六六
 幹部演習施行……………二四三
 觀艦式事務委員……………二八〇

外國駐在員……………二九二
 戒嚴令抄……………二九二
 化學戰裝備……………二九二
 觀測機關の編制裝備……………二九二
 快速戰車……………二九二
 露上機……………二九二
 官廳防空令……………二九二
 家庭の防護……………二九二
 外交條約……………二九二
 偕行社……………二九二
 恢弘會……………二九二

宮城……………二九二
 宮中席次……………二九二
 紀元二千六百年祝典記……………二九二
 紀念令……………二九二
 紀元二千六百年と帝國……………二九二
 紀元二千六百年記念獻木……………二九二
 紀元二千六百年頌歌……………二九二
 教育總監部……………二九二
 教育召集及歸休兵召集……………二九二
 近代戰備の内容と其の趨勢……………二九二
 近代重要國際戰爭梗概……………二九二

近迫戰兵器、防護器材……………二九二
 近世主要戰車直接戰費……………二九二
 企畫院官制抄……………二九二
 企畫審議會官制抄……………二九二
 機關銃……………二九二
 機關短銃……………二九二
 機關彈丸……………二九二
 機械水雷……………二九二
 機械化裝備……………二九二
 機械化部隊……………二九二
 機械化部隊……………二九二
 機械化國防協會……………二九二
 機械化國防教育研究會……………二九二
 魚形水雷……………二九二
 魚雷空襲……………二九二
 岐阜陸軍飛行學校……………二九二
 技術將校の登庸……………二九二
 御苑……………二九二
 金鷄勳章創設の詔……………二九二
 記章の種類……………二九二
 騎銃……………二九二
 義濟會……………二九二

勳章の種類……………三〇
勳章記章及略綬佩用心得……………三三
勳章勳章令摘要……………三五
勳章勳章人員……………三五
勳章年金、恩給、救恤……………三六
勳章年金支給細則……………三六
軍人傷痕記章……………三六
軍人遺族記章……………三六
軍人會館……………三七
軍人會館宿泊人員一覽表……………三七
軍人軍務公務に因る傷痕疾病治療後再發したる者の官費治療……………三八
軍人援護……………三九
軍令の特色……………三九
軍令……………三九
軍令傳達……………三九
軍令部……………三九
軍事年表……………四〇
軍事參議院及參議官……………四〇
軍事法令……………四〇
軍事刑罰……………四〇

軍事扶助法……………四二
軍事保護院……………四二
軍事保護院療養所……………四二
軍事保護院職業輔導所……………四二
軍事史料篇……………四二
軍事關係社會文化……………四二
軍事關係出版物……………四二
軍事關係上映々畫……………四二
軍事關係上演々劇……………四二
軍機保護法……………四二
軍機保護法施行規則……………四二
軍機保護法施行規則……………四二
軍の機械化及機械化部隊……………四二
軍機械化の理念と趨勢……………四二
軍馬補充部……………四二
軍馬資源保護法……………四二
軍用資源秘密保護法……………四二
軍用資源秘密保護法施行規則……………四二
軍用電氣通信法中改正……………四二
軍用保護馬鍛鍊中央會……………四二
軍法會議の裁判權……………四二
軍法會議……………四二
軍法會議の種類……………四二

軍隊教育の要旨……………四二
軍隊の射撃場に於て射撃を行ふ場合の手續……………四二
軍隊經理規程拔萃……………四二
軍司令部……………四二
軍司令部令……………四二
軍需工業指導方針……………四二
軍需調達の合理化……………四二
軍需工業の經營刷新……………四二
軍需産業合理化の要旨……………四二
軍制の制定……………四二
軍政及軍令の系統に關する事項の令達通牒……………四二
軍艦……………四二
軍關係の國家的施設……………四二
軍動員……………四二
驅逐隊……………四二
驅逐艦……………四二
驅逐艦……………四二
空輸部隊、降下部隊……………四二
究襲に用ひられる瓦斯……………四二
熊谷陸軍飛行學校……………四二
訓練防空警報規則……………四二
九國條約……………四二

憲法……………四二
憲兵學校……………四二
憲兵隊……………四二
經濟に關する體制……………四二
經濟文藝の會……………四二
經營資本利益率(B)の算定……………四二
檢閲……………四二
元帥府……………四二
刑法令……………四二
現役下士官の補充……………四二
携帶火器、步兵裝備……………四二
輕機關銃……………四二
拳銃……………四二
牽引車……………四二
啓成社……………四二

皇室宮廷……………四二
皇室……………四二
皇室祭祀……………四二

皇室典範……………三三
皇室典範增補……………三三
皇族、王族御公職……………三三
皇族附武官……………三三
皇軍俸給……………三三
御歴代表……………三三
御用邸……………三三
御獵場……………三三
御料牧場……………三三
國防國家建設の必要……………三三
國防國家建設の必要と歴史的發展……………三三
國防科學協議會……………三三
國防競技要綱……………三三
國防文藝聯盟發會式……………三三
國防獻金取扱規程摘要……………三三
國家戰時の施設……………三三
國家總動員……………三三
國家總動員法……………三三
國家總動員審議官制抄……………三三
國民徵用令……………三三
國民徵用令抄……………三三
國民徵用令施行規則……………三三
國民政府の政綱……………三三

國民政府組織法……………三三
國民政府還都宣言文……………三三
國民精神總動員中央本部……………三三
國民學校令……………三三
國立結核療養所及其他の施設に於ける療養……………三三
國際聯盟規約……………三三
公式令……………三三
公務員の陸海軍下士官兵隊免除者收容……………三三
公務員の「マラリア」再發見者の取扱……………三三
公私軍事關係諸團體……………三三
高度國防に科學陣動員……………三三
高度國防國家の體制……………三三
高度國防經濟體制の確立……………三三
高射機關銃……………三三
高爆彈……………三三
今次歐州戰に於ける海上作戦……………三三
今次歐州戰に於ける獨逸空軍の活躍……………三三
工場事業場管理令……………三三
工場經營の刷新……………三三
工場戰車……………三三
コーペンハーゲン……………三三
コンピエーヌ森休戰條約……………三三
航空兵團司令部……………三三

航空母艦……………三三
航空及防空裝備……………三三
航空……………三三
航空の重要性……………三三
航空記録……………三三
航研機長距離飛行……………三三
航空機の檢査及登錄……………三三
航空機製造事業法……………三三
航空機製造事業法施行令抄……………三三
航空機製造事業法施行令抄……………三三
航空法……………三三
航空及運送……………三三
航空郵便……………三三
航空局官制抄……………三三
護國神社……………三三
湖南作戦……………三三
五原方面の戰闘……………三三
個人の防護……………三三

在郷軍人會……………三三
在郷軍人心得……………三三
在郷軍人職業輔導部……………三三

在郷軍人に陸軍刑法及懲罰令の適用……………三三
在郷軍人諸願届(陸軍)……………三三
在郷軍人諸願届(海軍)……………三三
在郷軍人諸願届(海軍)……………三三
在郷軍人大會決意宣明……………三三
在郷軍人會射撃用火藥類讓受に關する件……………三三
在滿壯丁徵兵旅費立替……………三三
在滿日本人累年表……………三三
最近三天戰役會戰兵力比較……………三三
最近の滿洲國……………三三
山東半島の掃蕩戰……………三三
山砲……………三三
山地榴彈砲……………三三
參謀本部……………三三
參謀演習旅行……………三三
サンカンタン……………三三
細菌戰……………三三
濟生會……………三三
財政……………三三
再度の文人從軍……………三三
産業合理化の重點……………三三

シ

新年初頭に於ける海軍航空部隊の活躍……………一〇七
 新軍令……………一〇七
 新射撃徽章と馬術徽章……………一〇七
 新ベルタ砲……………一〇七
 新國民政府の機構……………一〇七
 新國民政府と既成政權……………一〇七
 新體制準備會に於ける近衛首相の聲明……………一〇七
 新體制について……………一〇七
 新體制と陸軍……………一〇七
 傷痍軍人居宅療養……………一〇七
 傷痍軍人職業再教育の爲の學費給與……………一〇七
 傷痍軍人職業再教育入學志願者取扱……………一〇七
 傷痍軍人小學校教員養成五五傷痍失明軍人保護施設……………一〇七
 傷痍軍人國有鐵道無賃乗車……………一〇七
 傷痍戰歿軍人の遺族優遇五五傷痍軍人保護對策審議會五五傷痍軍人醫療委員會……………一〇七
 傷兵院……………一〇七
 傷病軍人金支給證書普通賞別引……………一〇七
 支那事變史……………一〇七

支那事變經過日曆……………八四
 支那事變の意義……………一〇七
 支那事變と帝國海軍……………一〇七
 支那事變に係る職歴者特別賜金……………一〇七
 支那事變論功行賞……………一〇七
 支那事變の爲召集せられたる後備役將校の進級に關する件……………一〇七
 支那事變……………一〇七
 (支那三年及四年)……………一〇七
 支那事情……………一〇七
 支那(蔣軍)陸軍軍備……………一〇七
 支那民間航空……………一〇七
 支那在留邦人数……………一〇七
 支那新政府成立附帶國政府の聲明……………一〇七
 支那新政府要人表……………一〇七
 支那中央政府委員會議條件……………一〇七
 召集の意義……………一〇七
 召集の範圍……………一〇七
 召集の區分……………一〇七
 充員召集……………一〇七
 充員召集心得……………一〇七
 師團……………一〇七
 師團演習……………一〇七
 師團司令部……………一〇七

主力艦……………七三
 主要各國に於ける航空輸送統計……………八〇
 神武天皇聖蹟決定……………元
 神宮體育大會の軍事關係……………一〇五
 神宮大會優勝者……………一〇五
 十五榴……………七五
 十加……………七五
 十五極級加農……………七五
 自動小銃……………七五
 自動三輪車……………七五
 自動貨車……………七五
 重機關銃……………七五
 重砲……………七五
 四月中に於ける主なる戰闘(支那事變)……………一〇
 四國條約……………九八
 事變第三年の海軍作戰……………一〇五
 西作戦の經過……………一〇五
 シュペー號……………一〇九
 下志津陸軍飛行學校……………一〇
 司令部演習……………一〇
 將官演習旅行……………一〇
 侍從武官府……………一〇
 商船學校教練教授要目……………一〇

職業保護……………六五
 巡洋艦……………七三
 小銃……………七五
 手榴彈……………七五
 車載用機關銃……………七五
 乘用自動車……………七五
 磁氣機雷……………七五
 將來に於ける新兵器……………七五
 雙擊機……………七五
 神風號訪歐飛行……………七五
 西伯利亞出兵……………七五
 射耗砲彈比較表……………七五
 昭和十五年度豫算……………一〇
 女流の文筆慰問……………一〇
 資本回轉率の算定……………一〇

水雷隊……………二九
 水雷艇……………三九
 水雷兵器……………七五
 水上機母艦……………七五
 水上機……………七五
 水陸兩用戰車……………七五

水陸兩用機……………七九
 水陸互換式……………七九
 水雷艦隊の軍事學及戰術學……………五七
 水交社……………一〇

セ

聖戰三周年の戰果……………一六
 潜水隊……………二九
 潜水艦……………二九
 青年學校……………五七
 青年學校令摘要……………五〇
 青年學校令施行規則……………五三
 青年學校教授及訓練科目要目……………五八
 青年學校教練科査問令……………五三
 青年學校教練科査問令の特別……………五三
 戰公傷病死者子弟に對する授業料の減免……………五六
 戰艦……………七五
 戰艦主砲……………七五
 戰艦機……………七五
 戰陣訓……………一七

戰時學生生活刷新體制方針決定……………一〇
 戰時經濟に於ける産業合理化の必要……………一〇
 戰線統後と美術界……………一〇
 戰線派遣畫家決定……………一〇
 世界戰爭列強兵力一覽……………九
 世界戰爭に於ける主要會戰時の損耗一覽……………九
 世界戰爭各國兵力、飛行機、自動車……………九
 世界戰爭列強總比較……………九
 世界戰爭列強戰費財源……………九
 世界戰爭列強戰費主要……………九
 世界戰爭列強戰費主要……………九
 世界戰爭列強戰費主要……………九
 世界大戰中空中襲撃及死傷者數……………九
 世界大戰列強喪失船舶噸數……………九
 世界大戰列強英獨婦人の利用戰況表……………九
 世界大戰列強代用品……………九
 世界大戰列強飛行機日製力増加量比較表……………九
 世界情勢と高度國防國家建設の必要……………一
 セダン……………一
 政治に關する體制……………一
 船舶職員法抄……………一
 赤十字約抄……………一

西洋著名戰爭名……………九
 全國徴兵の話……………一

ソ

總動員試驗研究令……………六一
 總力戰研究所官制……………六一
 ソ獨分界線……………一五
 ソ芬戰場……………一五
 ソ聯と米國の國防國家要素と我國の特質……………二
 ソ聯總動員準備の概要……………二
 ソ聯陸軍軍備……………二
 ソ聯海軍軍備……………二
 ソ聯邦軍事豫算……………二
 ソ聯民間航空……………二
 ソ軍戰車一覽……………二
 ソ蘇軍機械化兵團……………二
 掃海隊……………二
 掃海艇……………二
 狙撃銃……………二
 裝甲車……………二
 遠射競技初めて行はる……………二
 葬儀便覽……………二

夕

大本營令……………二
 大日本傷痍軍人会……………二
 大日本忠靈顯彰會……………二
 大日本國防義會……………二
 大日本青年航空團……………二
 大日本國防婦人会……………二
 大日本聯合青年團……………二
 大日本海洋少年團……………二
 大日本少年團聯盟……………二
 大威力重砲……………二
 大政翼贊會役員……………二
 太刀洗陸軍飛行學校……………二
 臺灣軍司令部……………二
 臺灣守備隊……………二
 臺灣征伐……………二
 對戰車砲……………二
 對空兵器……………二
 對潛兵器……………二
 第五列……………二
 ダンケルク……………二
 帶勵者賀詞奉呈手續……………二

彈丸……………七四

勅語……………五三

朝鮮軍司令部……………三三

朝鮮軍人及遺族扶助料……………四二五

徵集……………四三

徵兵検査……………四三

徵兵區……………四三

徵兵適齡表……………四三

徵兵検査關係願屆……………四四

徵兵検査教育程度別……………四四

徵兵検査身長及體重比……………四四

徵守府……………四四

徵守府軍法會議……………四四

忠勇顯彰會……………四四

忠靈塔の圖案決定……………四六

地方在勤海軍武官……………四六

中戰車……………四六

中小口徑砲……………四六

超重戰車……………四六

通常彈……………七四

帝國陸軍……………三三

帝國海軍……………三三

帝國艦船一覽表……………三三

帝國兵役法の根本精神……………三三

帝國在郷軍人會……………三三

帝國在郷軍人會規程……………三三

帝國在郷軍人會本部……………三三

帝國在郷軍人會財團……………三三

帝國在郷軍人會本部……………三三

帝國在郷軍人會本部同……………三三

帝國在郷軍人會本部同……………三三

帝國陸軍航空……………三三

帝國陸軍航空の沿革と……………三三

帝國海軍航空……………三三

帝國海軍飛行機……………三三

帝國民間航空……………三三

帝國軍制の沿革……………三三

帝國政府の聲明……………三三

帝國在外公館……………三三

帝國總領事館……………三三

帝國領事館……………三三

帝國公館分館及出張所……………三三

帝國飛行協會……………三三

帝國水難救濟會……………三三

定期航空輸送成績……………三三

定期航空累年比較表……………三三

低物價と利潤統制……………三三

低物價と生産力擴充に……………三三

轉免役賜金令……………三三

彈藥統……………三三

鐵兜、防彈具、携帶防楯……………三三

鐵甲彈……………三三

電裝モーターボート……………三三

偵察機……………三三

鐵道規則摘要……………三三

帝國海軍航空……………三三

帝國海軍航空の沿革と……………三三

帝國海軍飛行機……………三三

帝國民間航空……………三三

帝國軍制の沿革……………三三

帝國政府の聲明……………三三

帝國在外公館……………三三

帝國總領事館……………三三

帝國領事館……………三三

帝國公館分館及出張所……………三三

帝國飛行協會……………三三

帝國水難救濟會……………三三

定期航空輸送成績……………三三

定期航空累年比較表……………三三

低物價と利潤統制……………三三

低物價と生産力擴充に……………三三

轉免役賜金令……………三三

彈藥統……………三三

鐵兜、防彈具、携帶防楯……………三三

鐵甲彈……………三三

電裝モーターボート……………三三

偵察機……………三三

鐵道規則摘要……………三三

適正利潤算定要領……………三三

統帥權……………三三

統帥權と編制權との關係……………三三

統帥命令と軍令との關係……………三三

統帥機關……………三三

ドイツの快速艇……………三三

ドイツ軍に對する觀察……………三三

ドイツ空軍の歌……………三三

ドンパス……………三三

トロントハイム……………三三

獨逸總動員準備の概要……………三三

獨逸陸軍々備……………三三

獨逸海軍々備……………三三

獨逸裝甲師團……………三三

獨逸軍事豫算……………三三

獨逸軍事豫算……………三三

獨逸民間航空……………三三

獨立艦隊司令官……………三三

獨立美術展入選發表……………三三

東京陸軍航空學校……………三三

東條陸軍大臣訓示……………三三

東條陸相訓示要旨……………二二

東郷神社鎮座祭……………二二

東西主要航空路……………二二

東邊道東部國境新線完成九四六

特別師團演習……………二二

特別大演習……………二二

特別各兵演習……………二二

特種演習……………二二

特種戰車……………二二

特種自動車……………二二

特務艇……………二二

特務艦……………二二

特務機關……………二二

燈火管制規則……………二二

燈火管制規則施行に關……………二二

燈火管制規則附表……………二二

渡庭湖上、海軍部隊の……………二二

冬季攻勢反擊……………二二

毒瓦斯……………二二

投下爆彈、其の他……………二二

度量衡比較……………二二

入營者職業保障法……………二二

入營者職業保障法施行……………二二

規則……………二二

二〇〇級榴彈砲……………二二

ニッポン號世界一週……………二二

日清戰爭……………二二

日露戰爭……………二二

日露及世界戰爭射耗砲……………二二

彈比較表……………二二

日伊文化協定……………二二

日洪文化協約……………二二

日ノ漁業協定協定内容……………二二

日ノ通商條約失効……………二二

日ノ通商局航海條約批……………二二

准交換……………二二

日泰友好和親條約調印……………二二

日佛共同聲明……………二二

日獨戰爭……………二二

日獨伊三國同盟に關す……………二二

る證書……………二二

日獨防共協定……………二二

日獨伊防共協定……………二二

日獨文化協定……………二二

日獨伊三國同盟條約要……………二二

旨……………二二

日獨伊條件に關する外……………二二

務省當局談……………二二

日滿議定書……………二二

日本古城址一覽……………二二

日本と主要國間の條約……………二二

締結年月日……………二二

日本赤十字社……………二二

日本學生飛行聯盟……………二二

日本青年館……………二二

ノルウエー作戰……………二二

派遣軍將兵に告ぐ……………二二

白蘭戰線……………二二

白兵……………二二

販賣利益率の算定……………二二

販賣利益率の具體的適……………二二

用……………二二

萬湖の國……………二二

巴里入城……………二二

濱松陸軍飛行學校……………二二

阪神海軍部……………二二

迫擊砲……………二二

爆擊機……………二二

梅輯線全通式……………二二

飛行集團……………二二

飛行團……………二二

飛行艇……………二二

飛行場及其の經營者……………二二

飛行機操縱術指導の爲……………二二

學校等に陸軍現役將校……………二二

以下派遣の件摘要……………二二

病院機……………二二

ビルマ路再開……………二二

武漢陷落後一ヶ年の戰果……………二二

武官實役停年……………二二

武官現役年限年齡……………二二

- 武道振興委員會創設……………一〇七
- 武道及競技……………一〇六
- 武道振興答申案決定……………一〇八
- 武徳會大演武會……………一〇七
- 服裝令……………一〇五
- 服裝及勳章記章佩用の件四九
- 服役……………四三六
- 服役の區分及年……………四三六
- 服役の特例……………四三六
- 服役上の願屆……………四三六
- 扶助料權の發生……………四三六
- 扶助料權の失格……………四三六
- 扶助料の金額……………四三六
- 扶助料の請求……………四三六
- 部外團體へ彈藥類拂下……………四三六
- 部外團體の兵管及廠會……………四三六
- 部外團體に軍馬及軍用物……………四三六
- 件貸與規程……………四三六
- 部外團體納付金額區分表五七
- 佛國總動員準備の概要……………六〇七
- 佛國陸軍々備……………六六六
- 佛國海軍々備……………六六一
- 佛國民間航空……………八一九
- 佛國軍事豫算……………一〇三九

- 佛蘭西戰線……………六八
- 佛印概観……………九七
- 佛印貿易國別百分表……………九七
- フオークランド沖……………一〇七
- 文化に關する體制……………二〇九
- 不戰條約……………九七

- 別格官幣社一覽……………八八
- 兵役關係事項……………四二
- 兵役法……………四三
- 兵役の區分及用途……………四三五
- 兵器及裝備……………七三一
- 兵器彈藥費比較表……………九七
- 兵器の名稱簡易化……………一九四
- 兵器工業會誕生……………一九四
- 米國の總動員準備の概要六〇四
- 米國陸軍々備……………六四七
- 米國海軍々備……………六九三
- 米國の快速艇……………七六
- 米國民間航空……………八七七
- 米國軍事豫算……………一〇三七
- 編制權……………一九九

- 北海方面の作戰……………一〇〇
- 北歐戰場……………一五
- 北清事變……………八九〇
- 防務條例抄……………三六
- 防空器材……………七三九
- 防空……………八三一
- 防空の重要性……………八五一
- 防空兵器……………八五三
- 防空手段と各種機關……………八五四
- 防空法に就て……………八五八
- 防空法……………八五七
- 防空法施行令……………八五九
- 防空委員會……………八六三
- 防空警報傳達信號……………八六四
- 防空通信規則摘要……………八七五
- 防毒……………八七六
- 步兵砲……………七三七
- 步兵平射砲……………七三七
- 步兵榴彈砲……………七三七
- 包頭方面の掃蕩戰……………一〇九
- 波蘭戰場……………一四三

- ポーランド戰線……………七八
- 本邦飛行機要目……………八七
- 本邦駐在列國領事館……………一〇一
- 本邦駐在列國大使館……………一〇三
- 所在一覽……………一〇三
- 褒章の種類……………一〇五
- 法規改廢……………一〇五
- 鋒田陸軍飛行學校……………二〇〇
- 砲……………七三
- 奉祝國民歌……………一〇六八

- 滿洲國忠靈廟創建……………四七
- 滿洲國の學校に陸軍現……………五三
- 役將校を派遣するの件……………五三
- 滿洲國陸軍々備……………六七
- 滿洲國概観……………九三
- 滿洲國人口累年表……………九四〇
- 滿洲國政府組織表……………九四一
- 滿洲帝國協和會……………九四三
- 滿洲國軍建軍方針確立……………九四九
- 滿洲國砲艦命名……………九五三
- 滿洲國に於ける治外法……………九五九
- 權の擴張其の他に關す……………九五九
- 滿洲事變……………八九六

- 滿洲事變戰死傷者調……………九三八
- 滿洲入植狀況……………九四五
- 滿洲移住協會……………一〇四
- マンネルハイム線……………一〇一
- マヂノ線突破……………一〇四
- 民間航空の重要性……………八二三
- 民間飛行場……………八三一
- 水戸陸軍飛行學校……………一一〇
- 三笠保存會……………一〇一一
- ムルマンスク艦隊……………一五三
- 無敵海軍不朽の名譽公……………一〇六六
- モンテビデオ港……………一〇七
- 靖國神社……………一
- 野砲及野戰輕砲……………七三

- 輸送戰車……………六八
- 輸送機……………八〇三
- 遊覽飛行……………八三三
- 遊就館……………一〇三
- 有勳者心得……………五三
- 郵便規則摘要……………一〇四

- 要塞司令部……………三三
- 要港部……………三九
- 要塞地帶法……………三九
- 豫備役將校の補充……………四六
- 豫後備役下士官の補充……………四六一
- 豫後備役將校團へ小銃……………三三
- の貸與及賣包供給に關……………三七三
- する件……………三三
- 豫備士官學校……………三三
- 蘭白佛戰場……………一五九
- 蘭印概観……………九七七
- 蘭印貿易の國別表……………九八二

蘭印現狀變化には帝國
重大關心聲明
ラングストドルフ艦長……………一〇四

- 離宮……………九
- 陸軍航空部隊の活躍二五・九〇……………二九
- 陸軍航空本部……………二九
- 陸軍航空技術研究所……………二九
- 陸軍航空技術委託學生……………三五
- 陸軍航空工廠……………三〇
- 陸軍航空工廠……………三〇
- 陸軍航空總監部……………三六
- 陸軍航空士官學校……………三六
- 陸軍航空技術學校……………三九
- 陸軍航空整備學校……………三九
- 陸軍航空通信學校……………三九
- 陸軍航空學校志願手續……………四一
- 陸軍省……………四三
- 陸軍省職員表……………四三
- 陸軍兵器廠……………四七
- 陸軍兵器學校……………四七
- 同 志願手續……………四七
- 陸軍兵器事部……………四七
- 陸軍兵備體系の改正……………二六
- 陸軍兵科區別撤廢……………二七〇
- 陸軍衛生材料廠……………三二
- 陸軍衛生部委託學生……………四三
- 臨時特例……………四三
- 陸軍獸醫資材廠……………三二
- 陸軍獸醫學校……………三二
- 陸軍獸醫部委託學生……………三五
- 陸軍幼年學校……………三三
- 同 志願手續……………三五
- 同 入學試験問題……………三五
- 陸軍豫科士官學校……………三三
- 同 志願手續……………三五
- 陸軍豫備士官學校……………三三
- 陸軍豫算……………一〇一
- 陸軍戸山學校……………三三
- 同 志願手續……………三五
- 陸軍通信學校……………三三
- 同 志願手續……………三五
- 陸軍戰車學校……………三七
- 同 志願手續……………三五
- 同 入學試験問題……………三五
- 陸軍經理學校……………三三

廣告目次 (掲載順)

尙兵館……………表紙の二
 玉屋眼鏡店光學部……………
 陸王内燃機株式會社……………
 内外徽章製作所……………
 吉田時計店……………
 アキバ徽章商會……………
 東光商會……………
 三和銀行……………
 大阪變壓器株式會社……………
 三上商店旗部……………
 安田銀行……………
 大倉商事株式會社……………
 東洋汽船株式會社……………
 日本パーカライジング株式會社……………
 日本眞珠株式會社……………
 明治製糖株式會社……………
 岡田電氣商會……………
 東洋内科醫院……………
 日本ベニイト株式會社……………

刷 色 頭 卷

内田將軍刀店……………
 昭和タンカー株式會社……………
 大日本航空株式會社……………
 横田工商社……………
 中央工業株式會社……………
 若瀨軍刀製作所……………
 兵林館……………
 岡田軍刀店……………
 東亞企業株式會社……………
 日本ビストンリング株式會社……………
 東洋リノリウム株式會社……………
 軍服九染やよひ染工場……………
 奥村商會……………
 日本商會光學部……………
 立川飛行機株式會社……………
 塚本商事株式會社……………
 臺灣製糖株式會社……………
 日本製糖株式會社……………
 堀井磨寫機本店……………
 吉永刀剣と軍裝品店……………
 千商工業株式會社……………
 住友金屬工業株式會社……………
 第一機務保險株式會社……………

丸茂電機製作所……………
 福島鐘製造所……………
 久保田鐵工所……………
 日本興業銀行……………
 東洋鐵工株式會社……………
 東京電熱陶器製造所……………
 日立製作所……………
 石井精密工業株式會社……………
 三菱電機株式會社……………
 三井鑛山株式會社……………
 南洋興發株式會社……………
 カナエ石綿工業株式會社……………
 日本海電氣株式會社……………
 大林組……………
 日本染料製造株式會社……………
 白木屋……………
 三井銀行……………
 東亞煙草株式會社……………
 滿洲煙草株式會社……………
 わかもと本舗……………
 三菱商事株式會社機械部……………
 興工業株式會社……………
 日本郵船株式會社……………

グリコ株式會社……………
 プリツヂストーンタイヤ株式會社……………
 高島屋……………
 小糸製作所……………
 日本曹達株式會社……………
 新高製菓東京工場……………
 東亞光學研究所……………
 瑞穂教練社……………
 藤倉電線株式會社……………
 日東紅茶……………
 住友電氣工業株式會社……………
 明治製菓株式會社……………
 中島飛行機株式會社……………
 丸星商店……………
 玉屋……………
 麒麟麥酒株式會社……………
 三井物産株式會社機械部……………
 中村ドラム罐工業株式會社……………
 小倉石油株式會社……………
 三菱銀行……………
 萬屋坂本商店……………
 クラブ齒磨本舗……………
 日本海上保險株式會社……………

紙 色 中 事 記

東亞海運株式會社……………
 大阪商船株式會社……………
 鹽水港製糖株式會社……………
 日本石油株式會社……………
 理研電動機株式會社……………
 日本通運株式會社……………
 軍人會館……………
 旭寫眞製版所……………
 軍人會館講堂……………
 軍人會館宴會……………
 第一東洋軒……………
 軍人會館寫眞部……………
 共和レザー株式會社……………
 ストロング製作所……………
 高田商會……………
 矢崎商會……………
 岩佐鐵工所……………
 玉幸商會……………
 帝國鑛業開發株式會社……………
 篠崎インキ製造株式會社……………
 三德工業株式會社……………
 日本生命保險株式會社……………
 第一生命保險相互會社……………

日本自動車株式會社……………
 日魯漁業株式會社……………
 金鈴舎……………
 日曹人絹バルブ株式會社……………
 伊東屋……………
 東邦社……………
 新興キネマ株式會社……………
 日本海汽船株式會社……………
 園池製作所……………
 日本加工織布株式會社……………
 東京理化學研究所……………
 日曹鑛業株式會社……………
 大阪製鎖造機株式會社……………
 住友生命保險株式會社……………
 日本計器製造株式會社……………
 日本特殊工業株式會社……………
 王子製紙株式會社……………
 朝日屋洋服店……………
 竹葉亭……………
 國華徵兵保險株式會社……………
 日本タイプライター株式會社……………
 昭和産業株式會社……………
 日清汽船株式會社……………

營業課目

軍用裝具 軍用雜貨 軍用圖書 軍用文具 軍用被服 軍用藥品 除隊用 各種團體 各種學校用品 慰問用品

陸軍御用

株式會社 東京進軍堂本店

代表取締役 **小林六郎**

支店
 東京市神田區小川町三丁目七番地 電話神田(25)四八九七番
 振替東京一四八七四三番
 北海道函館市千代岱町三十一番地

昭和十六年二月二十八日 印刷
 昭和十六年三月六日 發行

昭和十六年版
陸海軍軍事年鑑

定價 金壹圓貳拾錢

東京市麴町區九段一丁目五番地
 財團法人軍人會館圖書部
 編輯兼 右代表者 **田北 惟**
 發行所

東京市麴町區九段一丁目五番地
 財團法人軍人會館印刷所
 印刷者 **横山才四郎**

東京市麴町區九段一丁目五番地
發行所 財團法人軍人會館圖書部
 振替口座 東京二、〇〇七番
 電話九段(33) 自四一〇〇七番
 至四一〇〇七番

藤永田造船所……………	三
湯淺伸銅株式會社……………	六
大軌參急電鐵株式會社……………	六
關西信託株式會社……………	三
栗林商船株式會社……………	三
北日本汽船株式會社……………	三
富國徵兵保險相互會社……………	三
滿洲重工業開發株式會社……………	三
日本ゴム株式會社……………	三
大日本製糖臺灣支社……………	三
大阪築業セメント株式會社……………	三
不二越鋼材工業株式會社……………	三
大阪海上火災保險株式會社……………	三
東滿洲產業株式會社……………	三
千代田生命保險株式會社……………	三
大阪鐵工所……………	三
西川商店……………	三
三菱重工業株式會社……………	三

表紙ノ三

刷 色 末 卷

皮革代用品ノ權威



共和レザー株式会社

本社 東京市向島區寺島町四丁目一八八番地

電話墨田 (74) 一七二三
四三〇六一三五七六

主要製品

レザークロイス
ライクローイス
オールドクロイス
ザイルクロイス
リノベクロイス
シゴリクホーフ

資本金貳百萬圓

株式會社 ストロング製作所

東京市麹町區大手町二丁目八番地

一般輸出入貿易業、物品販賣業、問屋業、仲立業、代理業、運送業、製造加工業、工事請負業、度量衡器、計量器、銃砲、肥料、瓦斯、藥品、賣藥、賣藥部外品の販賣業、前記各號に携ぐる事業に對し投資又は他人との共同企業、前記各號に附帶する業務



株式會社 高田商會

東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地
大阪支店 大阪市北區中之島二丁目二十番地
支店 大阪市西區小橋通七丁目一番地

282, Dashwood House
69 Old Broad Street,
London, E.C. 2.

出張所

神戶市 東區 三浦 二丁目 二番地
神戸市 東區 三浦 二丁目 二番地
東京市 芝區 田村 三丁目 一番地
天龍市 芝區 田村 三丁目 一番地
佐賀市 北區 二丁目 一番地
横濱市 北區 二丁目 一番地
札幌市 北區 二丁目 一番地
愛知縣 豊田 市 二丁目 一番地

馬蹄印 ブレーキライニン グ 發賣元
諸官廳御用

各種自動車用品
瓦斯倫機關車
部分品製造販賣

矢崎商會

矢崎 太郎

東京市芝區田村町
三丁目一 番地二
電話芝(43)三六八番

フライス盤
齒切盤 專門製作

創業以來二十二年

岩佐鐵工所

事業主 阿部 義次



東京市深川區森下町二丁目九番地
電話本所 (73) 二二〇〇
二二〇〇 三五六番

堅フライス盤
萬能フライス盤
フェロー型齒切盤
正面盤
萬能研磨盤
高級工作機械



株式會社 玉幸商會

東京市京橋區京橋參丁目七番地(銀東ビル)

電話京橋(56)四二六一番

- 一、重要礦物を目的とする鑛山の開發、經營（砂鑛業を含む）
- 二、重要礦物を目的とする鑛山に對する技術的指導及鑛床の調査
- 三、重要礦物増産のための融資及投資
- 四、重要礦物の賣買及其の斡旋
- 五、重要礦物を目的とする鑛業又は製鍊業のため必要な機械器具、材料又は設備の賣買その他



特種 帝國鑛業開發株式會社

東京市京橋區木挽町八丁目十九番地
 電話(57) 四九・二五三・一〇四二・一八八八
 銀座座(57) 六六六〇・七八一一・七八一二

天下第一品ノ
一家一瓶ノ

國家の爲にも

一滴のインキも大切に
 御使用下さいませ……
 瓶底の一滴まで
 清麗 清純のライトノ



これだけは必ず
御注意下さい

- インキ瓶(壺)は必ず蓋をなさる事
- || インキの乾燥塵埃に使う
- || インキを防ぐため
- インキ壺は少く共一週一回はお洗ひ下さい
- || 常に一定の色調の記録を得るため
- ペンは御使用後は非拭ひ置き下さい
- || ペンの壽命を永く保たせるため

(大瓶 小瓶 各種……)
 全國の文具店にあり

2 オンス入
 正 價 30 セン

キンイトイラ

本 國 産 崎 崎 ン イ 製 造 株 式 會 社

萬 人 の た め の 保 險

利 源 配 當 附 保 險

保險料は適正且つ頗る低廉
 配當は早くから豊富に之を行ひ
 保險約款は加入者本位に定められた
 眞に「萬人のための」理想的生命保險！
 (保険案内贈呈)



日 本 生 命

大 阪 市 東 區 今 橋 四 丁 目

特殊合金鉄

フエロモリブデン
 フエロバナチウム
 フエロタンクステン
 フエロチタン
 フエロボロン

特殊合金

アルミニウム
 アルミチタン銅
 アルミボロン銅
 アルミバリウム銅
 ベリリウム

稀有金属

金 層 層 層 層
 金 層 層 層 層
 金 層 層 層 層
 金 層 層 層 層
 金 層 層 層 層

スチロール 高周波電氣絶縁材料
 樹脂製品 超短波電氣絶縁材料
 ポリスチロール フレキシブルグラス

純鉄

高級高速度工具鋼
モリブデン鋼
 パイプ・カッター・ドリル・リマー・ハクソー

各種研削砥石

三 德 工 業 株 式 會 社

本 社 東京市芝区田村町六丁目七番地四
 電話 芝(43)代表 4171-6

大阪事務所 大阪市東區備後町二第二野村ビル
 電話 本町(24) 0997

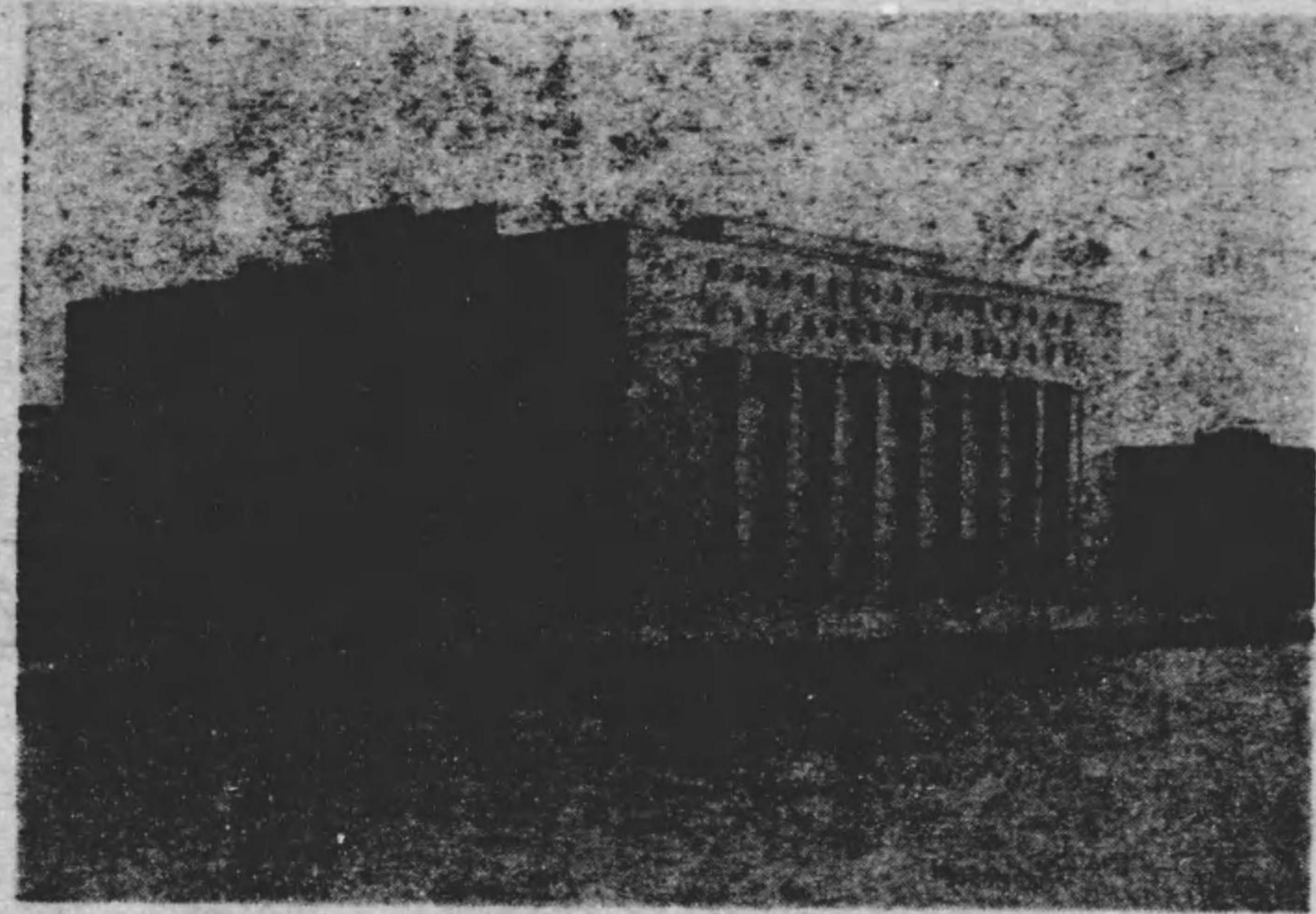
大 森 寮 業 工 場
 川 越 合 成 樹 脂 工 場
 秋 田 純 鉄 工 場
 川 越 特 殊 製 鋼 工 場
 深 江 金 層 工 場

日本自動車株式會社

東京市赤坂區溜池町三十番地
電話赤坂(48)二〇九四番

理想の生命保險

確 實
低 廉
親 切



第一生命保險相互會社

東京・日比谷

圓萬千參金本資

日曹人絹パブル株式會社

七地番八目丁二町手大區町麴市京東

★心を籠めた★

勝関慰問用品

七 階



伊東屋 銀座

日魯漁業株式會社

精工機械製造

株式會社 金鈴舎

本 舍 東京市本所區向島請地町十一番地

電話 墨田 一七八六七番

青戸工場 東京市葛飾區青戸町三丁目二七四八

電話 新宿 一七四番

國史「輝く皇國」編纂

東邦社 代表 山元昇

東京市澁谷區代々木本町七四三



新興キネマ株式会社

東京市京橋區八丁堀二丁目三番地

電話京橋 (56) 自五五一一七五 至五五一一七五 番

新興キネマ株式会社大阪支店

大阪市南區難波驛前(御堂筋) 電話(戎) 五二一六・六二六八

新興キネマ京都撮影所

京都市右京區太秦峰ヶ岡町 電話(壬生) 四一三二・二三五五

新興キネマ東京撮影所

東京市板橋區東大泉町 電話(石神井) 七九・一〇七

取締役社長	白井信太郎
取締役副社長	城戸四郎
常務取締役	野村新
取締役京都撮影所長	永田雅一
取締役東京撮影所長	六車修

- 高級工具並 = 精密機器各種
- 精微風壓計・ピトー管・空氣力學天秤各種
- 乾式・濕式瓦斯量器各種・瓦斯工事用工具一式



株式會社 園池製作所

東京市品川區東大崎一丁目八五五番地

諸官廳納入

防水布
綿帆布製造
擬革布

日本加工織布株式會社

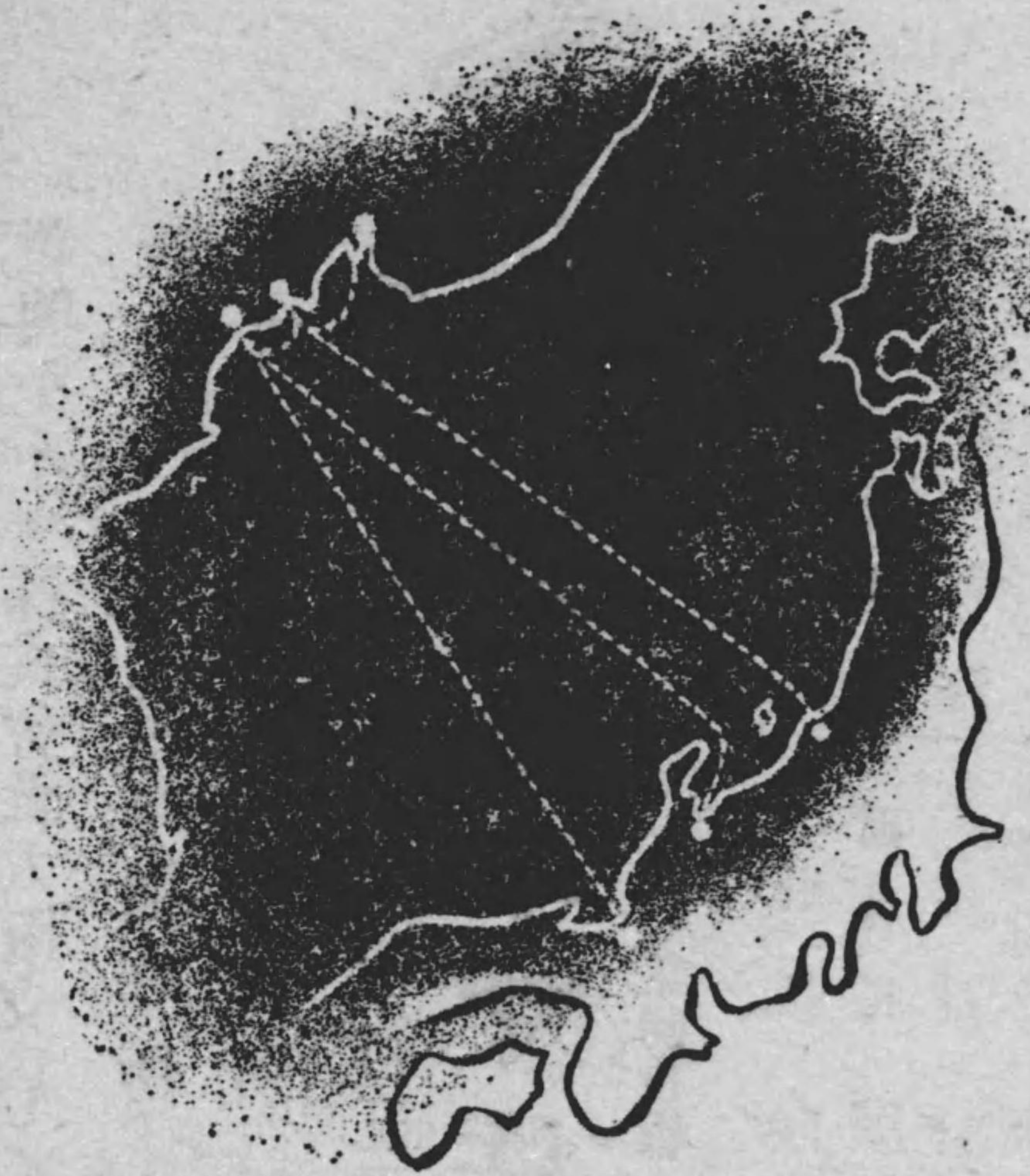
東京市神田區元岩井町三十九番地

電話漢花

(67)

一、〇〇二
六三三七六
番番番

第一番近しい日滿連絡



新潟・毎月偶數日午後四時發
伏木・毎月五日の日午後四時發
敦賀・毎月一、七の日午後四時發

町幸内・町麴・京東

日本海汽船

代用品策 愛國オイル類製造發賣元

東京理化學研究所

代表 鈴木金右衛門

東京市麻布區新廣尾町一ノ二二三
電話三田(45) 代表 二八三一
二七六四番

資本金五千萬圓

日曹鑛業株式會社

東京市麴町區大手町貳丁目八番地



營業品目

計 壓 器 類	氣 象 計 器 類
回 轉 計 類	車 輛 用 計 器 類
寒 暖 計 類	各 種 自 記 計 器 類
航 空 計 器 類	諸 試 驗 計 器 類

東京市蒲田區原町一〇番地

日本計器製造株式會社

電話蒲田2866・3976・4418

目品業營

特種機械、一般電氣、化學器具、理化、醫藥、計器、工業、肥料、食品、工業、建築、各種粉、末、製、品、等、品、ノ、品、負、他

日本特殊工業株式會社

東京市牛込區若松町五十五番地

本社 電話牛込(34) 二四三番

品川第一工場 品川區東品川四丁目三十五番地

品川第二工場 品川區東品川四丁目三十六番地

電話高輪(44) 四三三番
六五五番
六八二番
八五四番

哈爾濱支店 哈爾濱斜紋一匯街一八號

電話ハルビン 二四一五番
六三三七番



大阪製鎖造機株式會社

目種業營

錨、鐵鎖、鐵板及鐵構製品
鑄鋼及鑄鐵、化學機械
齒車全般、工作機

本社 大阪市此花區

四貫島笹原町一番地

工場 春日出工場、朝日橋工場

電話福島(44) 三三九二(3)
三六三五(3)

茨木工場、溝口齒車工場

前川工作機工場

出張所 東京、橫須賀、吳、九州

工場 橫濱、東京、九州



住友生命保險株式會社

大阪市東區北濱五丁目二二番

恒 正 倉 小	長 會 役 締 取
郎 二 敬 澤 北	役 締 取 務 專
則 正 松 小	同 務 常
助 之 政 井 平	役 查 監 任 常



王子製紙株式會社

取締役會長 藤原銀次郎
取締役社長 高島菊次郎

本社 東京市王子區王子町
營業所 東京市麴町區有樂町
三信ビルデング内

陸軍士官學校
陸軍航空士官學校
陸軍航空技術學校
陸軍航空整備學校
高射砲隊

公認御用



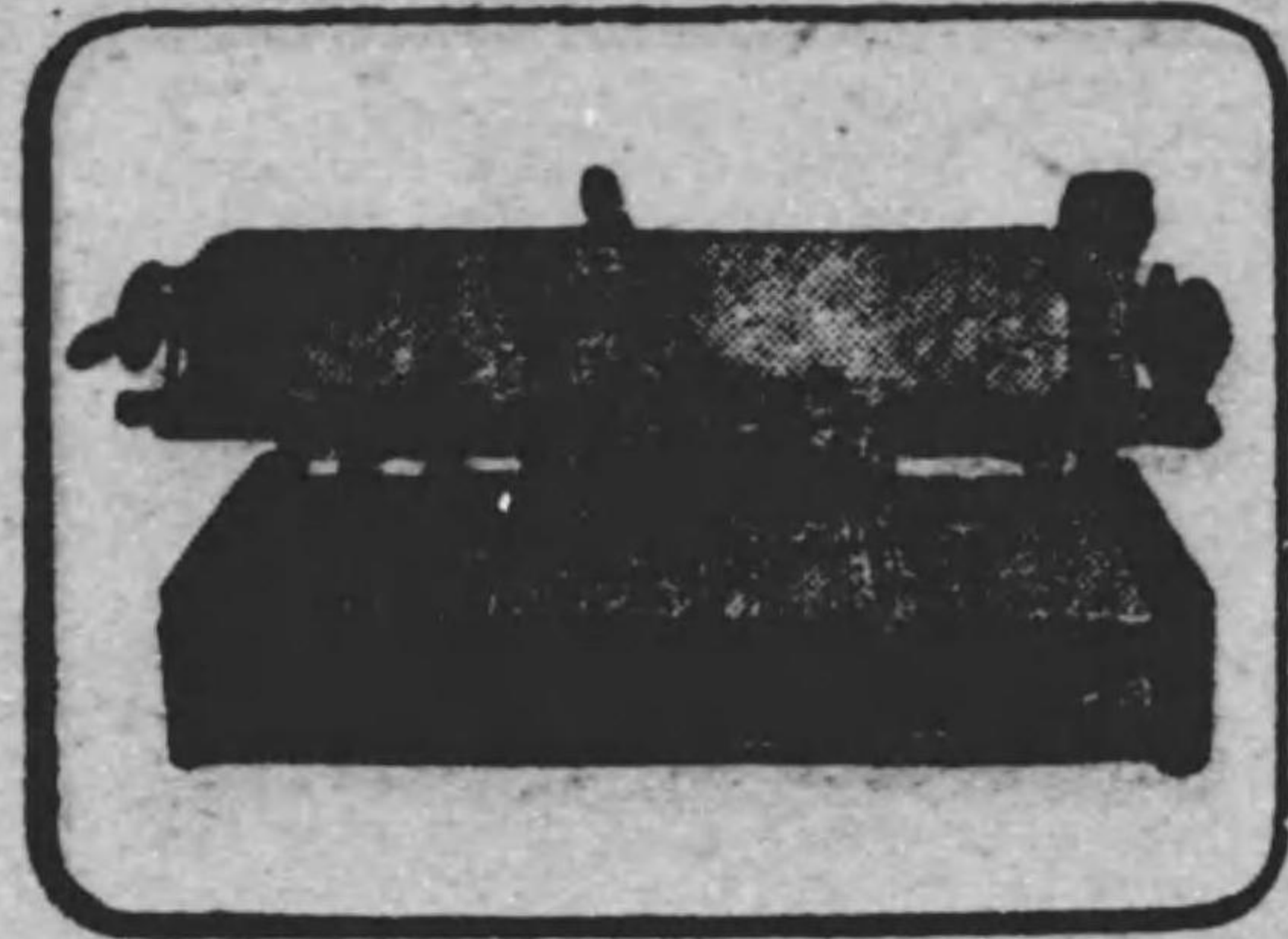
朝日屋洋服店

稻飯良行

東京市四谷區本村町九番地
電話四谷(35)七九六三番
振替東京一三七四六七番

竹葉亭

邦文タイプライター



完備せる販賣網

型録贈呈

資本金 壹千五百萬圓

營業種目

タイプライター 附屬品
 簿寫器及附屬品
 金類事務用器
 高級事務用器
 萬能自動鑄造機
 邦文モノタイ
 印刷機械材料
 工山用機
 鑄出雜貨類
 輪出雜貨類

日本タイライター株式會社

本社 東京市橋區一丁目二番地

支店 大阪・名古屋・札幌・金澤・仙台・新潟・静岡・函館・小倉・福岡・北九州・天津・上海・青島・濟南・哈爾濱・大連

有利な配當堅固な基礎

利益配當割増金付 **愛育保險**

利益配當付 **徵兵保險**

可愛い坊ちゃんの
入營中の御入費に

可愛い嬢ちゃんの
結婚の御支度に

事業の御資金に

學資の御用意に

國華徵兵

本社・東京銀座



資本金 壹千六百貳拾萬圓

日清汽船株式會社

東京市麴町區內幸町二ノ一ノ三
電話銀座 二二二二八七

ルークルシ

洋服生地
シャツ
靴下
手袋
絨毯
レインコート
婦人兒服地



雄三達安長社 圓萬百二千二全本在
ルビ素の味町寶區橋京市京東
宮ノ一村川寒縣川奈神工造ルークルシ

社會式株業産和昭

陸軍省・海軍省・鐵道省・逓信省・指定工場



銅・真鍮・青銅
アルミニウム
管・棒・線・板
マクネシウム
輕合金鑄物

湯淺伸銅株式會社

大阪 市西成區長田三丁目
電話 櫻川(上)一八八三・三一五一番
天下茶屋二二一五・四〇九一番
出張所 名古屋市不二見町四五番地
東京市日本橋區小傳馬町三丁目
販賣店 大阪市西區西長城北通三丁目

目 業 營

艦艇・各種船舶建造並修理
石油精製裝置並石炭液化裝置
陸船用諸機械並化學用諸機械
鐵構・鑄造・鍛工・其他一般鐵工品



株式會社 藤永田造船所

本 社 大阪市住吉區柴谷町四四番地
船町工場 大阪市大正區船町六番地
東京出張所 東京市麴町區丸ノ内三菱二十一號館
神戸出張所 神戸市神戸區明石町三二(明海ビル)

北白
鉄 山

山は招く



吉野熊野国立公園

吉野群山

大台ヶ原山
山上ヶ嶽 (大峯山)

爽快な北山麓下り

ハイキング割引

大観上本町より—小児半額

信貴生駒縦走 一円

石切より生駒山上へ 七角

信貴山より龍田・法隆寺へ 一角

多武峯より石舞台・岡寺へ 一角

飛鳥史蹟めぐり 一角

赤目四十八滝より香落溪へ 三角

天理より長谷寺へ 一角

平城史蹟めぐり 八角

生駒山脈をめぐる湖玉コース 一角

大軌・参急電鐵

時局下の四信託例

賜金の信託

(特別に御奉仕申し上げます)

生命保険信託

(保険金額壹千圓以上)

國債運用信託

(壹萬圓以上、信託基金に御利用下さる)

報國金銭信託

(五百圓以上、二ヶ年又は五ヶ年以上)



關西信託株式會社

本店	大阪市東區北濱四丁目
東京支店	東京市麹町區丸ノ内二丁目
京都支店	京都市中京區室町通六角
名古屋支店	名古屋市中區廣小路通一丁目
小倉支店	小倉市京町一丁目一番地

栗林商船株式會社

東京市麴町區丸ノ内二ノ二(丸ビル内)
電話丸ノ内(一)二二〇七—九番
(二)二二〇〇番

滿洲重工業開發株式會社

總裁 鮎川 義介

東京市芝區田村町一丁目二番地
電話銀座(57)六二二一—一〇番
七二三七—九番



日本ゴム株式会社

取締役社長 石橋正二郎

本社 久留米市

製品種目

一般機械器具類
一般兵器類
各種教練銃



中央工業株式会社

東京市京橋區木挽町三丁目四番地
電話 京橋 八一三二・八八八六
九三五四・九三五五

新倉工場 埼玉縣北足立郡新倉村字松蔭四五〇番地
電話 白子 〇〇六六・〇〇四

柏木研究所 東京市淀橋區柏木二丁目六三〇番地
電話 淀橋 〇二六六

地方代理店 大倉商事株式會社
教練銃代理店 株式會社 大倉銃砲店

工場及代理店

大森工場	東京市大森區境方町二丁目三番地	電話 大森 七三九五
南部工場	東京府北多摩郡國分寺村本多新田	電話 國分寺 七九〇三
王子工場	東京市王子區稻付	電話 赤羽 二二〇三

◇攻ル・守ルニ適セル刀身及外装

日本刀展覽會及ビ
軍刀共進會ニ於テ

- 最高名譽賞
 - 特選賞
 - 陸軍大臣賞
 - 海軍大臣賞
- 各受領ス

特長外装

優美ト實用向ノ

特許軍刀

詳細型錄申越次第進呈

東京市芝區新橋七丁目四

諸官衙御用達

品質本位
迅速丁寧



若瀨軍刀製作所

電話芝(43)八四八八番
振替口座東京一五九〇九番

皇刀軒梶原政美先生著
試斬ノ本、圖解説明付キ

◎初心 一刀兩斷法◎

◎コレゾ天下無類ノ書

前金註文ハ

送料無料

戦地註文者

ニハ定價ノ

一割引トス



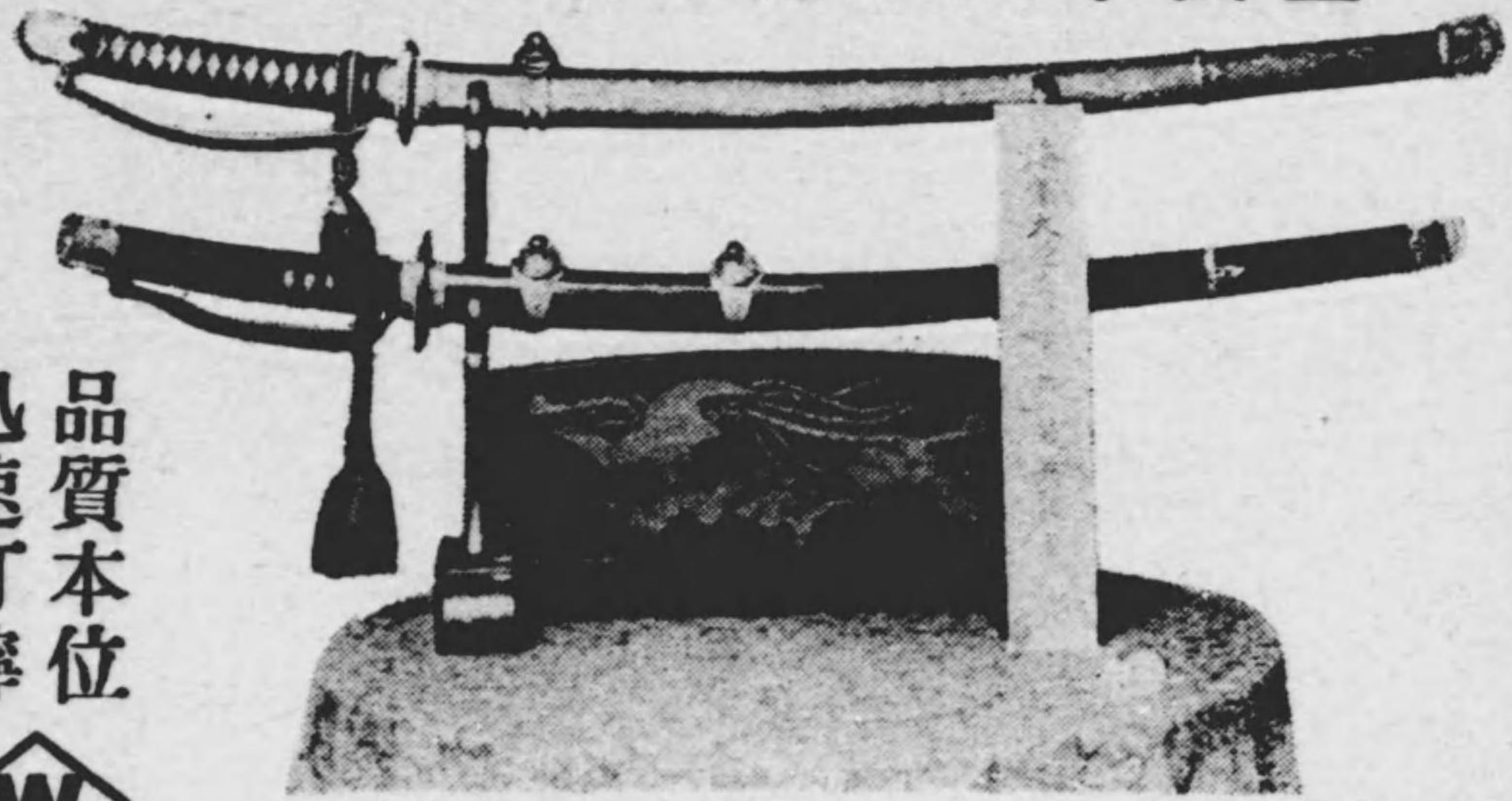
東京市芝區新橋七丁目四番地

發行所 東京試斬會

若瀨政吉

電話芝(43)八四八八番
振替口座東京一五九〇九番

皇國軍人に完全な軍刀



本社

北海道小樽市南濱町四

北日本汽船株式會社

東京市麴町區内幸町二丁目一番地

高度國防國家建設の礎！

理想の貯蓄……

徴兵保険
出世保険



本社 東京・日比谷
社長 吉田 義 輝

富國徴兵

大日本製糖臺灣支社

台灣台南州虎尾街虎街虎尾七〇

最大の工場 最大の技術 最優の製品



各種切削工具類	精密工具全般	各種ゲージ	マイクログローブ	精密部品	治具全般	精密機械	磨線・ピアノ線	鍛工品	鋼球・球軸承	特殊鋼
---------	--------	-------	----------	------	------	------	---------	-----	--------	-----

資本金 五千萬圓 社長 井村荒喜

不二越鋼材工業株式會社

本社
富山市石金二〇
電話代表3191番(5)2454番

東京事務所
東京市京橋區銀座西三ノ一(キクマサビル)電話京橋2528・236番

大阪營業所
大阪市西區新町通三丁目一六 電話新町 4536・5129番

名古屋營業所
名古屋市熱田區澤上町二丁目三五 電話南4595番

出張所
横須賀・吳・小倉



明治二十六年創業

大阪市北區堂島濱通二丁目二番地渡邊橋北詰

大阪海上火災保險株式會社

資本金 壹千萬圓
 諸積立金 壹千三百萬餘圓
 最近二十四年間
 收入保險料 金參億壹千七拾萬餘圓
 支拂保險金 金壹億八千八百七拾五萬餘圓

火災保險 自動車保險
 海上保險 航空保險
 運送保險 信託保險
 傷害保險 盜難保險

支店 東京、神戶、橫濱、名古屋、福岡
 出張所 京城、新京、金澤、
 營業所 仙臺、京都、上海、廣島、門司
 代理店 內外樞要ノ地ニ三千四百餘店

電話北
 自六六八〇一
 自六九九一三
 自六九八〇一
 自六九九一四

資本金 五千萬圓
 設立年月日 昭和拾參年參月貳拾九日

東滿洲產業株式會社

取締役社長 中村直三郎

本店 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地
 新京支店 新京特別市中央通四一
 京城出張所 京城府竹添町二ノ七〇
 北京出張所 北京市內二區東堂子胡同五十三號
 泊榮礦業所 樺太泊居郡泊居町大字泊居
 張家口出張所 字常盤丁五ノ六
 幌岸礦業所 蒙疆張家口鼓樓北街三號三一〇一
 樺太鵜城郡鵜城村字幌岸

創業明治14年



資本金3千萬圓

艦艇、船舶の新造並修繕

艦艇、客船、貨客船、貨物船、油槽船、連絡船、渡船、淺吃水船、岩砕船、砕氷船、鋤鏈式淺浮船、唧筒式淺浮船、ブリストマン式淺浮船、ディッパー式淺浮船、漁業取締船、漁業指導船、トロール船、捕鯨船、鯨工船、流網漁船、延縄漁船、冷蔵船、鯉釣船、漁獲物運搬船、ケーブル敷設船、練習船、曳船、小蒸汽船、ヨット、モーターボート、鋼製バーザ、船渠扉船、棧橋用脚船、浮標

橋梁、鐵骨、鐵塔

鋼橋桁、轉車臺、建築鐵骨、送電線用亞鉛鍍鐵塔、諸鐵構

大型貯槽

淡水槽、重油槽其他油槽、瓦斯槽、ガソリン槽

鉄管及電氣熔接管

水壓鐵管、導水管、排泥管、注砂管

水門扉

タンダーゲート、ロンリングゲート、スルースゲート、マイターゲート、捲揚装置

原動機

陸用及船用内燃機關、陸用及船用汽機、船用烟管式汽機、水管式汽機、ランカシヤー型汽機、多管式汽機、コルニッシュ型

汽機、クローニー式汽機、整型各種汽機、廢熱汽機

鑛山機械

採金船、碎礦機、分級機、選別機、シツクナー、送風機、運炭車

土木機械及農耕機械

スチームショベル、エキスカベーター、杭打機械、掘揚機械、各淺深機械、汽力深耕機、ディーゼルトラクター

捲揚機及運搬機械

天井移動起重機、ロコモチーフクレーン、石炭鑛石、積卸及運搬装置、タワークレーン、半頭起重機、各種コンベヤー、エレベーター捲揚機、コークガイド車

化學機械

粗碎及粉碎装置、煨燒及燃焼装置、蒸解及解碎装置、捏和及攪拌装置、混合及熔解装置、濾過及分離装置、接觸及反應装置、蒸溜及精溜装置、蒸發及結晶装置、吸收及洗滌装置、加熱及冷却装置、調濕及乾燥装置、ガス及液輸送装置、各特殊機械

鍛壓機械

水壓機、クランクプレス、汽錘、氣錘

其他機器

製鐵機械、原軸装置、金屬加工機、陸用及船用補助機械、スチームアッキュムレーター、復水装置、蒸汽加熱装置

株式會社 **大阪鐵工所**

大阪・長崎・日立館

櫻島工場

大阪市此花區櫻島南之町

築港工場

大阪市大正區船町

因島工場

廣島縣郡土生町

彦島工場

下關市江ノ浦町

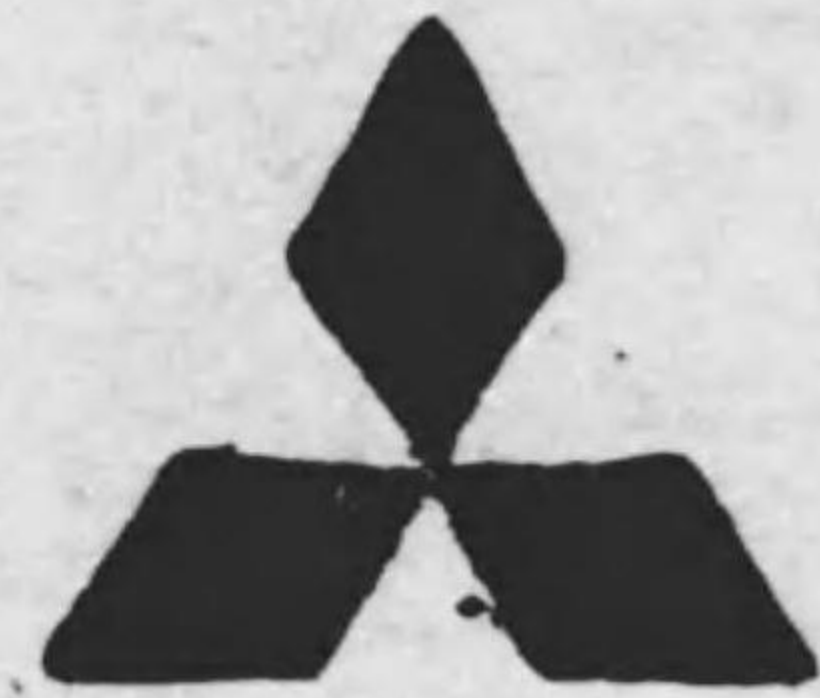
新東亞建設の
聖王業完成遂…
百二十億國民貯蓄の
國策に順應する爲
に今こそ生命保険
加入の絶好機會です

千代田生命



14.4

612



三菱重工業株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内

支店

長崎造船所
長崎造船所
長崎兵器製作所
長崎航空機製作所
名古屋金屬工業所

神戶造船所
神戶造船所
長崎濱船渠
長崎發動機製作所
名古屋發動機製作所
東京機器製作所

營業科目

船舶艦艇ノ建造並修理
航空機及同用發動機並附屬品ノ製造並修理
艦船用、主機補助機、其他
航空機用發動機
陸軍用機
車輻
鐵工
鋼鑄物、打物及特殊製合金類
アトメタル製家具類(鋼製家具類)




營業品目

蚊 蒲 羅 毛 本 銘 婦 人 子 供 洋 服
仙 仙 布 紗 團 帳
シヤツ 雜 貨 類

第一編 大綱カATALOGUE

電話日本橋五七一より五八〇
振替口座東京四四九九番

東京日本橋角
西川商店



1897



